

目 次

第9回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月17日）	3
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月18日）	9
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月19日）	25
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月22日）	47
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月23日）	51
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月24日）	61
第9回大宜味村議会定例会会議録（12月25日）	65
第9回大宜味村議会定例会会議録（1月6日）	71
第9回大宜味村議会定例会会議録（1月7日）	107
第9回大宜味村議会定例会会議録（1月8日）	151

第 9 回大宜味村議会定例会会議録 (会期日程表)

開会 昭和55年12月17日

会期23日間

閉会 昭和56年 1 月 8 日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月17日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第43号～議案第49号 提案説明
12月18日	木	本会議	午前10時	議案第43号～議案第49号（検討） 質疑
12月19日	金	本会議	午前10時	議案第43号～議案第49号（検討） 質疑、討論、採決 議案第50号～議案第52号 議案説明、質疑、討論、採決
12月20日	土	休 会		
12月21日	日	休 会		
12月22日	月	本会議	午前10時	議案第53号～議案第54号 提案説明
12月23日	火	本会議	午前10時	議案第53号～議案第54号（検討） 質疑、討論、採決
12月24日	水	本会議	午前10時	陳情第13号（検討）

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
12月25日	木	本会議	午前10時	陳情第13号（検討） 決議案第7号 採決
12月26日	金	休 会		
12月27日	土	休 会		
12月28日	日	休 会		
12月29日	月	休 会		
12月30日	火	休 会		
12月31日	水	休 会		
1月1日	木	休 会		
1月2日	金	休 会		
1月3日	土	休 会		
1月4日	日	休 会		
1月5日	月	休 会		
1月6日	火	本会議	午前10時	一般質問
1月7日	水	本会議	午前10時	一般質問
1月8日	木	本会議	午前10時	陳情第13号（検討） 討論、採決 決議案第8号 採決

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和55年12月17日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和55年12月17日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年12月17日 午後4時48分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘 安 昌 君	総 務 課 長	崎 山 勝 正 君
助	役	新 城 繁 正 君	書	記 島 田 哲 夫 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	山 城 保 雄 君	書	記 前 田 孝 君
---------	-----------	---	-----------

6. 議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第43号 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第46号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第47号 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第48号 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算

日程第9 議案第49号 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。

よって、昭和55年大宜味村議会第9回定例会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により議長において、14番 親川富二君、2番 平良真光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため、休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時53分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から昭和56年1月8日までの23日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から昭和56年1月8日までの23日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時54分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第3 議案第43号から日程第9 議案第49号までを一括議題といたします。

順次村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 第2条第1項中129,200円を137,600円に110,200円を117,000円に100,700円を107,000円に改める。これの提案理由につきましては、最近の経済事情にかんがみ報酬額を改める必要があるのでこの案を提出する。

よろしくご審議の程お願いいたします。

別表中34,000円を36,000円に28,000円を29,700円に改める。最近の経済事情にかんがみ報酬額を改める必要があるのでこの案を提出する。

別表1中380,000円を405,000円に307,800円を328,000円に288,800円を308,000円に改める。

最近の経済事情にかんがみ給与を改める必要があるのでこの案を提出する。

第3条中285,000円を308,000円に改める。最近の経済事情にかんがみ給与を改める必要があるのでこの案を提出する。

第13条第2項1号中100分の230を100分の220に100分の115を100分の110に2号中100分の290を100分の270に100分の145を100分の135に改める。

第13条の3第3項中10,000円を11,000円に3,000円を3,500円に6,500円を7,500円に改める。

別表第1及び別表第2をそれぞれ別紙のように改める。

最近の経済事情にかんがみ職員給与を改める必要があり、期末手当については人事院勧告による国、県並みの支給率に準ずるためこの案を提案する。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ66,130千円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,318,977千円とする。

歳入につきましては村税の増額補正、それから普通交付税が確定しておりますのでその補正、県支出金等も増がありますのでこれの補正、更に村債の補正でございます。

歳出につきましては、主に条例と関連しますところの人件費の増額、その他事業関係でやるべきの残されたりしておりますので、更に過疎債で追加増額が認められましたのでそれを補正いたしているわけでございます。予算の内容につきましては助役の方から説明させますので、よろしくお願いいたします。

歳入歳出補正予算の総額は歳入歳出それぞれ2,640千円追加し、総額148,462千円と定める。

歳入につきましては国民健康保険税の補正、国庫支出金の補正をいたしまして、歳出につきましては人件費と保険給付費のものをやっているわけです。

内容につきましては担当者から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時19分）

再 開（午前11時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 議案第43号から議案第47号までの改正にあたっての基本的な考え方について補足説明いたしまして、具体的な内容につきましては担当課長から詳しく説明させたいと思います。

特別職の報酬及び給与等の改善につきましては、私共としましては県の町村会の方から毎年資料として提供されるわけですが、特別職の給与及び報酬等についての改正の基準案というのが出ております。

それに基づいて本村の実情をこれに加味いたしまして適正な改正額というものについて、

大宜味村の特別職報酬等審議会に諮問いたしまして、その諮問に基づきまして村長が最終的に決定するという手続きを採っているわけですし、長に対する比率も助役が81%、収入役が76%、議長が34%、副議長が28%、議員が26%というような基準が示されているわけです。これを審議会に資料として流しまして、更に村の財政事情とか或いは民間、これまでの一般職の給与等も検討いたしまして改善率を決定するという事になったわけでございます。

なお、一般職員の給与につきましては、今年は努めて国や県の人事院、或いは人事委員会等が適正な改善額だと示すものに基づいて職員の給与も改善していこうというのが基本的な姿勢でございます。

したがって職員労組との話し合いでも人事院の勧告を尊重するという立場をとってまいりました。11回程話し合い持ちまして続けて来たわけですが、沖縄県下の各地方自治体の話し合いの結果が出てまいりまして、その中間に県の勧告が出まして国が4,61%に対して県は4,64%、その較差是正のために0,3%国を上回る改善率が示されたわけです。従いまして私共といたしましては国よりも県の方がやや私共の地方の自治体といたしましてはより適正ではないかということで4,64%を提示して話し合いを続けてまいりましたが、組合はそんなに差はないんだから基本給の7,600円はどうしても確保しなければならないと、もし、そういうことが村の方で応じることが出来ないということであれば、或いはあくまでも4,64%というのを譲らないということであれば話にならんというようなことでございまして、私共としてもいろいろ検討して如何に解決していけばいいかということで、最終的に村長もまじえまして条件を出しましょうとそれは皆さんも意見を主張しているわけだから私共の意見も尊重してもらいたいということで、給与も国、県並みに是正していきたいし、期末手当については国や県の職員よりも3%程高い率になっているわけです。これは去年の例もあるものですから、他の自治体と調整も図りながらなるべくそういう方向にもっていくということで、それでは期末手当を県並みに100分の490にもっていこうじゃないかということで、それに自治省あたりからいろいろヤミ給与とか空出張とかということが話題になっている最中でございます。本村は勤務時間に関する条例はありますが規則がないということで規則についてももっと鮮明にして勤務時間等もはっきりして、そういう不評を買わないように、規則の制定についても協力願いたいということで提示しまして話を詰めたわけでございます。

それにつきましては組合側からいろいろ条件が出まして、そのままではのむことは出来ない、30%も削られて下がるわけにいかんということで、その分について去年を上回るということの保証をやってくれという条件がございました。それから職員の給料にでこぼこがあるから特に落ち込みを是非是正してほしい、これは数年来の要求であるというようないろいろな条件を提示されまして、再度検討してまいりまして皆さんの主張も分りましたので私共

の主張も十分汲取ってほしいということで双方そういう条件を提示しながら11回の団交でそれでよろしかろうと、7,600円の改善はやって上げましょうと、それから期末手当は来年から490にもっていきましようということで今回の提案になったということです。更に7,600円は基本給ということでございまして、率にいたしますと平均給与の4,77ぐらいになるわけです。これは4月1日現在ということになっておりまして、4月1日現在は職員の欠員があるわけです。消防組合の発足によりまして2人が出向いたしておりますので1人は欠員、課長の方は私が職務を代理するということで2月以上空席でございました。ですから厳密な比較は出来ないわけですが、一応4月1日現在の平均給与を押えまして4,7をちょっと上回る額になるわけです。

別表の基本になっているのも人事院勧告に基づきまして中堅層の給与を少し高めなさいと、上の方は県よりも間差がないということで低いぐらいだということで、去年もそうでしたが今年も適正な給与体系にもっていくということで配分率につきましても組合と私共の方で相談いたしまして、今回提案しております表を作成しそれをご審議願うということで提案しているわけです。給与につきましては基本的にはこのような考え方に立ちまして改善をしていこうと提案しているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時43分）

再 開（午後4時47分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時48分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和55年12月18日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年12月18日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年12月18日 午後5時12分)

2. 出席議員 (13名)

2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君
8番議員 崎 山 喜 弘 君	

3. 欠席議員 (1名)

1番議員 玉 城 一 昌 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	税 務 課 長	宮 里 盛 順 君
助 役	新 城 繁 正 君	厚 生 課 長	稲 福 幸 三 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	教育委員会 総 務 課 長	大 山 岩 昌 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	山 城 保 雄 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第2号）

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第43号 | 大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第44号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第45号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第46号 | 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第47号 | 大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第48号 | 昭和55年度大宜味村一般会計補正予算 |
| 日程第7 | 議案第49号 | 昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 |

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 副議長（平良真光君） 議長が都合により欠席されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が代わって議長の職務を行ないますので、よろしくお願いいたします。

只今の出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第43号から日程第7 議案第49号まで一括議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時44分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

議案第48号の差し替えの説明を求めます。

○ 助役（新城繁正君） 大変申し訳ないことをいたしまして、おわびいたします。計算にミスがございまして皆さんのご了承を得たいということで差し替えをさせていただいたわけですが、監査委員費の補正前の額1,062千円、補正額45千円で計1,107千円になるべきですが、当初の案には1,105千円となっております数字の誤りがございました。それを1,107千円に改めたいと思います。

それから保健衛生総務費の補正前の額が7,868千円で補正額が当初の案では1,037千円となっておりますが、数字を確認してみますと951千円が正しいようでございます。計が9,905千円を8,819千円に改めたいということです。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時46分）

再 開（午後2時28分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

5番入場。

これより議案第43号から議案第47号までの質疑に入ります。

発言を許します。

○ 7番（山川正行君） 43号から46号まで関連するわけですが、今回の条例改正の中に、職員の期末手当が30%カットされて49で提案されていますが、特別職のものにつきましては据置きとなっております。何か意図するところがあるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに職員のものにつきましては減額してあります。職員のもの

の出すから当然特別職のもの出すべきであつたと思うんです。出されていないのは申し訳ないんですが、56年度からの適用になりますので、適用の時までは議案を出しましてご審議をお願いしたいと思っています。

○ 7 番（山川正行君） 職員のものは何故今出したのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 別に他意はございません。本当に申し上げますと特別職のものと一緒に出すべきではなかろうかと思っているわけですが、出てないのは申し訳ないと思っています。

○ 7 番（山川正行君） 職員のは56年度から適用されるわけですが特別職のものもそれまでに出すお考えですね。

○ 村長（根路銘安昌君） 一般職員の適用する時期までは特別職のものも是非出したいと思っています。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 2 時 32 分）

再 開（午後 3 時 27 分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

おはかりいたします。

今村長から議案第43号及び45号について別紙のとおり差し替えしたい旨、口頭による申し出がありますが、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号及び45号の差し替えは承認されました。

差し替えの理由の説明を求めます。

○ 村長（根路銘安昌君） 議案にミスがございまして差し替えお願いいたしましたところ、議会のご了承いただきまして誠にありがとうございます。又、大変申し訳なく思っているわけです。

議案第43号の差し替えについてであります。当村の案は報酬の改正だけでありましたが、期末手当の額を100分の230を100分の220に改めたいということです。これは第5条第2項第2号中をそのように改めたいということです。報酬の改正につきましては経済の最近の事情を考慮いたしまして改正の必要があると、又、期末手当につきましては県などの特別職の支給率から見まして改正の必要があるということで提案いたしておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議案第45号の差し替えであります。当初の案は給料の改正だけでありましたが、第4条

中100分の230を100分の220に100分の115を100分の110に期末手当の額を改めたいということです。給料につきまして最近の経済事情、或いはその他の情勢から見まして改正の必要があるというふうに考えます。期末手当につきましては県あたりの特別職の支給率等から考えまして改正の必要があると思って提案いたしているわけです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時37分）

再 開（午後3時38分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

議案第43号から議案第47号までの質疑を続行いたします。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 43号から46号まで共通した問題でありますので一括してお伺いしたいと思いますが、特別職の報酬及び給与について審議会の答申を受けておられるわけですが、諮問のし方はどういう形で諮問されておられるのか。例えば、妥当な数字を出して諮問しているのか、或いは資料は添えているが白紙諮問であるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別職につきましては現在の各市町村の状況、それから県の町村会の特別職の報酬審議員が答申していただきましたのを参考資料としまして出して、それから検討していただいているわけです。教育長のものにつきましても他の町村のものを参考に出しているわけです。非常勤の特別職につきましても他の町村の現状を参考資料として出しまして、そのようなものから審議委員が本村の適当な額として出したことになっているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 只今の答弁からしますと、資料はお出しになっておられるようですが、諮問する内容に当局が妥当と思う数字が表わされているかどうか。その数字について審議会としてはどうかという諮問のし方であるのか。資料は提供するんだが諮問の内容としては白紙諮問であるのかということをお聞きしているんですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 従来もこれで妥当かどうかということでの諮問でなくして、本村のものはどのぐらいが妥当であるか一応審議委員で検討していただきたいというふうなことでやっているわけでございます。こちらから数字を示しての諮問はやっておりません。

○ 9番（松島重克君） 議案第44号の中で前にも問題になったわけですが、手元の資料から見ますと村長、助役、収入役、教育長、議長、副議長、議員までは国頭村、東村との中間で均衡がうまくいっているようです。

ところが、行政委員の方々の報酬が国頭村を全部上回っているわけです。東のものを見ま

すと、上回っているものもあれば下回っているものもあるわけです。ところが本村の場合は先程申し上げた議員以上のものは均衡が保れているが、行政委員のものは全て国頭村のものを上回っている。ということは近隣町村との均衡が保れておらないというように感じるわけです。審議会の審議の過程において適切な資料が提供されているかどうかという点に疑問があるわけです。どういう資料が審議会に提供されているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 44号関係のものとしての資料は現状におけるその他の村の現状の報酬を資料として出しているわけです。

○ 9番（松島重克君） 資料はお出しになっておられるようですが、私が少し疑問を感じているのは手元の資料から見ますと村長から議員までのものは国頭村と東村の中間にうまく均衡が保れているんですが、行政委員は全て国頭村を上回っているわけです。東はでこぼこがあるんです。ところが本村の場合は全部国頭村を上回っているものですから、これは資料の提供のし方にやはり少し問題はなかろうかと、これは前にも議会でも問題ございましたですなあ。上半分は均衡が保れているが下半分は均衡が保れてないということは資料の出し方に問題はありはしないかと思うわけですが、どんなものでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに議員までは東、国頭と率がやや同じである。ところが県の町村会からの答申は議員までしか来ません。それでそれはその率に合わせてやっているわけですが、議案44号関係のものにつきましては比率はまちまちであるわけなんです。大変申し訳ないんですが、去年も答申をいただきましたものを上げ幅が他と比較いたしまして同じ上げ幅ではいかんじゃあないかというふうなことでちょつと落したわけですが、今年も、議員までのものは約6,5%程度になっているわけですが、答申の中にも同じく6,5%上げると来ていましたが、これを6%に抑えるとそのような差が出ないのではないかということで、6%にこれは修正してやっているわけでございます。非常勤の特別職のものは率がまちまちでございまして、どの程度の率というのが特別に示されたものがございませんで、審議委員に諮る場合も北部地区のものを全部とまではいきませんが、大方のものを資料として出しているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 資料は提供されておられるようでありますが、それにしても審議会の答申が高くて多少削ってもなおこういう数字が出たということは、やはり資料の提供のし方、何処の資料をとれば妥当な数字を出すことが出来るかというところにもうひと工夫はしいのではないかと思うわけですね。これは前のいきさつもありますので、出来るだけ東、国頭あたりの資料も十分取り寄せられて審議会に提供しますと国頭、東と均衡のとれた数字が出はしないかと思うわけですが、今後は国頭や東の資料は取る必要はないでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別職の非常勤のものは非常に難しいわけです。

特別の基準というものがこれは設けられてないわけなんです。それで北部の町村見ましても随分開きがあるわけでございます。そういうことでどれが一番正しいやり方かということ良く分かりませんが、我々としても資料を出しておりますのは、なるべく近隣の町村に比較して率的にやや似ているものにとということで、額的にも本村という立場において妥当な線を出してくれというふうなことでやっているわけですが、他と比較いたしますと非常勤の特別職の報酬につきましては、委員あたりは国頭より高いということになりまして、委員長との比較も国頭村とは差があるわけです。国頭、東ということを限定してその中間あたりを出すかということになりますと非常に疑問があるわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 今の答弁は前回こういう質疑が出た時に答弁の中に出て来たことなんです。これは沢山の所の資料を取られるのも結構であります。それは必要でしょう。しかし、近くの国頭、東の資料も取るのは当然だろうと思うわけです。議会の実情を申し上げますと、議会はやはりこういう均衡を見る時に近い所を見るんですね。国頭と東の状況を見て本村はこういう状況だと、手っ取り早いものですからそういうような見方、考え方に立たざるを得なくなっているんですね。だからそういうようなことからしますと、他の北部の町村の資料も結構ですが、国頭、東の資料も取り寄せて審議会に提供する必要はありはしないかと申し上げているわけです。

この数字が高いとか低いとかということよりも、むしろ審議会がより審議しやすいような資料を提供するためには、やはり隣の資料も集められて然るべきでないかと申し上げているんですがどうですか。

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

休 憩（午後4時10分）

再 開（午後4時15分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 資料につきましては東のもの国頭のものその他国頭郡の2、3の町村除いては資料出してあります。

それに基づいて本村の情勢を考慮して検討していただきたいとやっているわけです。おっしゃるように最も近い隣のものを参考にすべきかもしれません。

先程申し上げましたようにこの比率というのが何を基準にすべきかという一定の基準的なものが示されてなくて、北部の地域におきましても見てみますとバラバラであるわけです。それでなるべく近隣町村というのは経済力とかを考慮して歩調を合わせていくというのが望ましいと思うわけです。

そういうふうなことで、実はこの案自体も審議会からは6.5%上げるということに来てい

ましたが私もそれでは高すぎるということで6%に抑えてなるべく近隣町村に近づけようというふうなことにしたわけでございます。

今後、資料の出し方に十分考慮したいと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 議案第47号について伺いたいします。

説明の中で県が4,6、本村の場合4,7ということでございました。そして基本給が7,600円ということでございましたが、県の場合は諸手当含めて4,64となっておりますが、本村の場合は4,7が基本給ということになるのかどうか。

○ 助役（新城繁正君） 先般概略説明申し上げたんですが、私共といたしましては制度を整える、それから均衡を保つということ等、なにしろこれまでの歴史もございますので私共の希望どおりにはまいりませんが、努めてそういうことで給与体系を整えていきたいということで、今回は人勧並みという姿勢を示したわけです。

国の人事院が4,61出ましたし、これを踏まえて県の人事委員会が4,64と、これは手当込みでございます。私共の村の組合の方は統一要求として最低の額だと、7,600円は譲れない額だと、これは基本給だけということでございましたので、それでは基本給として7,600円回答いたしましょう、それに手当が入るわけですから確実なパーセントは申し上げることは出来ませんが、国の場合は4,61の3,8ぐらいが基本給ですから、5,5%ちょっと上回るのではないかと思います、これは村の職員の給与の比較といいますか、官民較差をどう見るかというひとつの問題があるわけですが、本村では民間給与の実態というのがつかめないわけですし、そういうことで国や県の官民較差というものが参考資料として出て来るわけですし、これから見ますと9,000円余りも差があるということでございます。それは勿論手当込みのことでございますが、そういたしますと本村の実態からいたしますと平均給与が国の場合は20万円を上回っていると本村の場合は16万円ちょっとだということになりますと、既にそこに3万円ないし4万円の差が出て来るということで、そのような較差をどのように是正するかということでいろいろ議論をしたわけですが、これをそのまま較差と見るか見ないかということで議論があつてわたり合ったわけですが、これは法律に示されているように給与は職務の内容、社会情勢等をかみ合わさなければならんと、こういうようなもので決めるべきでありますから一気にこの較差を全て100%官民較差と見るわけにいかんということで、私共といたしましては基本給7,600円というのは平均給に直しますと4,7%ちょっと上回るわけですが、国や県の較差からすると是正という意味ではその程度は是正してもまだまだ是正が十分でないと思いますけれども、これは序々に是正しなければいけませんので、そういう意味で今回の場合は基本給に取り上げましょという結論になったわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 定昇が2回あるようであります。2回の定昇率は平均すると何%

になるのか。

○ 助役（新城繁正君） 確実な数字は申しかねるんですが、確かに2回の昇給があるわけですが、平均2,000円と見ているわけです。そうすると4,000円が年間アップするということになりますから、16万円としても0,3ぐらいになります。

○ 13番（平良嘉清君） 審議会の取り扱いにつきましては、当日辞令を交付しまして10時から審議ということのようですがそれには変わりはないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 特別職の報酬審議委員につきましては9時に辞令交付いたしました。

○ 13番（平良嘉清君） この会の持ち方ではありますが、審議会条例の第4条の規定によりまして、即座に会長を互選して即座に会長が招集したという会の運用のし方についてどういうふうに運用したかどうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 確かに9時に辞令交付を行ないまして、5名の委員の方々が互選をしまして即座に会長をお決めになりまして、村から諮問しておりました事項につきまして審議に入ったということでもあります。

○ 13番（平良嘉清君） 辞令交付と審議は別にいたしまして、辞令交付の段階で資料を提出いたしまして若干の検討期間というものを置いた方がいいのではないかという意見も多少承っておりますが、そのようなことについてはどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 審議の件につきましては委員会の権限でございます。審議会条例等説明いたしまして資料出してやっているわけでございます。審議会の答申そのものは何時まで出せという期限は付けてないわけです。

○ 9番（松島重克君） 47号議案についてお伺いいたします。

提案理由を見ますと、最近の経済事情にかんがみ職員給与を改める必要があり、期末手当については人事院勧告による国、県並みの支給率に準ずるためこの案を提出するというようになっています。この説明からしますと、期末手当は人事院勧告に基づいて100分の490に56年度からするということになるわけですが、給与体系についてはどのようにお考えであるかお聞かせ願いたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） 給与につきましても私共といたしましては行政の判断に立った場合には、最も適正な給与体系を確立するためには、現段階におきましては市町村独自の労使間だけで決めるというよりも、国や県にはそのために人事院とか人事委員会とかが置かれているものですから、地方におきましてはそういう機関を置くことが出来ない実情から努めて国の人事院、或いは県の人事委員会等の答申というのが望ましいものではなかろうかということで、従前給与体系の適正化につきまして話し合いをしているわけですが、今回の場合先

程も申し上げましたように、私共といたしましてはせめて今年の話し合いで人事院勧告に沿って給与の是正を行う努力をしようということで、11回にわたりまして話し合いを持ったわけでございます。ところが組合の要求は人事院勧告ではなくて基本給7,600円は是非取るんだというような線でございます。ところが平行線になったわけです。そのとおりにいきますと議会との問題もあるし、時期的な関連もありますので、双方譲らないということになりますれば年を越しての給与の改正ということになりかねないので、去年もそういう実情でありまして反省もありまして、又、要望等もございましたし、他市町村の交渉段階などを調べたりしておりますと、所によりましては7,600円というのが4,64%以下になる所もあるのではないかとというようなことも考えたりいたしまして、我々はあくまでも村の実情でございますが、7,600円というのがあっちこっち交渉の段階で出て来たわけです。本村が北部圏内でも最後まで残ったと、人勧を採用している町村以外では本村が最後に妥結したという実情があります。そういうタイムリミットのなものもございましたし、物価の上昇とか現在までの職員の給与の実態を見ても、初任給は高いと指摘されているんですが全体的に平均してみますとやや改善を、人勧並みとは言っても経験年数とか実態を見てももう少し改善してもよろしかろうということ等も実情としてはあるわけでして、その意味でばこ調整という言葉も出ているわけですが、そういうふうなこともあったりしまして、あえて4,64を主張すると妥結する可能性がない。そうしますとそれではたしてどう解決するのかということ等も考えまして、人事院勧告の4,64の線は守りたかったわけですが、このような情勢からいたしまして4,7%以上になるわけですが、やや少し上積みされたということではあるんですがこうすることで労使で話し合っておいて、どうしても将来人事院が出すところの体系を本村でも採用するような方向にもっていくのが望ましいというようなことで、これは組合にもそういう話し合いはしているわけです。ところがいっぺんにそういうところまでもっていくことが出来ないというのが実情でございます。

そういう判断に立ちまして今回の場合は基本給と手当につきましてはそういうようにいたしましたけれども、期末手当につきましてもいろいろ情勢がございますが、まだ現在でも100分の520、100分の550、100分の500というふうに各市町村大分まだあるわけですが、しかし、これもやはり本村の実態からいたしまして、或いは県の指導とか客観的な情勢から判断いたしましてもどうしても国や県並みに改正といいますか、組合からしますと落されるわけですから大変苦しいわけですが、一応そういうことでこれは今回妥結ということになったわけです。私共といたしましては近い将来に人事院の勧告というものが本村にも採用出来るように努力してまいりたいと考えているわけでございます。

○ 9番（松島重克君） 期末手当は人事院勧告並みにもって来るということは、現在の地

方公共団体としてはもう避けて通ることの出来ない問題になっているわけですね。これはご存知のように交付税から差し引かれると、そうしますと給与においても必然的にそうなると思うんです。努力はされておられるようですが、本当に人事院勧告が示す給与表にもっていきこうというお考えが当局にあるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 給与問題非常に難しい問題であります、前からもそのようにやりたいと申し上げておいて何時やるかということになりまして非常に難しい問題でございます。先程助役からもありましたように職員組合にもいずれ近い内にやらなければいかんということで話し合っているわけですが、我々の中におきましては今の通し号給から等級のあるものに変えていくということを考えていかなければいかんのではないかというふうなことで、それに向けて職員組合とも話し合いしようとしているわけでございます。そういうこととなるべく人勧の方に近づけるということは是非やっていきたいと思っています。

○ 9 番（松島重克君） 近づけるというよりも、今の地方公共団体においては人事院勧告が示す給料表を採用するか、それとも独自の給料表でおしていくのかというところに来ているのではないですか。国、県からは人事院が示す給料表の採用を指導されていると思うんですがね。

だから、近い将来人事院が示す給料表を採用することが可能であるのか。本村では難しいのであるのか。そういう状況は労使間の団交の席を通じておおよそ判断がされるんじゃないですか。出来ればその辺をお聞かせ願いたしと思いますがね。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきまして、現在のところ職員組合との団交におきまして非常に難しい状態にあるわけなんです、しかしながら話し合いを続けていけば必ず理解していただけるんじゃないかと思っております。我々としまでも努力しないわけではなく、今までやっているわけなんですなかなかうまく話し合いがつかんわけでございます。そういうふうなことで、それにつきましてなお一層話し合いを重ねまして、どうにかそれに近づけるように努力したいと思っています。

○ 9 番（松島重克君） これは当局が真剣に考え避けて通れない問題だと思います。勿論、相手のあることですから難しいことは分かりますが、しかし、近い将来そういう回答を出さなければいかん問題だろうと思います。

ところで、今回の7,600円のアップで資料から見て感ずることではありますが、別表1の1号給に該当する人がいるかいないかは別といたしまして、これに該当する人は1.04%1,000円のアップですね。そして85号の方は5.84%15,300円アップになります。これについて当局はどのように感じているかお聞かせ願いたしと思います。

○ 助役（新城繁正君） 資料に基づきました質疑ですが、この表の配分の基本的な考え方

といたしまして、初任給が国や県に比べまして、或いは他の町村もそうでございますけれども高い位置にあるわけでございます。それでいきおい配分率に均衡を保とうとしますと、初任給が号給を変えない限りずっと高くなっていくわけです。

そうしますと現在の体系そのものも高いというふうに指適を受けていると、そして何とかこの給料表で改善もしていかなければいけませんから、決められた条件の中でやろうということでございますので一応配分率というものを考えなければならないということと、今回の場合は昨年度のものとの関連もあるわけでございまして、昨年度は最高の号給で14,000円であったわけです。去年の場合は30%の是正もありましたものですから最終的にはそういうふうになりまして、率からしますと最後の号給で4,09%が配分されているわけです。それに比べまして昨年の場合は30号給あたりから5,52%と、いわゆる中堅を少し配分率を高めていって、その号給でいきますと8,200円、高いところで約9,800円ということで、昨年度も初任給の場合は1,6%の配分で1,600円ということで配分をして議決を願ったわけです。それとの関連もあるわけでございまして、確かに1号給は1,000円のアップで最高号給の場合は15,300円のアップということで非常に不適当だということにも取れるわけですが、これも初任給を余り率を高くして上げていくと上の方にもそれが響いていくという形で、そういうことを是正するというひとつの観点、それからすぐ6号給あたりから4,31%となっておりまして間差が2,400円となっておりますけれども、これは実は調整の段階でもう少し努力して何とか直そうということで一応試みたわけですが、ここをちぢめていきますと下の方が高くなっていくという計算になって来たものですから、それでは基本的な考え方と食い違いが出て来るということで今回はこういうような配分で、去年は中が大分厚かったのも、むしろ上位号の方は配分率からすると低くなっているということです。今回はここを平均何パーセントかずつ上げていって線を少し立てようという形の率になっているわけでございます。

そういうようなことで今回の場合こういう表が出来たということです。

○ 9番（松島重克君） 我々がぱっと見た場合一番感ずるのはやはりアップ額はどうかという事だと思えますよ。初任給では1,000円、そして85号給では15,300円、これは感じとして少し不合理ではないかという感じは強いと思えますねこれは。

1,000円のアップであれば1年でも12,000円でしょう。片方は1か月15,300円ですからね。ケタが違うんです。だから私はこういう通し号給の表を採用されて来ているのでそういう無理が来ているのではないかと感じますね。これはいずれ関係者の方々の中でも大きな意見の食い違いが出て来はしないかと思えますよこれは。だからそういう不公平是正のためには、やはり当局あたりが積極的に前向きな姿勢で取り組まなければならないと思いますね。そういう内部でいろんな意見が出て収拾が取れなくなってから取り組むということでは難か

しいのではないかと思いますね。やはり当局としてはリードしながらの解決を考えられる必要があるかと思います。

それからもう1点、この資料から見ますと県の高校卒の初任給が82,000円、大学卒が97,000円という数字が出ていますが、本村の給与表から比べて大きな開きがあるんですね。

我々何時も貧乏村だ財政が窮屈だということを聞き、又、言っているわけですがね。にもかかわらず初任給でこれだけの開きがある。まして県よりもこれだけ高いということはやはり考えなければいかん問題ではなかろうかと思うわけですが、当局はどういうふうにお考えでしょうか。かなりの開きですね。大学卒あたりでは14,000円ぐらいになるのではないですか。開きが大きいので何かお感じになっておられるのではないかと思います。どうですか。

○ 副議長（平良真光君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時55分）

再 開（午後4時56分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

会議時間の延長についておはかりいたします。

議案第43号から議案第47号までの質疑が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第47号までの質疑が終了するまで、会議時間は延長されました。

質疑を続行いたします。

答弁を求めます。

○ 助役（新城繁正君） 先程のご質問につきましては、私共組合の方とも表を作成する段階に至ります時には、こういうような通し号給になるとどうしても配分の段階で無理が来ると、そして配分率を均等化していこうとすると下の方を上げなくなればなるので、初任給が県や国の同等のものに比較して随分高くなる、これが県の指導の1番厳しいところでございます。もう毎年の程これは言われているわけです。皆さんの初任給は1番高いから、高い方の位置にあるから何とかこれを是正するように努力して欲しいということで指導を受けておりますし、又、現実はこの表作成の段階でも何とか抑えてということで努力してま

いっているわけですが、しかし、どうしても据置くとか号給表を改めるということになりますと大きな仕事になりまして、なかなか難しいことでございます。

それで話し合っている内容といたしましては、この表を採用してそのままいくとなれば、この年間2回の昇給といきますと85号給までしかありませんので、もう82号給が今最高だと思えます。そうしますと来年に最高額に達していくと、そしてその号給が来年も改善されていくということで考えられますので、そうしますと今27万程ですが30万近くになっていくだろうし、別表2につきましても国や県のものに比較して随分差が出て来るだろうということ、上の方だけでなく下の方も上がっていくということでございます。そういう意味では等級をいくつかに枠づけしてしていかないとこの給与の是正というのは難しいとはっきりしておりますので、又、組合の方も団交の席上ではこういうふうなことは私共の話として向こうも聞いてもらっておりますが、正式な答えではありません。又、絞って話し合ったことはありませんけど一応こういう表を見ますと、先程のとおり職員も自分達の段階を良く分かるわけですから、それについて多少改正する必要があるんだということにつきましては、特にこういう配分をした時点から職員間でも話し合いがぼつぼつ出ているという実態でございます。そういう客観情勢がございますので、是非我々としては皆さんのご理解をいただいて適正な給与体系にしたいし、極端に、高いところに行きますとこれを採用しているところは間差が随分開くわけです。7,000円とか8,000円とかいう間差もあるわけですが、お互い方法では1号から2号の間差も83号から84号の間差も殆んど変わりませんので、その意味では下の方が高くても年数が経っていくと少し落ちていくという格好になっていくわけですね。そういう意味でこの配分では少し落しておかないと他町村や等級号給を使っている所の上級の等級のものに遅れをとると、具体的に作業は進めておりませんが、一応そういうことで話し合っておりますし、近い将来にどうしてもそういう形にもっていかなければいけないと我々としては考えておりますし、又、組合の方にも非公式ながらそういうような話し合いをしているという現段階であります。

○ 副議長（平良真光君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって議案第43号から議案第47号までの質疑を終結したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第47号までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時04分）

再 開（午後5時11分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時12分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和55年12月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年12月19日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年12月19日 午後4時51分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
助 役	新 城 繁 正 君	建 設 課 長	古割知 清 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	教 育 委 員 会 長	大 山 岩 昌 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	総 務 課 長	金 城 利 明 君
税 務 課 長	宮 里 盛 順 君	農 業 委 員 会 長	書 記 島 田 哲 夫 君
厚 生 課 長	稲 福 幸 三 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	山 城 保 雄 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第3号）

日程第1	議案第43号	大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第44号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第45号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第46号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第47号	大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第48号	昭和55年度大宜味村一般会計補正予算
日程第7	議案第49号	昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
日程第8	議案第50号	大宜味村土地開発基金条例を廃止する条例
日程第9	議案第51号	沖縄県町村交通災害共済組合の設立について
日程第10	議案第52号	専決事項の指定について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第43号から日程第7 議案第49号までを一括議題といたします。

4番退場。（午前10時01分）

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第48号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 財産管理費の委託料に農村環境改善センター警備及びホール管理として200千円計上されていますが、この警備及び管理についてどのように考えているのか。

○ 村長（根路銘安昌君） これにつきまして、センターの設置管理についての条例を作成したいと思っております。

この予算にありますのは、管理の一環であります。主として警備を考えているわけであり
ます。

警備の内容は主に夜間と勤務時間外を考えています。

○ 9番（松島重克君） この警備の方法はいくつか考えられると思うんです。警備会社に
やる場合と個人にやる場合があるわけですが、この場合はどういう考えを持っているか。

○ 村長（根路銘安昌君） 個人との契約でもってやろうと思っています。

○ 9番（松島重克君） 個人に依頼する場合と警備会社に依頼する場合とではいろいろ条
件が異なろうかと思えます。

その辺は十分検討の上で個人に委託しようという考えであるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） それまでは比較は検討しておりませんが、保障会社が時間時間
に回ってやるというよりも、行事等で使用する場合の電気等の見張りということもございま
すので、民間のある程度電気関係を知っている方が相談出来たらその方がいいのではないかと
思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 私も素人ではっきり分かりませんが、結局、警備上の事故発生の
時点でいろいろな問題が出ようかと思うんです。その場合に個人に委託している場合と警備
会社に委託している場合とでは違ってくると思うんです。責任の取り方で違ってくる、そう

ということもあろうかと思いますが、こういう村の大きな財産を管理警備する場合は十分何処に委託するのがいいのか、これは個人に委託するというでなしに、やはり比較されて、その上で個人の方がいいということであればそれでも結構だが、やはり検討なされる必要はあろうかと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるとおり、そのような細部についての検討までやってないわけですが、実施の段階におきましてはおっしゃるとおり、そのようなもの十分検討してやっていきたいと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） 農業委員会費の報償費、農地利用銀行について助役は良く分からないので後で説明するということでありましたが、農地利用銀行とはどういうものか。

○ 農業委員会事務局長（金城利明君） この事業は今年新しく流れて来た補助金なんです、目的としては農用地の流動化と高度利用を組織的に計画的に推進すると、いわゆる遊休地が大分あるのでそういうものを農用地流動化基本台帳を作成して、これをち密に調査して高度に利用していこうじゃないかということで、1回きりの補助金だということです。

報償費に189千円計上していますが農業委員の方と農業委員出てない部落もあり、経済課長、農協専務、土地改良の組合長をお願いして推進していきたいということで計上しています。この事業を進めていくには実施要領も作成していきたいと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） この銀行の設置主体は何処ですか。県か村か。

○ 農業委員会事務局長（金城利明君） 村で設置していきたいと思います。

○ 3番（山城宗喜君） 林業振興菅の委託料に林道整備計画調査費として2,100千円計上されていますが、調査する地域と調査内容についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 56年度に林道整備計画が県の方でなされておりまして、その路線延長を1キロメートル当り500千円の単価で、これは県が56年度に計画しております県内の各林道をまとめて、県の方で計画作成を委託するというふうなことで計上しています。

○ 13番（平良嘉清君） 只今の質問と関連するわけですが、村の計画の中で県が調査をするのか。調査の方法としてはどのようなになるのか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは現地調査ではなくして、図面上で計画作成することになりまして、これは事業をやる各市町村で予算を計上して県の方が面倒を見て委託するということです。

○ 13番（平良嘉清君） これは県と市町村の割り合いはどのような形になっているか。

○ 経済課長（仲村順三君） 割り合いは聞いてないが、全額関係村が持つんじゃないかと、キロ当り500千円という単価が決まっておりますので、その分を全部関係村が持つんでないかと、そういう方法で進めていくんじゃないかと思っています。

○ 9 番（松島重克君） 農村総合整備費の委託料3,841千円の計上であるわけですが、今の時期にこういう設計調査委託料というものが出てくるということに疑問を感じております。分かり易く説明お願いいたします。

○ 建設課長（古我知 清君） 実はこの件については、9月時点で減額補正やったわけですが、9月議会で補正減したものが事業費に回ったわけです。その時点で委託費も当然補正やるべきであったわけですが、一般財源から補てんするという形で、と言いますのは、事業費においては予算の配分からして委託料というのが補助事業の組み入れ予算の中では間に合わない状態であったわけですが、それが事業進行するために事業費だけを重点的に考えまして事業費に組み入れて来たわけですが、その時点で補正すべきであったと考えております。現段階でそれだけの補正をしなければいかんというのは、前の工事費に回った13,000千円の減額が出たということと、更に改善センターの工事管理費が追加工事が出まして管理期限が延びたということが超過の分となっています。

それに追加工事のための管理の超過、それから追加工事の設計の超過といったものが入り込んできまして、こういうふうな一般財源持ち出しの予算が出たということです。補助事業対象分の管理費の割り当てが、委託管理の設計積算とは大分差がありまして、どうしても補助対象分として認められた管理費の中では消化出来ないという形になりまして、工事管理についての予算が一般財源から持ち出ししなければいかん状態になっております。

実際は9月時点で全体を操作しなければいかなかったわけですが気が付かなくて、今度の議会にお願いしているわけです。

○ 9 番（松島重克君） 事務局費の委託料に270千円不適格建物調査委託料として計上されておりますが、不適格建物ということについてもう一度ご説明願います。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） これは主に戦後出来た校舎の中で、耐用年数が過ぎたものに対して県や国が評価するわけです。

調査の方法としては1級建築士が調査して県に申請して文部省の認可を受けるわけです。それを琉球大学の工学部の先生が判定をしていくというようになっています。

○ 9 番（松島重克君） 不適格というものは耐用年数が過ぎているものということですが、この調査対象になる施設は現在使用されているものかどうか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 現に使用されている建物もございます。

塩屋の校門の前にあります2階、これは復帰と同時に認定を受けています。その外に津波の手前のもの、喜如嘉にもあります。これは大宜味校のものですが、この外にもありますが、昨日県から指示が来たのは56年度の改築対象に対するものを調査してまとめてくれということですが、各学校にそれがございます。

○ 9 番（松島重克君） 危険があるという調査結果が出た場合、現在利用されているこの施設はどうなりますか。

危険性があるという調査結果が出た場合に委員会としては現在使用されている施設はどのような取り扱いをされるか。

○ 教育長（宮城松一君） 改築の必要があると認定された場合には各学校の建物の撤去をして、新しく改築したいと計画しています。

○ 9 番（松島重克君） 危険があるという調査結果が出て、改築する期間委員会としてどういう処置を考えておられるか。

○ 教育長（宮城松一君） 各学校とも認定が下って改築の要があるというふうになりますというと、現在使っている教室を壊さなければ改築出来ませんので、その時には各学校とも特別教室がありますので、そういう所を利用して間に合うのではないかと、或いは一度に全部ではなくて、中学校が使っていた所がありますので、そういう所に移して行って授業を進めて行って改築をしなければならないと考えております。

○ 9 番（松島重克君） 改築の場合はそれしかないと思います。改築するまでの時期、危険があるという調査結果が出た場合に何等かの処置をしなければいけません。

例えば、危険だという調査結果が出た時点でその施設は使わない、他の施設に移るとか、そういう配慮は十分なされるつもりであるわけですね。そのように受け取ってよろしいですか。

○ 教育長（宮城松一君） 今のところ委員会としましては不適格校舎だと言っても、すぐ改築の要があるということでありまして、この教室は危険だから使うなということではなくて、耐用年数がこうだから改築の必要があるという認定だけです。すぐ危険であるので使用するなということではありませんので、今のところ認定が来た場合にこの教室は移さなければならないというところまでは検討してないわけです。

○ 9 番（松島重克君） 初めの説明と少し違っているのではないですか。

初めの説明は耐用年数と危険度についての調査ということであつたでしょう。耐用年数は少しぐらい過ぎても危険のないものもあるでしょう。しかし、調査結果が危険があるという場合は少し意味が違って来るんじゃないですか。今の教育長のお話は耐用年数が過ぎておつてもすぐに危険がないという場合のお話ですね。しかし、初めの説明で耐用年数と危険度についての調査が行なわれるということでしょう。その結果危険性があるというような場合は改築まで委員会が責任持てるかどうかという問題も出るでしょう。危険があるという結果が出た場合、何時そういう事故が発生しないとも限らないわけですから、だから危険があるという調査結果が出た場合には、やはり改築までの間におきまして委員会としてはそういう

危険防止の対策を考えなければいかんということで、そういうことも十分お考えなさいますでしょうなとお聞きしているわけですよ。

○ 教育長（宮城松一君） 不適格の調査の場合に老朽化して危険であるという場合には、県教育庁の判定が出て来ると思いますが、殆んど不適格校舎の調査を指していますので、前の危険校舎とか言ったのはこれもある程度含まれておりますが、不適格校舎の方が適当な言葉ではないかと考えます。委員会としましては不適格校舎の認定が下った場合にはこれを使用して大丈夫であるかどうか、或いは危険であるから他の方に移ってここは使用禁止にするかどうかということについてはこれから検討して対処していきたいと考えます。

○ 5 番（平良 実君） 道路新設改良費の工事請負費に塩屋上原線舗装改良工事として25,570千円計上されておりますが、この工事の起点と終点についてお伺いします。

○ 建設課長（古我知 清君） 塩屋上原線の1,100メートルを予定しておりますが、三差路から塩屋上原のお宮の村道分に対してのものを予定しておりますが、予算が限られておりますので、予定はそうですが何処まで施工出来るか、実施設計やってみないと距離の決定は出来ないわけです。

○ 5 番（平良 実君） 村道はお宮の所までですが、それから150メートルぐらい下がった所まで道路はあるんですが、村道に認定されてないかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） お宮までが村道に認定されていまして、その下の方は認定外の道路でございます。

○ 13番（平良嘉清君） 予備費について、執行部から出された予算と議会でチェックしたものが86千円の誤差があったと、予算作成に当ってはもう少し厳しいチェックが必要だという感じを受けるわけですが、こういうことについてどう考えるか。

○ 助役（新城繁正君） 確かにおっしゃるとおりでございまして、差し替えいたしました大きな原因といたしまして保健衛生費のところでは予防費の86千円は別にすべきであります、計算の時にこの86千円も加えているわけですし、最終的に予備費の訂正ということになっているわけですし、先般も申し上げましたように初歩的な誤りでございますので、今後こういうことがないように十分チェックをし、担当職員につきましても即刻申し上げてあります。

　　ということで議会に迷惑かけているので十分気を付けるようにということも言っておりますし、我々チェックする段階におきましても十分配慮していきたいと思っております。今度の差し替えについては大変申し訳なく思っております。以後、気をつけます。

○ 9 番（松島重克君） 学校建設費の公有財産購入費に850千円計上されております。この予算を見ますと工事請負費が850千円減額され、そのまま17節に計上されているわけです。これは予算の編成から見てもふに落ちないんですがね。ところでこの中学校の敷地購入につ

いては前に陳情が出ていたわけですが、どうも陳情書に盛られた計画どおりにはいかなかったような話を聞いたわけです。

その時のお話に図面と実際の地籍が違うと、それでこの850千円が財産購入費に回ったというお話であります、図面と実際の地籍が違うというのは普通あり得ることでしょうか。その辺もう少しお話お聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） これは前に災害があった場合に河川を変更しているようであります。河川は変更したが図面はそのままなっているんじゃないかということなんです。

そういうことで、図面だけで校地拡張したわけですが、その時は一応750平方メートルぐらいあったら何とか体育館は建つだろうということでしたが私達が川向いに沢山村有地があると考えたものが実測してみると実際にはないということです。これは災害復旧の時の河川変更があったということを聞いておりますので、そういうふうになっております。

そういうことで、750平方メートルぐらい土地購入したら出来ると思っていたものがこれだけでは出来なくて、実際には1,300平方メートル余りを取得しなければ体育館が建たないということで、このように工事費から、工事を縮小して土地購入に回わしたわけです。

○ 9番（松島重克君） こういう予算の編成のし方はまずいんですよ。我々議会で審議する時点で分からないでしょう。当然所期の計画を我々考えまして審議するわけでありますので、本当はこういうやり方は私はまずいと思います。これは当初の計画にずさんさがあったと言わざるを得ないと思いますね。

図面と地籍の間に開きが出ているということではありますが、片方が減れば片方が増えているのではないかと、こう思うわけです。そういたしますとこれは村有地の管理ということにも問題があると、もう一点感じることは、中学校の建築或いは校庭整備に当って設計がなされているということから、測量はされておらないかどうかということです。その時点でこういうものがチェック出来なかったのかどうか。

この辺はどうなっていますか。

○ 教育長（宮城松一君） 図面だけで購入しておりますので、その図面の合計が結局は公有財産になったということで、全体を測量しておりません。何処に多くなったかということ、私達が取得した土地には増減はないわけですが、川がちょっと移動して購入している土地の方に入り込んで、そして川向いには殆んど残ってないということなんです。そして今の校地内に殆んど外にあると思ったものが入り込んでいるということになっています。

○ 9番（松島重克君） 先程の説明で図面の面積と実測の面積とに差が出ているということから、結局850千円の財産購入費が補正されているわけですね。だからこういう図面と実際の地籍の相異というものは校舎建築或いは校庭の整備の時点で当然設計されているわけで

すから、測量というのがあったと思うんです。その時点でチェック出来なかったのかどうか。これをお聞きしているんですよ。

○ 教育長（宮城松一君） そういうところまで委員会として気がつかなくてまずい予算の取り方をして申し訳ないと思っておりますが、購入した時点で全部村にお願いして実際の購入面積と比較やるべきでしたが、そういうところがやられてない関係でこういうようになっていると思います。そういうようなところでつくづく感ずるわけですが、委員会の方で財産取得するような場合に委員会にはこういう図面を見たりする技術者がいなくて困っています。その時に村にお願いして良く見ておりますが、村の方としても忙がしいものですから、いちいちチェックするというわけにはいかなくてこういうようなことになっています。

今後はそういう点まで気をつけていきたいと思っています。

○ 9 番（松島重克君） 確かにおっしゃるような面もあると思うんですがそういうことは校舎建設とか校庭整備の時点で当然測量されるものと考えられるんです。そういうために設計調査委託料というのが組まれるでしょう。これは委員会の方々そういう知識がなくても予算の編成のし方で十分出来るんですよ。これは当然そういうような配慮でなされる必要があるかと思うんですがね。確認しておきたいんですが、購入した面積と図面上の面積とに差があると考えるべきですか。

それともそのとおりだと考えるべきですか。

○ 教育長（宮城松一君） 面積には差はございません。

○ 9 番（松島重克君） 面積に差がないということは、これは測量されているという意味ですね。この時点では購入された面積と地籍には差が出てこういう買い足しをしなければいかんということですから、あえてお聞きしているんですよ。当初買われた学校用地が図面上と実際の地籍には差があるのかないのか。差がないということは購入時に測量されて購入されたというようにもとれるんですが、差がないというようにお考えであるのか。

○ 教育長（宮城松一君） 地籍上の面積、これは差はないのであります。登記所の図面どおり購入しておりますので、ですが、私達が検討違いしていたということなんです。川が変更されているものを図面上には変更されてないように大きく出ているものですから、川の向い側に大きな面積が残っているようになっています。それを勘違いして、校地拡張のために測量させたら向こうにあると思った土地が校地内に入り込んで来て、現在の所に入り込んで来ているということなんです。

結局は向こうにあると思っていた土地が入り込んで来ていますので、面積には差はないと思うんですが、図面上で計算した関係で、図面上では川向いに大きな公有地があるものですから、こういうようなことが見込み違いをしたということなんです。

○ 9 番（松島重克君） 今の説明は理解し難いわけですが、図面と実際の地籍に差が出たので850千円の買い足しの予算が必要になったというように受け取っているんですがそうしますと、既にお買われまして学校用地、この図面と図面の面積と実際の面積、実際には測量されてないということです、測量されておれば差がないということをおっしゃってそうかなあと理解出来るわけですが、測量しないで図面上の面積で買われたということでしょう。そうしますと今の予算に出ているようなこともあり得るんじゃないかということでお聞きしているんですよ。差がないということは結局測量したということと同じになるんですよ。その辺はどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 実際には測量しておりません。地籍の関係から買い取る時に地籍図を信用して買い取って、そして購入面積は27,000平方メートルだということになっておりますので、実際には測量はやっておりませんが地籍に間違いはないと思ってそれを買っているということです。

○ 9 番（松島重克君） こういう不動産の売買の場合、図面上の坪数そのままに売買される場合と実測する場合があるかと思います。だから委員会が学校の用地を買収された時点では図面上で取り引きされておられる。それはそれでいいわけですが、だからこういうケースが出て来ますと図面上の面積と実際の面積とどうなっているのかという疑問が出て当然だと思います。何等かの機会に、経費の問題もあろうかと思いますが、しかし、大宜味中学校の敷地はどれだけの面積があるのかという正確なものは出しておかなければいかんのではないかと思います。

こういうことはお考えになる必要があると思いますがいかがでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 今度の大きなミスは川の向うにも土地があったものですから、そういうふうな大きなミスが出ています。そこでこの際川を変更して土地を購入して1か所にまとまりますので、その時点で購入した面積と実際の面積を測ってはつきりさせたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時07分）

再 開（午前11時14分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第49号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時15分）

再 開（午前11時19分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4 番入場。

これより議案第43号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第43号、大宜味村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第44号の討論に入ります。

先に反対者の発言を求めます。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第44号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第45号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第45号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第46号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第46号、教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第47号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第47号、大宜味村職員給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第48号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第48号、昭和55年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第49号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第49号、昭和55年度大宜味村国民健康保険特別会計について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時25分）

再 開（午前11時25分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4 番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時25分）

再 開（午後 1 時01分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、村長より議案第50号大宜味村土地開発基金条例を廃止する条例、議案第51号沖縄県

町村交通災害共済組合の設立についての議案が提出されております。

この際、これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1 時 02 分)

再 開 (午後 1 時 38 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第 8 議案第 50 号、日程第 9 議案第 51 号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

○ 村長(根路銘安昌君) 議案第 50 号、これは基金の全額が取りくずされたため効力を失っているため廃止するために提出しているわけです。

議案第 51 号、提案理由といたしまして、組合町村の住民の交通事故による災害に関する事務を共同処理することにより、組合町村住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として提案する。

なお、細部につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) 暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1 時 41 分)

再 開 (午後 3 時 07 分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第 50 号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第51号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 13番（平良嘉清君） 第16条2項の中には町村負担ということがありますが、町村負担についておおよそのぐらいという話し合いはなかったかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 16条の2項に組合町村の負担ということがございますが、これは万が一ということを考えて規約の中に組合町村の負担ということも規約化してあるわけなんです。この共済組合の件につきましては、5か年程前から町村会の事務局の方で設立しようではないかというふうなことがあったわけです。

ところが、ただつくろうということだけではどうにもならんじゃあないかと、掛金がいくらで、運営はどうなっているのか、今まで他県では随分作ってありますので、その実情を十分調査して、その結果でなければ踏み切れることは出来んのではないかということで随分長い間検討してもらったわけです。

それでこの運営につきまして九州地区の結果を調べて聞いてみますと、最低15%程度入れれば赤字は出ないというような結果になっているようです。

それから、30%の加入者がおれば順調な運営が出来るというふうな、今までやっている所の県を調べた結果そうになっておりまして、そうでありますので、この規約におきましての町村の負担というのは万が一のことを考えてのことでありまして、問い正した中におきましてはおそらく町村の負担はないんじゃないかというのが、今までの調査結果の報告でございます。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時14分）

再 開（午後3時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第50号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第50号、大宜味村土地開発基金条例を廃止する条例について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第51号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第51号、沖縄県町村交通災害共済組合の設立について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時17分）

再 開（午後3時20分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、山川正行議員外2名から専決事項の指定について議案が提出されております。

この際、これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

日程第10 議案第52号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 7番（山川正行君） 専決事項の指定についての提案説明をいたします。

加入町村の変更とその名称の変更についてでございますが、本来議会の議決を経るべきところではありますが、財政上の面でいろいろ問題がありまして、このふたつにつきましては専

決出来るよう委任するのが妥当だと思ひまして提案しております。

よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（玉城一昌君） 議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時 22 分）

再 開（午後 3 時 28 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第 52 号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9 番（松島重克君） 多少疑問点があるのでお伺いいたします。

先程の議案審議の時にも出ておりましたが、規約の第 16 条第 2 項、各年度における組合の収入金をもってなお支出金に不足を生じた場合において必要があるときは、組合議会の議決により、組合町村がこれを負担するというようになっているわけです。

村長の説明は 15% なら黒字になるということでございましたが、その前の総務課長の説明では 30% から経営が成り立つと、15% の開きがあるのでどちらがどうか判断に苦しんでいるわけです。

しかし、この 2 項があるということは町村が負担する事態を生ずるということを前提に作られているものと考えられるわけです。そういたしますと、この 52 号議案の加入町村の変更ということに関係するわけですが、この 16 条の 2 項の町村が負担する場合に、加入町村の変更と大きなかわりがあるわけです。加入している町村の脱退等があった場合に当然この支出金の増額ということになるかと思ひます。その額が大きくなればいいわけですが、脱退町村の状態によっては大きくなるか小さくなるかの予想は難しいわけでありまふ。こういう大きな変化を見た場合に 52 号議案の取り扱いはどういうようになるか疑問を感じるわけですが、どういふようにお考えであるかお聞きしたいと思ひます。

○ 7 番（山川正行君） 只今の質問は、加入町村の中に大きな変動があつた場合に、先程の質疑に出て来ましたところの 16 条の 2 項と、確かにそれは出てくる感じはしますがしかし聞いた範囲内では大きな変動があつた場合には何等かの処置がとられるのではないかという考え方を持っていますが、説明を受けた段階では、こういう大きな変動がある場合の他に名称の変更とか、或いは加入町村が増えるのではないかと、そういう場合の専決だといふふうに聞いています。そういった大きな変動がある場合には何等かの処置がとられるのではないかと思ひますが、確かに 2 項と関係することは事実なんです。

○ 9 番（松島重克君） この 16 条の 2 項というものは、村長の説明 15% で黒字になるという建て前からいくと大事を取つてといふことになるかと思ひんですが、しかし、規約にこ

ういう条文を盛っているということは、これは盛らなければいけない条件にあるからであります。そういたしますと、やはりこれは念頭において52号議案の審議をしなければいかんと思うわけですね。だから先程提案者は、そういう場合は何とかの方法が講じられると、この何とかの方法が問題であるわけですね。と言いますのは、この52号議案が可決された場合に、この加入町村の変更が専決処分として行なわれるわけです。我々の所に届くのは事後報告であるわけです。そういうことのように必然的になるわけです。

例えば、この加入町村の中で多くの人が加入している町村が脱退した場合、やはりこういう16条の2項とのかね合いで大きな支出もあり得るということも考えられるわけです。

だからこの専決問題について、やはりそういう場合があった時にはどういふようになるかという疑問は当然生まれて来るわけですし、又、提案者の方としてもこれは当然お考えになっておかなければならなかったのではないかと思うわけですが、何とかなるという、この何とかがどういふようになるのかお聞きしたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 16条の2項にかかわってくると先程も申し上げましたように、関係してくる例がないという先程の規約の審議で質疑が出ていましたが、関係した町村がないということでございますが、この規約にある以上、確かにこれは何等かのかかわりが出てくると判断します。

ところが、先程申し上げました何等かということは、やはりこの2項にかかわる事態が生じた場合には別の審議がなされてくるのではないかと、そういうことなんです。議会とか組合議会の中で審議されるべきものだ判断します。

○ 9番（松島重克君） 組合では当然加入脱退について審議されるでしょうが、この52号議案が可決された時点で我々が知るのは事後でしょう。脱退は先ずなかろうという考えは確かにあろうかと思うんですが、しかし、情勢はどのように変化するか分かりません。

現在の町村の中から市に昇格する所もないとは言えないわけですね。そういう時には多くの加入者がなくなるわけですから、だからそういうことは十分お考えになっての提案ではなかったかと思ひましてお聞きしているわけなんですがね。

これは当然そういう場合にはどうなるかということは一応ご説明願いたいと思うんですがね。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時38分）

休 憩（午後4時40分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。答弁を求めます。

○ 7番（山川正行君） 加入町村の変動によって16条の2項にかかわって来た場合、専決

処分されたらどうなるかということなんですが、2項とかかわるような脱退があった場合にはおそらく長は政治的にも道義的にも運営上2項にかかわるような事態になった場合には組合に相談するだろうということなんです。

そして全国的にもそういう例がないようです。

それで中央にもいろいろ問い合わせてみたんですがそれ以上のことは聞けなかったわけです。

加入するからには全体の運営を考えて専決処分ということもあるはずですから、2項にかかわるような場合には簡単なことはあり得ないと、そういう時には組合議会に相談するとか、脱退によって赤字が生じて2項にかかわる事態が生じた場合には事前に相談するだろうと、そうしないと脱退する町村長の政治的な面、それから道義的にも責任を問われるだろうということなんです。

○ 9番（松島重克君） 少し問題のとらえ方が違っているようです。

この52号議案の1について、単なる町村の変更であるならばこれはこれで十分分かるわけです。

ところがこの加入町村の変更から派生するところの町村の通常と異なる負担が生じた場合にはどうなるかということなんです。

この16条の2項から見ますと、交通事故の増発とか、或いは加入団体の増減に、この両方の要因によって町村の負担が生じた場合、その負担額は組合議会の議決によって決まっているわけです。

そしてこの組合の議員は町村長から4名、各町村の議長から4名の8名からなるようです。

そうしますと、この議員が出ておらない町村におきましては組合議会が決定した後にしか分からないということなんです。当然、長に連絡されたものを我々はその後で知るとのことなんです。

だから単なる加入町村の変更だけではないんですね。やはり問題はこういう問題を含んでいるので、あえてそういう場合はどうなりますかと聞いているわけなんです。そういうことは町村の長の道義的だと言っておられるんですが、道義的かどうかこれは分からないわけですね。町が人口増加、その地域の変動によって市に昇格する場合がありますね。

そして予定していた加入者数を下回る場合もありますね。その時点ではやはり予想しなかった町村の負担も出るでしょう。そういうことがあるかも知れないということによって16条の2項が設けられているとしか考えられない。

そういうことで、当然この議案を審議するに当たってそのぐらいの疑問点は出て来るわけな

んです。

提案者におかれましては、それぐらいお考えになって、或いは聞いておられるのではないかとってお聞きしたんですが、これは宿題としまして提案者の方から各方面から情報を収集されて、後日機会があれば我々にご説明願いたいと思っております。

いかがでしょうか。

○ 7 番（山川正行君） 不勉強で明確に分かってないわけです。今後、そのようなことも調査勉強して、分かった時点で皆様にご報告申し上げたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質議を終結いたします。

これより議案第52号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより議案第52号、専決事項の指定について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時47分）

再 開（午後4時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

議事の都合により、明日20日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、明日20日は休会することに決しました。
以上をもって、本日の日程全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さんでした。

散 会（午後4時51分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 昭和55年12月22日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年12月22日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年12月22日 午後4時52分)

2. 出席議員 (13名)

1 番議員 玉 城 一 昌 君	8 番議員 崎 山 喜 弘 君
2 番議員 平 良 真 光 君	9 番議員 松 島 重 克 君
3 番議員 山 城 宗 喜 君	10 番議員 前 田 貞四郎 君
4 番議員 山 川 保 清 君	11 番議員 前 田 福 正 君
5 番議員 平 良 実 君	12 番議員 東 武 郎 君
6 番議員 福 地 善 雄 君	14 番議員 親 川 富 二 君
7 番議員 山 川 正 行 君	

3. 欠席議員 (1名)

13 番議員 平 良 嘉 清 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘	安	昌	君	教育委員会	大	山	岩	昌	君
						総務課長					
教	育	長	宮	城	松	一	君				

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事	務	局	長	山	城	保	雄	君	書	記	前	田	孝	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

6. 議事日程（第4号）

日程第1 議案第53号 昭和54年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第54号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時31分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1 議案第53号、日程第2 議案第54号を一括議題といたします。

村長の提案理由説明を求めます。

- 村長（根路銘安昌君） 議案第53号について、監査委員の意見をつけて別紙のとおり昭和54年度大宜味村一般会計歳入歳出決算書を提出いたしますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議案第54号について、監査委員の意見をつけて別紙のとおり昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を提出いたしますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時33分）

休 憩（午前10時51分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

14番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時51分）

再 開（午前11時59分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

4番退場。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後4時51分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時52分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 昭和55年12月23日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和55年12月23日 午前10時00分)

散 会 (昭和55年12月23日 午後4時29分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

助 役 新 城 繁 正 君	経 済 課 長 仲 村 順 三 君
教 育 長 宮 城 松 一 君	建 設 課 長 古我知 清 君
総 務 課 長 崎 山 勝 正 君	教 育 委 員 会 長 大 山 岩 昌 君
税 務 課 長 宮 里 盛 順 君	総 務 課 長 農 業 委 員 会 長 金 城 利 明 君
厚 生 課 長 稲 福 幸 三 君	農 事 務 局 長 書 記 島 田 哲 夫 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 山 城 保 雄 君	書 記 前 田 孝 君
-------------------	-------------

6. 議事日程（第5号）

日程第1 議案第53号 昭和54年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第54号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第53号、日程第2 議案第54号を一括議題といたします。

議題検討のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後2時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

5番入場。

これより議案第54号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番（松島重克君） 国民健康保険税の収入未済額が1,771,610円で、その内訳として現年課税分1,290,050円、滞納繰越分で481,560円となっているわけですが、この現年度分にかかわる件数が23件という説明を受けた記憶がありますが、この23件にかかわる人員はどのくらいになるのか。

○ 書記（島田哲夫君） 23件は世帯数であります。所帯主が納税義務者ですので23名ということになるわけです。

○ 9番（松島重克君） だから23所帯の人員はどのくらいであるのか。

○ 書記（島田哲夫君） 所帯数は調べておりますが、人員についてはまだ調べておりません。

○ 9番（松島重克君） 人員はお分かりにならないようではありますが、こういう滞納が出た場合、これは繰越の方に該当するか分かりませんが、保険税は滞納しておる、保険証はどうなっているかなあというところに疑問がありますが、この辺はどうなっていますか。

○ 書記（島田哲夫君） 保険証は検認する段階で保険税を納めるという約束の前提で検認はして交付はしてあります。強制的に取り上げるというのは出来ませんので、納めるという約束のもとで検認はしています。

○ 9番（松島重克君） 医療費のことでもありますのでそういうことだと思っておりますが、大分件数がありますし、人員にしましてもかなりの人員になるろうかと思いますが、保険税の納入が非常に難しいので手帳の返上というようなことは現在までありませんでしたか。

○ 書記（島田哲夫君） 今のところ手帳の返上とかはないです。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって本案に対する質疑を終結いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

発言を許します。

○ 9番(松島重克君) 総務費の一般管理費を通じてお伺いしたいわけです。全体的に共通した疑問点についてお伺いしたいと思います。

決算審査の意見書を見ますと、総務費関係で人件費等の流用が目立っているといわれているわけですが、なるほど一般管理費を見ても流用されているようですし、その他のところも人件費の流用が非常に多いということが出ていますが、この人件費の流用がこういうように目につくという大きな理由は何処にあるのかお伺いいたします。

○ 総務課長(崎山勝正君) ご指摘ごもっともだと思っております。職員手当等で流用が多いわけなんです、これは主に時間外勤務手当なんです、給与支払いのシステムが電算に委託している関係もございますが、3月時点の時間外勤務手当は4月の給料日に支払われるわけなんです。3月分はないものと勘違いをしまして、中には補正減したところもあるわけなんです。そうしまして帳簿を締めてみますと3月分の時間外勤務手当の精求が来て、急きょ予備費の充当をしている状態でございます。その時点では既に補正予算等を締めておりましたので帳簿上やり繰りが出来ないということから、各款においてそのような状態が生じています。

これは基礎的なミスなんです、今後そういうことがないように注意し、現在もそういう点を総点検して注意しております。

○ 9番(松島重克君) こういう人件費に関しての流用があちらこちらで目立っているということは、当初予算で各課等の事業執行の見積りがあまいということになるのではないかなと思うんですが、それと3月に締め切った後精求が来るということですが、そういうお話からいくと3月の補正で余ったものは全部減額というような現象が表れるんですが、どうもそういうようなことは少ないように感じるんですがね。結局、流用した分だけ予算に上乘せというのが多いのではないですか。それとこういう流用等は当然決裁を仰ぐはずですが、こういう場合の決裁は事前であるのか事後であるのか。

○ 助役(新城繁正君) 予算の流用につきましては文書処理規程によりまして長の決裁を

仰ぐことになっています。

○ 9 番（松島重克君） この人件費の中で流用が目立つ中でも殆んどが時間外手当であると、この辺にふに落ちないところがあるわけです。何故時間外手当というのが多く流用という形になって表われるのか。今の助役の説明では勿論決裁を仰いで流用しているということですが総務課長の先程の説明では3月末に締切った後で精求が来たのでこういう形になっているということですが、そうしますと流用の決裁は事後決裁ということになろうかと思うんですね。時間外勤務をして後精求が出て後分かると、そういうことでしょうか。初めから分かっておれば補正で手直しされるわけですが、それが出来なかったというのはせっぱ詰るまで分からなかったと、予算がついておらないのに時間外勤務がどんどんされたと、そうしますとこれの決裁は事後決裁と言わざるを得ないわけですね。このあたりは非常にまずいじゃないですか。どうですか。

○ 助役（新城繁正君） ご指摘のように、確かにこういうことは常識的に考えましても決して正常な姿ではございません。

時間外手当が目立つというご指摘ですが、これもそのとおりだと思いますが、時間外勤務につきましては各課長の決裁に基づいて勤務するわけでございまして、その勤務の状態というのが総務課の財務担当との間に十分な連携が敷かれてないということ等も要素になっていると思っております。そういうことで課長会とか関係者の集まりでも何とかもう少し系統的にやることは出来ないかということでいろいろ話し合っているわけですが、こういうことも中には含まれているわけですし、先程総務課長が申し上げました3月時点での、これは大きな要素になるわけですがけれども、そういうことも実は要素のひとつとして含まれているということです。

○ 9 番（松島重克君） 提案説明の補足説明の時点で総務課長は前任者の時代のことだとお断わりされておりますので、別に現在の総務課長がこういうミスをしたとは指摘されておらないんですが、しかし、こういう事態が起これば何故こういう事態が起ったかということを検討なされていると思ってお聞きしているわけです。

これは誤解のないようにお願いしたいと思います。

法的に許されてもこれはまずいことでありますので、これは将来の参考にされるべきではないかと思います。

それからもう1点、特にこれも時間外と同じ感じを受けておるんですが、共済費の計算ミスが非常に多いということです。これも多分電算に委託されているのではないかと思うわけですが、そうしますと資料の提供にミスがあるのか。この辺検討されておるならばお聞かせ願いたいと思います。

○ 総務課長（崎山勝正君） これもご指摘のとおりでございまして、調べましたところ共済組合掛金率が53年度と同じように78という率でやっておりましたら、途中から72へ落しなさいということが来ているわけなんです、当初78で組んだままになっておりまして、今年の1月になりましてそういう文書が来ております。そういう時点で余って来ますのでその分だけ補正減すべきであったわけなんです、それをしてなかったということから各款項においてそういう不用額が生じているということでもあります。これも今後注意していきたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 決算審査意見書によりますと、これは総務課関係だけでなく各款にわたっていると思いますが、全額不執行というのがかなり目立ちますね。こういう全額不執行という場合は3月の補正あたりで整理しなければいかんと思うんですね。自分達が当初予算で組んだら出来なかったと、又、他の理由によってしなくてもよかったというような場合は当然3月の補正で整理しないと、全額不執行というこういう格好の悪い結末になって表われるわけですね。こういう場合は横の連携をとられて3月議会で補正をやるべきだと思うわけですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○ 総務課長（崎山勝正君） ごもつともであります。予算を組んで執行しないということは大変申し訳ないことなんです、今後このようなことがないように55年度からでも改善していこうじゃあないかということで財政担当の職員と一緒にになりまして、現在まで不執行のものにつきましてやるのかやらないのかの見通しについてチェックしまして、次年度からはそういうことが起らないようにということで今努力しています。

○ 3番（山城宗喜君） 林業振興費の賃金で655,000円の不用額が出ていますが、執行した事業の内容と不用額になっている理由についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 事業の内容としましては、35ヘクタールの林地の下草払いを実施して来たわけです。当初は25ヘクタールの予算を計上してありましたが、その後県の方から追加してくれということで9月議会で10ヘクタールを追加して補正をお願いしたわけなんです。これは1ヘクタール当り事業基準としましては154,000円という基準組みまして、1ヘクタールあたり大体28名という基準になっておりまして、ところが実際にやってみますと相当額の不用額が出ております。事業は完全に35ヘクタール完了しておりまして、不用額が多く出たというのは基準額より少なくで実績を上げたというふうになろうかと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 農業振興費の19節に195,539円という不用額があるわけですが、その原因についてご説明願います。

○ 経済課長（仲村順三君） さとうきびの枯葉処理機と深層施肥機各5台、これは北部製糖の方からの助成と村の100分の19あと残りは購入者の負担ということで予算を計上したん

ですが、係をして購入希望者を調査させました。

係も耕うん機を持っている人に相談をもちかけたようですが、希望がなかったということで不執行になったということです。

○ 13番（平良嘉清君） これは関係者に掘り起したということですが、どのような方法で進めたか。

○ 経済課長（仲村順三君） これは耕うん機に取り付けるようになっており、耕うん機でも機械の取り付けの出来ない耕うん機もありますので、その機械を取り付ける耕うん機を持っている方だけを個人個人当らせたわけです。確かに係は個人個人に当たっていました。私も確認したんですが希望者がいないということでそのような不執行となっています。

○ 13番（平良嘉清君） 趣旨説明をやってからやったのか。これを持っている方々がこういう事実がなかったとした場合には課長責任はどのような格好でとるか。

○ 経済課長（仲村順三君） 係をして調査させたんですが、係もそれなりの努力をしたんだけど購入者がいなかったという報告を受けて係に確認したんですが、誰々に当たったかは詳しく聞いておりませんで、それまでは確認してないわけです。その取り付けの出来る耕うん機を持っている人達に当って購入希望者の調査をなさいと指示してさせたので、それについても希望者がなかったという報告であったのでこういうふうな不用額になっております。

○ 13番（平良嘉清君） 村には耕うん機の資料があると思うんです。設置出来る出来ないの資料はございませんか。調査した内容の資料はございませんか。

○ 経済課長（仲村順三君） この機械を取り付け出来る耕うん機何台であるかそのような具体的な報告は受けておりません。先も申し上げましたようにそれに該当するものを持っている人達に会って購入希望者を調査なさいと指示したんですが、それを取り付け出来る耕うん機を持っているのは何名という具体的な報告は受けておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 文書ではなく口頭で調査やっているのか。

○ 経済課長（仲村順三君） この件については書類でなくして、指示して報告受けたということです。

○ 12番（東 武郎君） 農地費の11節の流用の状況について説明願いたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） この農地費の中では、地域農政特別対策事業のものと田港の土地改良に関するものと農道の砂利敷等が含まれているわけなんです、主に流用しているのは田港地区の土地改良に関するもの、それから地域農政事業に関するものでありまして、この需用費に多くの流用がなされたということは図面の作成等が大きなウエートを占めているのではないかと思います。それから地域農政の段階でも、これは補助事業でありますのでこれに関する消化を図る意味で執行出来なかった分を必要な分に回わしたというふうなこと

で、事業のやり繰りの上からそういうような流用が出て来たわけです。

○ 8番（崎山喜弘君） 一般管理費の公課費に51,000円全額未執行になっていますが、説明では車両の重量税ということでありましたが、車両の重量税は支払わなくていいわけですか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 車両の重量税は支払わなくてもいいということではございません。大変申しわけございませんが私もこの51,000円の不用額については勉強しておりません。

○ 8番（崎山喜弘君） 今後、調べて説明することが出来ますか。

○ 総務課長（崎山勝正君） 御指摘のように努力いたします。

○ 13番（平良嘉清君） 農地費の16節が46,000円の不用額となっておりますが、当初予算で38,000円のヒューム管代があったと記憶しています。その38,000円のヒューム管代は46,000円の不用額に含まれているかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） そのとおりであります。

○ 13番（平良嘉清君） 必要であるから当初予算で計上したと思うが、不用額になった原因について説明願いたい。

○ 経済課長（仲村順三君） 当初予算を計上する場合に2か所だと記憶しておりますが、道路を横断する排水をヒューム管で計画しておりましたが、それを実施しなかったということですので、この不執行について申し訳ないと思っております。

○ 13番（平良嘉清君） 地域との話し合いは持つべきだと思うんですが、それについてどうお考えですか。

○ 経済課長（仲村順三君） 砂利敷を実施する場合はその路線に関係ある地主と連絡し合っているといると思うんですが、ヒューム管の件についてはどういう話し合いをしたかは聞いておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 今の答弁は、即ち、連絡をしていたのであるが地域から連絡がなかったということか。

○ 経済課長（仲村順三君） 砂利敷については先程申し上げたとおりですが、ヒューム管の設置場所について係から連絡したかどうかということについては聞いてないので良く分かりません。

○ 12番（東 武郎君） 村史売却代の収入未済額955,000円となっていますが、その収入の見通しについてお伺いします。

○ 総務課長（崎山勝正君） 今日も当時の一心会の会長であった方と電話でやりとりしているわけですが、2、3のところでは金を集めているが、責任者が金を受け取りに行ってな

いものもありますという連絡を受けています。そういうことで私共も出来ましたら今年中でその問題の話し合いしたいからと申し入れしているわけなんです、その返事はまだいただいておりますが今日中にも電話が来るものと期待しております。そういうことで未回収の本代につきましては、この幹事長の方は鋭意努力すると言っておりますが、もしそれが可能でなければ本を返してもらっても結構ですがと、そして回収出来る現金だけでも入れていただければというような話をしているわけなんです。

○ 12番（東 武郎君） こういうようなものは早く処置してもらうようお願いして終りたいと思います。

○ 助役（新城繁正君） ご指摘のとおり村史の販売も含めまして処理ということですが、こういうことで財政的なしわ寄せがいつまでも残るようでは困ることですので未回収のものにつきましては関係者と相談し合っていると、それから現在在庫が随分ありますので、村史につきましては再度県内、県外、或いは海外にまでもう少しピーアールをして多くの方々に読んでいただこうということで話し合っている最中でございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 教育振興費の18節に11節より82,060円流用しておりますが448,040円が不用額になっておりますが、詳しくご説明願いたい。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） 4校分ですが、うまく縦横の連携がいかないために、これは国庫負担分から収入関係で補正減してない関係で歳出も落されてないというのが主ですが、流用が出ているのは学校割り当ての分がそうになっているわけです。学校から要請があつて学校割り当て分の中で流用しているわけですが、それとの関連で操作が難かしくて最終的にはそういうふうな結果になっておりますが、以後注意したいと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） 448,040円の不用額というのは、もうそれだけの備品が要らないということですか。

○ 教育委員会総務課長（大山岩昌君） この流用は国庫負担事業の処理する前に学校予算内で流用願いがあつたものですから、学校内だけの流用でありまして、448,040円の不用額は国庫負担の過大見積りとの関係であります。

○ 議長（玉城一昌君） 他に質疑ありませんか。

おはかりいたします。

これをもって、本案に対する質疑を終結いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって本案の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時38分）

再 開（午後 3 時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより、議案第53号 昭和54年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって本案の討論を終結いたします。

これより、議案第54号 昭和54年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 議長（玉城一昌君） 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後 3 時46分）

再 開（午後 4 時28分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

以上をもって本日の日程全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後 4 時29分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第6号) 昭和55年12月24日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年12月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年12月24日 午後4時06分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山 城 保 雄 君 書 記 前 田 孝 君

6. 議事日程（第6号）

日程第1 陳情第13号 公立大宜味幼稚園設置陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第13号を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後4時05分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時06分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第7号) 昭和55年12月25日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和55年12月25日 午前10時00分)

延 会 (昭和55年12月25日 午後3時53分)

2. 出席議員 (13名)

1 番議員 玉 城 一 昌 君	8 番議員 崎 山 喜 弘 君
2 番議員 平 良 真 光 君	9 番議員 松 島 重 克 君
3 番議員 山 城 宗 喜 君	10 番議員 前 田 貞四郎 君
4 番議員 山 川 保 清 君	12 番議員 東 武 郎 君
5 番議員 平 良 実 君	13 番議員 平 良 嘉 清 君
6 番議員 福 地 善 雄 君	14 番議員 親 川 富 二 君
7 番議員 山 川 保 清 君	

3. 欠席議員 (1名)

11 番議員 前 田 福 正 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 山城保雄君 書記 前田孝君

6. 議事日程（第7号）

日程第1 陳情第13号 公立大宜味幼稚園設置陳情書

日程第2 決議案第7号 千島列島の早期返還に関する決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。
休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時08分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
陳情第13号を議題といたします。
7番、4番、5番、3番、8番退場。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時09分）

再 開（午前10時10分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
陳情書の一部訂正についておはかりいたします。
公立大宜味幼稚園設置陳情書について同設置促進父母の会会長から申し出があります。
その内容は、同陳情書に関する同意書中、本議会に席を置く崎山喜弘、山川保清、山川正行、山城宗喜、平良実の5名から本陳情書の審議に参加するため同意を辞退したいというのがその理由であります。

よって、申し出のある一部訂正を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

- 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。
よって、申し出のある一部訂正を承認することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時11分）

再 開（午前10時12分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
7番、4番、3番、5番、8番入場。
暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時13分）

再 開（午後3時51分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第7号 千島列島の早期返還に関する決議が提出されています。

この際、これを日程に追加し先議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、決議案第7号は日程に追加し、先議することに決しました。

決議案第7号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので討論を省略し直に採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略されました。

これより決議案第7号 千島列島の早期返還に関する決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○ 議長(玉城一昌君) 全員賛成であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月26日から昭和56年1月5日までの11日間休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、12月26日から昭和56年1月5日までの11日間休会することに決しました。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○ 議長(玉城一昌君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。
ご苦労さんでした。

延 会（午後3時53分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第8号) 昭和56年1月6日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年1月6日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年1月6日 午後4時51分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	根路銘 安 昌 君	厚 生 課 長	稲 福 幸 三 君
助 役	新 城 繁 正 君	経 済 課 長	仲 村 順 三 君
教 育 長	宮 城 松 一 君	建 設 課 長	古我地 清 君
総 務 課 長	崎 山 勝 正 君	教育委員会 総 務 課 長	大 山 岩 昌 君
税 務 課 長	宮 里 盛 順 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	山 城 保 雄 君	書 記	前 田 孝 君
---------	-----------	-----	---------

6. 議事日程（第8号）

日程第1 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

13番退場。（午前10時01分）

休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時13分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

日程第1、一般質問を行ないます。

通告順により、質問を許します。

〈幼稚園の設置について〉

○ 7番（山川正行君） この件につきましてはこの場で2、3お聞きしていますが、分かり難い点がございますので改めてお伺いいたします。

先ず、幼稚園設置について教育委員会の基本構想がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 幼稚園設置についての委員会の方針ということでございますが、49年に喜如嘉校、51年に塩屋校の幼稚園が設置されまして、その時点までは委員会の方針としましては、幼児数からして2園が理想でないかと、これは財政的な面からして、そういうようなことを考えておりましたが、その後委員会としては1園がいいのではないかとというようなところまで話し合いが出たことがございます。

しかし、幼稚園児が村内で30名内外ですから1園が望ましいのではないかとという話し合いが出たことがございます。

しかし、12月9日に大宜味校から切なる要望が来まして、いろいろ委員会としてこの陳情の問題で話し合いを持ったわけですが、財政的な裏付けが出来たら各校区に幼稚園を設置した方が望ましいという方向に向いて来ています。と申しますのは、1園にしますと小さな幼児を遠い所まで通園させるということは中学統合以上に難しいのではないかとということが話し合われて、それじゃあ1園にする方針であるならば何時かということが出まして58年を目処にやってみようということですが、56年度は村民の或いは幼児を持っている父母の1園にした方がいいか、或いは各校区に設置した方がいいかという調査をやってみようと思っています。

委員会の幼稚園設置についての従来の方針は申し上げましたとおり、1園か、或いは4園

かを調査していきたいという話し合いで終わっています。

○ 7 番（山川正行君） ますます分かり難くなったんですが、前の議会で中央幼稚園を58年頃までに設置したいという答弁をいただいているわけです。

そういたしますと、今おっしゃっていることは陳情を検討する段階で4校も設置したいと、これからこれも調査してみたいと、方針がまだ本決まりになってないということですか。

それと、津波から53年頃に陳情があったはずですが。その場合の処理のし方、中央幼稚園を造るということで処理したのか。その方についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 教育長（宮城松一君） 53年度の予算編成の段階で津波から幼稚園設置の陳情書がまわっています。その件について委員会で検討しましたら、幼稚園を設置しようということで予算を組んだわけです。組んで提出しましたら、予算がとても幼稚園を設置するだけの予算が上積みもされなかった関係で、丁度3月議会に提出する前にこれでは予算がとても組めないということで、津波の幼稚園を削ったわけです。

○ 7 番（山川正行君） 何故そのようなことをお尋ねするかと申しますと49年の12月議会で教育委員会に対して、幼稚園を設置する場合、付属にするのか、それとも他の方法にするのかという質問に対して、幼稚園を造るということは付属にするということ当然であり、そして52年頃までには可能性があるという答弁をいただいているんですね。そして今おっしゃっている喜如嘉と塩屋の幼稚園はその方針に添って造られていると思うんです。それと当然4校に設置する方針に基づいて2つが先に出来たと、津波も大宜味校も当然出来なければならなかったわけですね。この方針からすると、2つは出来て、あとの2つは予算が取れないと、矛盾を感じるわけですがどうですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時21分）

再 開（午前10時39分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 教育長（宮城松一君） 只今の質問、4校設置するという議会答弁があったということですが、教育委員会で話し合われたのは1園か2園か、これが財政の面在籍の面から望ましいという話し合いがあったということでございます。それで大山課長も4園を設置するという記憶はないようであります。

○ 7 番（山川正行君） 解釈の相違かも知れませんが、私の質問は村内の付属にするのか、それとも1つにするのか2つにするのかということは、4校に付属の他の計画かと聞いています。そうすると、答弁の中で設置するということは当然付属だというふうに答えておられるんですが、じゃあ4校に設置するという目標があったと解釈しているんですが、解

積の相違はそれでよろしいでしょう。

先の答弁の中で、予算を計上して津波校を造ろうとしたということなんですね。そうしたらそれはこの4校に添ったものではなかったわけですか。そうしたら1つか2つかということよりも前進しているわけですね。4校の目標があってその予算も計上したわけでしょう。ですから私はこの答弁は4校の計画があったというふうにみるわけです。そして今造られているのはその方針に添って造られたと、そして津波を造って大宜味校という計画があったというふうに思うんですが、先程の答弁の中に津波の予算を計上したんだが削られたということもこういう方針に添ってなされたんじゃないかと解釈しているんです。

1つか2つの方針ということになれば、当然委員会としては設置されてない津波と大宜味はどのように平等に幼稚園教育を受けさせるお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 1園か2園かということで、前には財政面からしてその方が望ましいということですが、それまでの過程が私達が計画している1園化ということについては58年度ということですので、目標持っています。この58年度ということは、小中学校のいろいろな整備がございましてそれが終った時点ということでございます。それまでには時間がかかるものですから、或いは村民の合意を得て1園にするかどうか決めなければいけませんので、その間の処置としてどうするかということがこのあいだ話し合われて、それじゃあ私達の今までの方針を変えて4園にするか検討しようじゃないかということが話し合われたわけです。

津波校は設置しようという段階でけられたということがございまして、今は塩屋に通園させている状態です。

大宜味校は今までへき地保育所があったのに、それがなくなったものですから切実な訴えがありました関係で、先ず、陳情によって委員会を招集して検討したわけですが、財政的に、或いは義務教育費に今まで以上にしわ寄せがなければ、いわゆる財政措置を出来たならば4園が望ましいんでないかという方向に話をしている状態です。

○ 7番（山川正行君） 財政上の上積みが出来たらということなんですが財政の上積みが出来なかった場合はそのまま放置する考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 放置するということじゃなくて、予算の段階で設置するように努力していきたいと考えているわけです。

○ 7番（山川正行君） 予算の段階で津波みたいにけられた場合、いわゆる造れないわけですね。

私が今申し上げているのは、2つの幼稚園は既に出来ているんですね。そうすると、その地域の子供達と出来てない地域の子供達には不平等な扱いになるわけですね。そういうこと

では行政上好ましいことではないと思うんです。ですので何等かの形でこれは処置しないといかんと思うわけです。

49年の場合は予算の問題出てないですね。委員会の計画として出ているわけです。今回の場合も義務教育にしわ寄せということは別として、当然4校造るという方針でなければならぬと思うわけです。

その点どうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 委員会の方針としては、今まで以上に義務教育費にしわ寄せがあった場合は考えなければいけないということです。だから何とかして予算の上積みをしてもらって、是非こういう陳情に対することを予算折衝の面でしっかりやりなさいということのを委員会でも言われたものですから、私も今すぐ出来る出来ないは言えない状態にあります。

○ 7番（山川正行君） 1つに統合した方が好ましいことは苦しい財政から分かるわけです。財政の効率的運用ということからそういう計画は当然だと思うわけですよ。

ところが2つの幼稚園は造られていますよね。統合するということは非常に難しいと思うわけです。

統合というのはひとつの財政面からの合理化にすぎないと思うんですよ。それで村民のコンセンサスが得られるかどうか疑問なんです。であるならば2つの幼稚園は今後まったく可能性がないとみななければならないわけでしょう。そうすると、予算が出来なければ造らないということになれば、この両方は不平等な扱いになるわけですよ。だからこれは予算が出来出来ないという問題ではなくて、既に2つの幼稚園を造ったために義務教育費にいくらかのしわ寄せはあるわけですね。その点は両校区も含まれているわけですよ。ですから当然委員会の行政上の責任としてやらなければならない問題だと思うんですが、どうですか。

はっきり造るということを前提としてお考えになったらどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 我々もその方向に努力するわけですが、少しの犠牲を払ってでもやるつもりでおりますが、校長の意見もこのあいだ聞いたわけですが、これ以上財政圧迫をすると非常に難しいと、だから委員会は村長と相談してやってもらいたいという校長からも意見を聞いています。今までの予算ではっきりやるということを明言しなさいということですが、これはいろいろと問題があってはっきりは言えないんですが必らず努力はするつもりであります。

○ 7番（山川正行君） はっきりしたお答えはいただけませんが、先程からいろいろお聞きしていると、財政的な問題にかかるわけですね。そうすると統合の可能性も殆んどないと、方針は持っているがその段取りすらつけてないという中で両方は放置されているという形になっているわけですね。我々としても議会に陳情が来ているし、その取り扱いも財政と

のかかわりが大きいので非常に苦慮しているわけですが、最初の2つの幼稚園を造る場合には財政の裏付けがあったかどうかという問題なんです、これはこの議会の答弁からするとそれ以前に既に計画があるわけですね。私は義務教育にしわ寄せするとかしないとかいう問題はその当時起らなかったと思うんです。

当然造るということは、何等かの教育予算の中でしわ寄せは来るわけですね。

そして今、2つの幼稚園については村長との折衝如何にかかっているということですが、何時頃までに目処立ちますか。出来るか出来ないか。

○ 教育長（宮城松一君） 来年度の予算編成を今月の25日まで提出するようにとなっていますので、その時点で目処がつくのではないかと考えます。

○ 7番（山川正行君） 予算要求は2校ですか。そういう方向で確約出来ますか。

○ 教育長（宮城松一君） 予算提出の段階でどのくらいの予算が必要かとい積算をしていますので、これを組んでみたいと思います。2園かということですが、1園の予算を組んでみたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 1園ということですが、これは年次計画でよろしいかと思います、残る1園はどうなさいますか。

○ 教育長（宮城松一君） 大宜味校が出て来ると必らず津波校が出て来ると思います。委員会でもこの際、58年度までには日数がかかるので各校区に設置した方がいいという話し合いが持たれましたので、2園をすぐ造るというのは難かしいと思いますので、今度1園が出来たら4園目は来年に考えていかなければいけないと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時58分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈学校行事における寄付金について〉

○ 9番（松島重克君） 9月定例会でもお聞きしたんですが、調査が十分されてなくて十分お聞きすることが出来なかったの、改めてお聞きしたいと思います。

学校行事において特に目につくのは運動会等の寄付の受け付けであります。こういう学校行事の寄付金の受け付けにつきましては、従来、委員会の方針としましては寄付金を受け付けられないという方針になっていたわけですが、どういうことかここ1、2年足並みが乱れているようです。

それで村内の学校の最近の状況をお聞かせ願いたいと思うわけです。

○ 教育長（宮城松一君） 特に運動会あたりの受け付けがございまして、寄付金を受け付

けているというふうなことが目につくわけですが、運動会前にも学校長を通じて私の方から好ましくないからということは一言いっていますが、去った運動会では5校とも寄付を受け付けてやっています。どのように使われているか資料を出してくれとやっておりますら来ております。

大宜味中学校は、運動会の準備賞品代、天幕、大鼓、弁当代、PTAの反省会に支出されているようであります。

津波小学校、賞品代、弁当代、備品代、PTA作業の接待、反省会費に使われているようです。

塩屋小学校、運動会の寄付金を全額校旗の購入に使われているようです。

喜如嘉小学校、賞品代、接待費、準備材料代、備品購入費、万国旗に使われて、その他に1月13日のへき地教育研究大会に向けての環境整備費に使われているようです。

大宜味小学校、運動会用品購入費、父兄の賞品代弁当代、反省会、校地整備費に使われています。

○ 9番（松島重克君） 内容は別問題としまして、何故委員会の方針が、また、教育長の助言指導が各学校に徹底されないのか。

○ 教育長（宮城松一君） いろいろ聞いてみますと、PTAの理事会とかで寄付金を受け付けるとか、或いは運動会の持ち方が話し合われているようですので、PTA会長にも言っておりますが、私達が好ましくないと言ってもPTAでこういうもの決定するようでありますので、私達が助言をしてもPTAの方まで口ばしを入れられないものですから、そういうふうな状態になっているのではないかと思います。

○ 9番（松島重克君） 前の教育長の場合は学校PTAを問わず学校行事における寄付等は受け付けないという方針で臨んでおられ、また、学校にそういう趣旨を徹底されていたが、現教育長は前の教育長と同じ方法は出来ないというお考えですか。

○ 教育長（宮城松一君） 私の方からPTA会長の会合の席上でもこれを強く言っておりますし、それ以上にやがましくPTAの決定事項とか、或いは協議事項までは介入するのは越権行為ではないかという気がして、これ以上は言えないんじゃないかと考えています。

○ 9番（松島重克君） そうしますと、前の教育長は学校行事における寄付金は受け付けしないということを方針に掲げてその趣旨を徹底され、各学校は守っていたと、ここ1、2年足並みが乱れて来ているということは、現教育長はPTAの考えるところまで踏み込んでいけないというようなことをおっしゃっておられるわけですが、そういうことになると、委員会の方針の変更ということになるんですが、そういうことですか。

○ 教育長（宮城松一君） 今、聞きますと、委員会の方針じゃあなくて、教育長の助言を

校長やPTAが聞いたということのようであります。

○ 9番（松島重克君） 我々は議会におけるそういう教育長のお話を委員会の方針だと受け取っているわけなんです。これは受け取ってもいいと思うんです。委員会の全ての事務は教育長が掌っているわけですから、議会でそういう話を教育長がなされたならば委員会の方針としてやっておられるんだなあと、これは当然の受け取り方だと思うんです。

ところが、現教育長は前の教育長と考え方が違って来ているということになりますと、方針が変わって来たのかと、当然そういう疑問が生れてくるわけです。その辺はどうですか。

○ 教育長（宮城松一君） 方針が違ったということではなく、私達がいくら言っても聞いてくれないということは、私達がもう少し厳しいやり方をやるべきであるかどうかの問題になります。私も前教育長のやられたとおり寄付金を受け付けないのが、寄付金を取るというのは好ましくないということ強く言っておりますので、PTAの会合でそれを決定されるということは、PTA会長を通じてやったことが会員に徹底してないと、こっちで聞いてPTA会員に話したかどうか、これをはっきりつかんでない状態です。

○ 9番（松島重克君） こういう学校行事におきまして寄付金を受け付けないということはどういうところから始まったかと言いますと、父兄の負担を少しでも軽減しようということなんです。これは大宜味村の教育委員会が従来からずっと持ち続けられている方針なんです。

多分、当時の平良教育長はこういう委員会の方針に基づいてこういう考えを打ち出されたと思うんです。これは当時非常に歓迎されたんですよ。勇断だと。だからこういうことがずっと続いて来たわけですが、最近足並みが乱れていると、又、PTAのそういう考えまで踏み込んでいけないという方針が新しく出たならば、これは大きな後退と言わざるを得なくなるんですがね。従来の委員会の考え方、或いは従来の教育長の考え方は踏襲していただくのが良くはないかと思うんですが、どのようなものでしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） 寄付金を受け付けないことは非常にいいことでありますので、その方針を踏襲していきたいと考えておりますが、私の力が足りないためにこういうことになっておりますが、これからも機会を得てPTAにもこれを改善していくように説得していきたいと考えております。

○ 9番（松島重克君） こういう行事における寄付金の受け付けということは今の教育長のお考えを生かしていただきたいと思うんです。

特別に必要なものも出ないとも限らないと思います。そういう場合はそれなりに場所と日をお考えになってやることも可能でありますので、こういう学校行事に便乗ということを一一般の方に印象づけないように配慮しなければいかんと思うわけです。

次に、議員がこういう父兄の負担の軽減を図るとか、こういう話をするのは議員として当り前でないかと思うわけですが、こういうことを申し上げると委員会としてはご迷惑でしょうか。

○ 教育長（宮城松一君） こういう寄付行為というのは自粛するかなくするかということは非常にいいことでありますので、私達も今までピンと来なかったものですから議会で質問を受けてピンと来たわけですので、何も、私達の指導とかの面を考えてのご質問だと思いますので、決して迷惑ではございません。いろいろそういう面を指摘していただきますれば、私達もそれによって各学校各PTAを説得していきたいと考えております。

○ 9番（松島重克君） 今の教育長のお話聞いて少しホットしているんですが、実はこういう父兄負担の軽減を図るような質問をいたしますと、誤解が生じやすいわけですね。

9月の定例会におきまして少しこういう質問をしたわけですが、どういうように受け取られたかですね。特定校に対する質問だというような受け取り方があったわけです。ご存知のようにこの質問は全部の学校に対して共通の質問ということになっているわけですが、特定校に対する質問と取られたのか誤解が生じたわけです。それで先程教育長にお電話しまして、そういうことではなく全部の学校に対する質問だということで私はやりましたがと、そういうように受け取りましたというお話もありましたのでそれはそれでいいわけですが、ややもすると誤解が生じやすい面もありますので、これからこういう議会での質疑応答についての説明をなされる場合は従来よりもなお一層の配慮をしていただかなければいかんのではないかと、配慮をなさったが誤解が出たものでありますので、より一層の配慮をなされる方がいいのではないかと思うわけですがどうでしょう。

○ 教育長（宮城松一君） 松島議員からの9月議会での質問で、私は資料がなかったものですから資料を取るために、今度の運動会で既に済んでいた学校が4校かありましたので、その時点で資料を提出してくれと、そしてまだの学校は自粛しなさいとその場で言ったわけですが、PTA会長、校長が5校来ていましたので、決して特定の学校を指しては言ってなく、5校とも共通したものを言っておりますので、これからも慎重な発言をして対応していきたいと考えております。

〈大宜味小学校廃棄校舎の撤去について〉

○ 3番（山城宗喜君） 去る6月議会においても質問いたしましたが、前回の私の質問に対し、教育長のご答弁では危険な状態であるのは良く理解をしているので早く撤去しなければならないと考えてはいるが、予算の都合ですぐには出来ないので、補正予算あたりで出来たら早目に撤去したいという答弁でありましたので、その実現を期待しておりましたが撤去出来てないことは誠に遺憾に思うのであります。

その実現のために補正予算計上において折衝された経緯についてお伺いいたします。

○ 教育長（宮城松一君） この廃棄校舎の撤去について、何とか早くしたいということで9月の補正予算で700千円の補正予算をお願いしたんですが、議会提出の時点で出来ないということでけられたわけです。

その時に補正を出したのが津波校体育館のペンキの塗りかえと大宜味校の廃棄校舎の撤去をお願いしたわけですが、予算がないということでけられたことがございます。

そういうふうな点でいろいろ計画をしておりますが、新年度では必ず廃棄校舎の撤去を事業に乗せていきたいと考えております。

○ 3番（山城宗喜君） 9月の予算に計上すべく努力したが村長からけられたということになっているようですが、誠に遺憾に思います。危険な状態にある廃棄校舎の撤去が実現しなかったことは遺憾に思います。

この校舎の腐蝕している廊下の柱は今にも崩壊寸前にある感がいたします。何時惨事が起らないとも限らない現状でありますので、早目に撤去することが必要だと思っております。

次年度においては実現するという方針であります、その決意は変わらないで実現するという確信がありますか。

○ 教育長（宮城松一君） 委員会としても来年度の事業に乗せたいものを検討中ではありますが、その中にこの校舎の撤去は是非入れたいと考えておりますので、予算折衝の段階でも是非これをやるんだということで予算折衝もしてみたいと思いますので、700千円ぐらいあれば出来る仕事でありますので努力したいと思います。

（津波小学校便所の改築について）

○ 14番（親川富二君） 津波小学校の便所は今から20数年前に造られたものと思いますが、同便所は数年前から相当老朽化し使用に耐え難い状態にあり、学校側では改築陳情書を出されていると聞いておりますが、そのことについて教育長はどのようにお考えになっておられるかお伺いします。

○ 教育長（宮城松一君） これは早急にやらなければならないということでいろいろ予算の裏付けを考えてみたわけですが、本年度の最初の予算でもこれを組んだわけですが、これだけの予算が獲得出来なくて、結局、この便所の改築予算が削られたということになっていきます。

各学校の事業が沢山ありますが、これは委員会としても便所の改築を優先させなければいかんのかという話し合いが出ております。

一般予算で出来なければ資金借入れという面も考えられますので、そういうふうな面でこういう事業を進めていきたいと考えて、今、予算編成中でありまして何とか来年度の予算

では、はっきり目処がつくのではないかと考えます。

○ 14番（親川富二君） 委員会としましても現場をつぶさに見られて大変危険だということはお分かりのように思っています。

この便所は相当古くなっておりまして、1日延ばすだけ危険度が増す状態にあるわけですし、天井あたりの腐蝕しているセメントを棒でつき落してやっているという校長の説明を聞いて、私も現場を見てびっくりしたわけですが、早急に改築について委員会としても確約出来るかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） これは非常に危険な状態にありますので、やるべき事業が山積していますが、第1番にやるべきでないかと考えておりますので、これから予算編成に入りますので、この分も必らず予算獲得して改築していきたいと考えております。

〈大宜味小学校100周年記念事業について〉

○ 7番（山川正行君） 以前に大宜味小学校100周年記念事業期成会から陳情のあった件についてですが、委員会として何か計画しておられますかどうか。

○ 教育長（宮城松一君） 100周年記念事業に向けて期成会は事業を進めているようですが、その中で公費による事業、不適格校舎の撤去とそれに伴う改築あたりは委員会の事業だから是非やっていこうと考えておりますが、不適格校舎の調査をさせつつありますが、不適格校舎という判定が下ると撤去して、来年度あたりの予算で校舎が建つかどうか、そういう点をこれから詰めていきたいと、その第1番の仕事として校舎の審査をさせておりますので、これが来るといって廃棄校舎も一緒に撤去出来るのではないかと考えております。その点について仕事を少しづつ進めておりますので、来年度の予算でも何か芽が出て来ると思います。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時39分）

再 開（午後1時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行ないます。

発言を許します。

〈幼稚園設置について〉

○ 7番（山川正行君） 幼稚園適齢児の幼稚園教育についての長の見解と保育所運営との関係もありますので、それも含めて長の幼稚園問題に対する構想がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） これは村の基本構想でも保育所との関係を十分考慮してやろうとっているわけです。

幼稚園適齢児を全部幼稚園で保育するということになりますと、保育所の運営ということも問題になってくるわけです。いわゆる幼稚園の適齢児は満3歳から小学校に上がるまでというようになっているわけですので、問題があるわけです。

なお、一面におきまして適齢児を全部幼稚園で保育するということになりますと、保育に欠けた幼児の方々が非常に困まると、或いは親が仕事についている人も仕事を辞めなければいけないという状態にもなるのではないかと思うわけです。

現在の数からいたしまして幼稚園適齢児を全部幼稚園で保育するということになりますと定数との関係におきましても問題があると考えているわけです。

○ 7番（山川正行君） 先程も同じ質問を教育委員会にやったわけです。

従来の教育委員会の方針と違った点が見られるわけです。58年度を目処に中央幼稚園を考えるということはあるわけですが、それまでに残った地域も含めて考えて、その後に統合を考えるということのようですが、その点について長の見解はどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 去年議決していただきました過疎計画にもありますように、教育委員会の方針としまして58年に新しい幼稚園を造って幼稚園の統合をやるということである計画にも盛っているわけです。

その後の変更についてまだ聞いておりません。

○ 7番（山川正行君） お聞きになってないようですが、大宜味校には今までへき地保育所があったわけですね。喜如嘉の保育所が開所されるとこのへき地保育所は閉鎖されるわけですね。そうすると、いわゆる今までこのへき地保育所で幼稚園教育を行って来ているわけです。これがなくなるということは、校区の父兄は私が聞いたところでは幼稚園が出来るんじゃないかという考え方のもとに暗黙の了解を与えているようです。

ようするにこれがなくなることによって幼稚園が出来るのではないかという暗黙の了解を与えたというようなことのようにございますが、教育委員会は中央幼稚園が出来るまでの間、いわゆる2つある幼稚園の統合は難かしいと、ですから統合の目処も立たない、設置の目処も立たないということになれば2つの校区は不平等の扱いになるということで、4校を設置してから統合を考えるという方針のようです。

これに対する長の見解でございます。

○ 村長（根路銘安昌君） その件につきましては教育委員会から別に連絡も受けておりません。

それについてまだ検討もしていないところであります。

○ 7番（山川正行君） 教育委員会はそういう方針を持っているということなんですね。それでそういう方針の基に予算要求が来ると思います。それに対する長の考え方、そういう

場合どう対処するかということです。

委員会が先ず大宜味校を設置するという方向で臨んで来るわけです。それに対する長の見解ということなんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 教育委員会が方針を変えたということも聞いておりませんので、これは教育委員会とも話し合いして58年に統合するという方針からどうして新しく造ってやるのかということをも十分事情を聞きまして検討したいと思います。

○ 7番（山川正行君） 教育委員会はそういう予算書を作って要求すると答弁しておりますから、大宜味校に造る方針で臨んで来ると思いますが、いろいろへき地保育所の問題も先程申し上げましたが、あったものがなくなるというのは問題だと思いますが、そして中央幼稚園そのものは、当然財政の厳しいものですから財政の効率的な運用の面で我々もこれには賛成なんです。

ところがそれまでの間をどうするかという問題なんです。中央幼稚園出来たにしても、はたして今ある2つの幼稚園が同意得られるかどうか。その辺がまだ明確でないわけです。ですから58年に出来るか出来ないかということもまだ明確でないわけです。

ですからそれまではどうするかという問題が生じるわけです。それまでは一応4校造って、それから統合を考えようということなんです。ですから56年度は大宜味校を造りたいという方針を教育委員会はお持ちのようです。それに対する予算面の協力は願えませんか。どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは正式機関からの要請の問題であれば当然教育委員会から申し入れがあるべきと思うんです。

また、幼稚園運営に関することでも教育委員会の義務的なものでありますので、正式に申し入れがあってから検討するということです。

（軽自動車税について）

○ 9番（松島重克君） 納税状況であります、ここに資料が出ています。

決算後の収入済額等の数字が出ているわけですがこの数字について補足するところがありましたらお聞かせ願いたしと思います。

○ 税務課長（宮里盛順君） 滞納繰越分については補足するようなところはないと思います。

○ 9番（松島重克君） この軽自動車税の納税状況について他の村民税と徴収時に変わったような点が見られるようなことはございませんか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 滞納の状況については他の税目と変わったことはございませんが、中には所有者が出かせぎに行った場合に両親がいるとか、そういった場合納税者のい

るというような若干違うところがございます。

○ 9 番（松島重克君） 次に実質的納税者についてお伺いいたします。

名義人が本来は納税する義務を持っているわけでありまして。いろいろな事情で本人でなく、その身内等が納税しているというような状況があるようなお話であります、こういうのはどのぐらいありますか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 納税者が納税しない場合は原則からして代納者、または納税管理人が立て替えて払うということになるわけなんです、ご質問の実質的納税者、親族ということになるかと思いますが、その方は今のところ納税者が2人と見ています。

○ 9 番（松島重克君） 過年度分の未納者の問題点はどういうところでしょうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 滞納繰越分についてですが、納税者が住民登録あつていないと、出かせぎに行つて両親はいるという状態と、それからその納税者の車が盗難に遭つたとかいうことで盗難届を出してその後村長あてに届を出してくれという状況で、1、2件ございます。

○ 9 番（松島重克君） 今のお話の点、私も少し耳に入れているんですがこの滞納者には未成年者も入っていたんじゃないかと、また現在本村におらないで実質的な納税は身内がやっているということと、その原因をお聞きしてみますと、車両が使用不能になつてそのままになつてしまつて、その間にナンバープレートがなくなつたと、当然その時点で正規の手続きを取れば問題はなかつたと思うんですが、そういう手続きが取られなくてそのまま放置されてしまつている。そうしますと、当然名義人に対する納税義務がありますので納税通知が来ると、しかし、この身内の人達においては当時のいきさつが分からない、また本人も現在地元におらないということで、止むを得ず数年間にわたつて身内の人が納税しているというケースがあるように耳にしているわけです。

それで、現状のままでいくと何時までも身内の人が納めなければいかんと、これでは困ると、何とか方法はなかろうかというような話を耳にしているわけですが、当然、村に来てお話を伺うのが建て前ではありますが、こういう場合はどうなりますかということも耳にするものですから一応お聞きしたいと思うわけでありまして。

そういう相談がもしあつたならばどういうように指導なされるわけでしょうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 税条例の91条に次のような規定がございます。

標識又は証明を受けた後において原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る自動車税の納税義務者が消滅した者は村長に対し、申告書を提出する際、当該申告書に添えてその標識、証明書を返納しなければならないとなっておりますので、そういった面について何等かの証明を添付して届けするように区長会でも賦課時期になつて届け出を出すようにさせています。

そういったものがないといけないんじゃないかと、証明書の返納、ナンバープレートの返納がないと、規定からするといけないんじゃないかなあという解釈から、盗難にすれば警察の証明、売買しておれば相手の氏名住所等をすれば処置はとれるがなあという解釈はしております。

そういった人がおればなくなったという事実の証明がする方がおれば、こっちの方でも運営上処置検討はするということは言っておりますが、まだそれが出ておりませんので検討の段階には来てないわけです。

○ 9番（松島重克君） 確かに税条例の91条にはそういう規定があるわけですが、結局、必要な書類を添付して出せばいいわけですね。出せば多分そうされているだろうと思うわけですが、そういう添付書類が得られないということで納税義務者でない人が止むを得ず納税を続けているというような状況ですね。しかし、これがずっと続いたら困るわけですね。代わって納めている人は善意の立場でやっているわけですから、本人に落ち度は十分あるわけですが本人がおらないということになりますというと、善意の立場で数年にわたって納税している人達の救済は考えてやらなければいかんと思うわけですが、何時までもこのままでいくというのはおかしいと、それと、必要な添付書類となりますと盗難とかという場合に警察の証明を得ることが出来ればいいんですが、使用不能とかで放置してナンバープレートがなくなってしまったというような場合は、特に数年前のことであればはたして警察がそういう必要な書類を発行するかどうか疑問があるようですね。これは当局の考えとしては警察がこういうケースも当局が必要な書類を発行してくれますか。この辺、どうも難かしいような話を聞いているんですが、どんなものでしょうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 長年にわたって盗難したという証明の発行についてはその機関が違いますので出せるか出せないかは分かっています。

ただ、事実これが消滅してないという何等かの裏付けの証明があれば、規定では返納しなさいとなっているが運用の面で検討すれば出来るのではないかと考えております。

○ 9番（松島重克君） これは私個人の考えであります。盗難に遭ったという場合なら警察の証明を得ることが出来るかも知れませんが、使用不能になって放置してあったものがナンバープレート等がなくなってしまったという場合は警察の証明は得られないだろうと、これは普通の考え方なんです。そういうことで多分困っているんだろうと思うんですが、証明取れるならば当然取って既に当局に手続きをして納税義務からはずれていると思うんですが、それが出来ないから現在まで納めなくていいものを納めているというのが実情ではないかと思います。だからこういう善意の立場に立って来ている人達を救済する必要はなかろうかと思います。

例えば、税条例の91条の8項あたり、或いは88条あたり、やはり実情を調査なされて救済措置を講ずるべきでなかろうかと思います。この検討していただけないかどうか。

○ 税務課長（宮里盛順君） 一応、第3者のナンバープレートは他に悪用されていないという証人がおれば課税客体がなければ、だから規定上そうあっても運用の面で検討していきたいとしか今のところ回答出来ませんので、そういうふうに検討の段階をつくりたいという考えを持っています。

〈新沖縄林業振興特別対策事業の地域指定について〉

○ 8番（崎山喜弘君） 当局もご存知のとおりと思いますが、林業構造改善事業は昭和39年に第1次林業構造改善事業として発足し、昭和47年から第2次林業構造改善事業そして昭和55年から新林業構造改善事業として発展して来た。本県においては昭和47年度から沖縄林漁業構造改善緊急対策事業の一環として実施され昭和52年度より沖縄林業振興特別対策事業として実施され、昭和55年度地域指定を予定の7地域の指定を完了することとなったが、この芽生えつつある林業経営の素地を更に発展させるため、引き続き生産基盤の整備、資本装備等を図る外、新たに生産加工、流通対策及び生活環境の整備を図る新沖縄林業振興特別対策事業を昭和56年度から創設するよう関係機関と調整しているようですが、本村は県下で石垣市、国頭村、名護市に次いで4番目にして広大な山林面積を有し、本村総面積の80%以上を占める。なお、材質及び林層においても他村に劣るものではないと思います。

本村でも商工会が昭和53年5月27日に設立し地域社会発展のため商工会活動を盛んにし、そして昭和54年11月28日には商工会青年部が発足し若者の親睦をはかっています。その青年部の若者達がベースとなって大宜味村森林生産組合を設立するため日夜努力いたしております。

組合の設立、その他事業を進めるにはその地域指定を受け、補助対象事業を導入し、若者達の職場開拓、林産業の発展、過疎化対策とあらゆる面で本村に利益をもたらすものと考えます。

従って、当局は関係機関に積極的に働きかけ、地域指定を受ける考えはないか。

大宜味村森林生産組合の設立に積極的に指導助言をする考えはないか。

地域指定を受けるとあらゆる面で補助対象事業が生れ、林業生産事業の発展、過疎化対策事業等にも大いに役立つことと思うが、当局はどのようにお考えでしょうか。村長の明確なご答弁をお願いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては関係機関にも要請いたしているわけでございます。

積極的に指導助言をする考えはないかということですが、この件につきましては主催して

いる宮城君達にも今後の造林事業であろうが生産組合をつくってやるということがより好ましい方向であるからということで、私の方からも助言をいたしているわけです。

それから、新沖縄林業振興特別対策事業の指定を受けるということは、確かにおっしゃるように地域の発展につながるわけですので過疎対策にもなると思っています。

この事業はご承知のように、県といたしましては昭和56年からやりたいということで関係機関に要請をいたしているわけですし、県の要請しているとおり昭和56年から実施されるということになりますと、新沖縄林業振興特別対策事業に本村も指定を受けるように努力したいと思っています。

〈排水口の水門設置について〉

○ 6番（福地善雄君） 外掘田河川に流れる集落排水が2か所ありますが現在水門がなく台風や大潮で高波の場合は川口が砂でふさがりまして、波がどんどん入って来るわけでございます。その排水口から潮水が入って来て住宅の床上や床下の浸水が10月から12月までに3回もありました。こういうことは人間の健康と衛生の面からも放っておけないことだと思います。

また、農作物にも多大なる被害を受けている現況であります。そこには早急なる水門の設置が必要と思うが当局の考えをお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 排水路の2か所というのは、橋の上と下だと思っているわけです。それでここにつきましては浸水するところが水門を設置することにおいて浸水が防げるかどうかということも考えられるわけです。

そういうことで床上の浸水という報告は受けておりませんが、庭や床下の浸水があるということを知っています。それでそこにつきましては、水門を設置することにおいてこれが防げるかどうかということを検討しなければいかんと思うわけです。

また、そういうふうな汚染もされるわけですので地域としましても川口をちょつとさらうことにおいて水が流れる場合もあるわけでございます。そういうふうな地域の環境を良くするというので、地域においても川口のちょつとしたさらいぐらいはやってもらおうとそういうふうなこともなくなるのではないかなと思うんです。ですから今これにつきましては水門を造って効果があるかどうかということを十分検討しなければいかんと思っているわけです。

○ 6番（福地善雄君） 只今ありましたとおり、これを防せざるかどうか分かりませんが、それをやることによってある程度防げるのではないかなと思っています。

区長からもこういうことについて要請があったと思います。また、12月24日の議員の現地回りの場合も床下浸水がありましたが、あの場合は消防隊の処置によって幾分か取り除いたわけですが、浸水に見舞われた方達は今後もそのようなことが起こるのではないかと不安の

生活をしている関係で早期実現を望みたいと思っています。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げたとおりでございますが、ちょつとした作業で水がはくような所は、水が溜ったからといって黙っているのではなく、その地域の人としましても自らの環境を良くするために少々の河川であれば私はやるべきでないかと思うわけなんです。

一応調査をやりまして、水門を造って効果があるということであるならばその対策を考えなければいかんのではないかと考えています。

〈沖縄開発庁の大宜味村内におけるダム計画について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 3つのダム計画があるようですがその計画の進ちょく状況はどうなっているかお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは確か先月であったと思うんです。ダム事務所からの資料をお配りした覚えがございます。これは昭和55年11月6日ダム事務所からの打合わせ事項というふうに出しているわけですが、その後におきましては、これを持って来ただけであって、その後において別に話し合いというものやっておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） 村長からいただいたこの資料から見ますと、不特定補給欄のところに各ダムの関係集落が書かれておりますが、ここの生活用水の供給施設も開発庁がやる計画であるのかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは資料を送って来ただけでありまして、中味についての話し合いはまだやってないわけです。

それでこれについて、確かにこういうふうを送って来たというのは、実は平南ダムを56年から実施に向けての調査をしたいということが前にあったわけです。村といたしましては村内の水の必要、農業上の水、更に生活に必要な水、更にその他に必要な必要量というのを大宜味村としてはまだ水の計画は作ってないので、そういうふうな中において平南ダムの実施計画には同意出来ないというふうなことをダム事務所に回答してあるわけでございます。

それについてそういうふうなものが来たわけですし、今、協議事項ということにはなっているがその協議事項そのものについての、打合わせ事項となっているわけなんです、まだ中味のことについての打合わせはやっておりません。

○ 10番（前田貞四郎君） まだ打合わせは十分やってないようですが、打合わせの段階において関係集落への給水施設までさせるような方向に考えているかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） ダム造るということ自体まだ村としてはオーケーするかどうか決めてないわけです。ですから、今まで計画が平南ダムでありまして今までの計画にはこのような水を取らずということなかったわけです。国は。それでそういうふうなところでこ

ういうふうな不特定の補給ということをやっているわけなんだが、それについての十分なる説明も受けておりませんので、一応そういうふうな説明を聞きながら話し合いを今後進めていきたいと思っているわけでして今、私のところでこのダムとの関連のものは全く白紙の状態でございます。

○ 10番（前田貞四郎君） 今後この3つのダムを建設することに話し合いが持たれていきますと、当然見返りについて考えなければいけないと思うわけですが、何故見返りについてお伺いするかと言いますと、河川の水というものは先祖代々から子々孫々に与えた地域住民の大きな財産であると思います。そして地域住民もその保全管理については今日まで日夜努めて来ておりますしそういうことは私が申し上げるまでもないと思いますが、従ってその恩恵は当然地域住民が優先されるべきであると思うんです。

そこで、今後河川から水を利用するならば当然その地域住民としても見返りを要求すべきだと思います。何故そう言うかと申しますと、過去において平南川や大保川から企業局が取水しているわけだが地域住民には何も恩恵がないという状況のようでありますが、村当局ではそれに対処する仕方に大きな不手際があったのではないかと私は思うわけです。

だから今後ダムが建設される場合は十分それに対処して、地域住民にその恩恵が受けられるように対処すべきであると思いますけれども、それについて村長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように打合わせ事項についてその考え方まだ私の立場が白紙でありますので十分いろいろ検討しなければいかんと思うわけです。

それで今おっしゃるようなことにつきましては、まだ私は時期的に、ただ向こうから11月6日に出されたからすぐ住民にどうかということはまだ早すぎると思うんです。更にこういうふうなものにつきましていろいろ細部についての説明を受けてから、その後でも遅くはないと、時期的にすぐ皆に知らせるということは私は早すぎると思います。

○ 10番（前田貞四郎君） ダム建設については白紙の立場とおっしゃいますが、もし、そのダム建設される場合はその見返りとしていろいろ対処すべきでないかと、それについての村長の考え方を聞いているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） もしもということでございますが、建設されるということになりますと、これは当然私共としては村勢の振興上最も重要な問題とか発展するようなことにつきまして、これは大きく要求はしなければいかんと思います。

○ 10番（前田貞四郎君） ダム建設について開発庁と打合わせする前に関係地域の住民との話し合いを持つ必要があると思いますが、村長はどう思いますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 開発庁と話し合いする前といっても、話し合いを聞かなければ

説明も出来ないわけです。だから話し合いは必要でございます。その進める中においてこれは住民にも聞かなければいかんと思うわけですが私は更に議会においてもそういうふうな多くの開発庁が計画しているわけですので、議会においても特別委員会あたりつくりまして慎重な検討をしたらどうかと思っているわけです。

〈自衛官募集業務について〉

○ 2 番（平良真光君） この件につきましては前の議会でもお聞きしたわけなんです、最近、県段階におきましてこの業務の取り扱いにつきまして情勢がいくらか変わって来ているように感じられますので改めて伺うわけなんです、質問の要旨は前に通告したとおりでありますのでその点ご理解の上答弁していただきたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） 西銘知事は地方公共団体の長として地方自治法及び自衛隊法で定められた委任事務は責任を持って実行しなければならないと繰り返し表明しているが村長の見解はどうかという質問でございます。

この件につきましては一昨年でしたか質問がありましてお答えしまして、自衛隊募集業務につきましては協力することは出来ないと申し上げたわけでございます。また、復帰いたしました9か年その募集業務につきまして沖縄はやってないわけです。

更に、沖縄のこれまでの戦争体験ということからしまして、住民の考え方というのも自衛隊募集業務については賛成出来ないというふうなことになるであろうと予想されます。私共といたしましても沖縄のこれまでの直接戦争を体験しました地域としまして自衛官の募集業務につきましては賛成いたしかねるわけでございます。

○ 2 番（平良真光君） 前にもそういう答弁をいただいたわけですが、今回、県段階におきまして知事は、自衛官募集業務は国の機関委任事務として市町村においても事務は実施なされなければいけないということのようである。

また、協力を求めながら要請をしていきたいというふうな考えであるようです。そうした場合、要請があってもそれは出来ないというように受け止めてよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 逆に質問するということは大変失礼になるかも知れませんが、現在のあれとして知事がおっしゃるものを是非大宜味村もやらなければいかんという考え方の基にの質問であるかということをお聞きしたいわけなんです、私といたしましては、この募集業務には協力出来ないという考えでございます。

〈大兼久黒石仲山、川登一帯の農振地域への編入と農道新設について〉

○ 4 番（山川保清君） 大兼久は農地に恵まれず段々畑農業で生活を支えて来ましたが、黒石、仲山、川登一帯は昔から部落民の農地として耕されて来ましたが、現在はみかんが数千本植え付けされております。そして昭和50年の農振地域指定の時に払い下げており、この

一帯は大きな農地があり是非農振地域に入れてもらいたいとお願いしましたら、県で認めてもらえなかったということのようです。

今年は幸いにして農振地域の更新の年に当るようですが、この地域を農振地域に指定していただくよう区長からも要請が出されていると思いますが、県に申請なされたかどうか。

更に、地域指定がなされたら区民の長年の要望である農道新設の計画が村当局としてなされるかどうかお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） ご質問の内容が農振地域への編入とありますが、これは農用地区域の編入と間違いではないかと思いますがそれで答弁してよいでしょうか。

農用地区域への編入はまだ県に提出しておりません。農用地区域、或いは農振地域全般的に見直す、5か年毎に見直すということになっておりますが、本村の場合5か年になっておりますが、まだ県との調整がなされておらずにまだ見直しをやっておりません。56年度にその見直し出来るかどうか県と調整をして、その段階で検討していきたいと思っています。

○ 4 番（山川保清君） 今年は更新の時期になっているかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 農振地域の見直しについては県と調整して、県の考え方も含めて調整の段階で56年度にやるかどうかということになるかと思うんで、これから県と或いは長と話し合いしまして、その申請をやるかどうかこれから検討していきたいと思います。

○ 4 番（山川保清君） もし、その地域に編入された場合、村当局として農道新設の計画をなされるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のところ農用地区域に変更しましても、我々が計画を作ってもその地主の方々がどう受け入れるかという問題なんです。

例えば、現在のままでは農道を計画しても受益面積的に足りないわけなんです。

ですからその地域の人達が今の作物の大方入っていない地域でありますので、これを農地開発事業か何かでやるという受け入れがなければ、そういうものとの関連でなければ農道も造っていけないということになるわけです。

○ 4 番（山川保清君） 村長の意見では地域の協力がなければいかんということですが、この地域が計画すれば農道新設計画を持たれますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 地域が農地開発事業やるというふうなことであれば、その計画につきまして我々は促進するために努力します。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時19分）

再 開（午後2時26分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

6 番退場。

〈国道58号線潰地の補償金支払い促進について〉

○ 3 番（山城宗喜君） 国道58号線道路は昭和40年に建設され、その際、村内の多くの土地が潰れました。この潰地の地主の方々は補償金が早期に支払いが実現するよう待望し続けて来ているわけですが、あれから16年経過した今日未だに支払いが実現しないままになっておりまして、誠に遺憾に思う次第であります。

私は昭和54年の12月定例議会の一般質問においてもお伺いしたのでありますが、その際の村長のご答弁によりますと、早期に補償金の支払い方を町村長会等においても県や国に訴えて来たが、まだ実現を見ないので早期支払い実現のために一層の努力をしたいというご答弁でございまして、その後、町村長会におかれて、この件の実現のために要請なされた経過や支払いの見通しについてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） この件は前にも申し上げたと思うんですが、国道事務所としては改良を部分的に進めているわけでございます。この改良を済んだ地域を優先的に潰地の支払い補償をするということで、今、改良の済んでいる所は改良した年か翌年に支払いされております。

未改良の所はまだ補償されてないと思うんですがそれにつきましても国道事務所におきましては調査をして、そう遠くない時期に支払いしたいという考えを持っているようです。

○ 3 番（山城宗喜君） 地域によっては支払いが始まっているということのようですが、本村としては、参考までに1例を申し上げますと、根路銘部落の売店、或いは民家が生々しい記憶に残っています。これに似た多くの潰地の地主、家屋を潰した地主、悲壮な気持ちでこの補償を待望しています。改良した地域を優先するだけでなく、されない本村の場合は遅れる可能性も出て来るわけですので、全体的に見られて一部でなく、全面的にこれが支払いが出来るように努力を続行させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 国道58号線の潰地につきましては、歩道や排水などをやっている所は前の潰地まで含めて支払いがされております。未改良地区がやられてないんですが、先程も申し上げましたように近い時期に支払い出来るんじゃないかと、或いは来年か再来年あたりに支払い出来るんじゃないかという予想がされるわけでございます。

それにつきまして、おっしゃるとおり早く出来るように要請はしていきたいと思っています。

〈村道の樹木障害物の除去について〉

○ 5 番（平良 実君） 村道の路面維持管理はズリ敷、排水整備等良く管理され関係者の労苦に対して感謝申し上げるわけですが、全般的とは申しませんが、部分的に道路上に進出

している樹木のために交通の障害になっている部分がありますが、交通安全対策の面でお伺いしますが、障害物の除去は何処の責任においてなされるか。除去するとすればその時期についてお伺いいたします。

○ 建設課長（古我知 清君） 道路敷内にある樹木に対しては除去しております。

道路敷外から道路にとび出して来る樹木に対しては除去の権限がありませんので、その地主、或いは所有者に忠告する以外はないわけです。

道路敷内の樹木の除去については大方砂利敷と併行して伐採を進めて来ていますので、現在回った範囲においてはそういった障害物はあまり見受けられません。

○ 5番（平良 実君） 確かに道路敷内にはそういう点はあまり見当たらないわけですが、道路敷外から枝がはみ出して小型車にはそう関係ないと思うんですが、きび運搬とかにさわりはしないかという場所がありますが、そういう地域は地主や部落に村として調査して出来るかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 私達は砂利敷の場合に10トン車を利用しておりますので、10トン車がダンプを上げて通りますので、このダンプにかかるような樹木に対しては除去しているわけでございます。ですから、道路上空間においては特別な事情がない限り、例えば台風時等での土砂崩れによる樹木の倒壊とかがない限りそういう障害はないんじゃないかというふうに見ているわけです。もし、道路上空間にそういったものがあった場合には、果樹や貴重な樹木以外については極力こっちで伐採していきますが、道路敷外からはみ出した特殊樹木に対しては地主に忠告する以外には手のほどしようがないということでございます。

〈果樹生産育成補助について〉

○ 12番（東 武郎君） 果樹生産の中で特に大宜味シークワサーの価値が最近見直されているように思われます。近年、シークワサーの生産がさとうきびやパインに匹敵する収入源として生産者ではその意欲が高まっているように聞いております。需要供給の面からも応じきれない程のようでありまして、大宜味村の特産物として将来有望視されているように思われますが、生産の拡大を図る意味で補助育成の考えはないか。

補助の方法として新植を対象にするとか、搬入の面で道が悪く放置するのをなくするために道路開発の補助とか、村の圃場で育苗して苗木を配布することも考えられます。また、シークワサーは他の優良品種に比べて管理の面で容易で生産者、ひいては大宜味村にとってプラスになると思いますが、補助して生産を高める考えはないか。

○ 村長（根路銘安昌君） その地域が構造改善事業やその他の事業で出来るようなもの、地域であるならばそれを取り入れてやらなければいかんと思うわけです。だから苗づくりに

つきましては現在村としての計画はございません。

これは民間の方がつくっていただいて、それを買っていただくということがより効果的ではなかろうかと思うんです。今、より生産を高めるための方法として栽培の指導というのを強化していかなければいかんのではないかと思うわけです。

今までシークワサーにつきましては、栽培につきましてもあまり指導されておられません。それは経済課が普及員をなにしてシークワサーの栽培につきましても指導強化していかなければいかんじゃないかと思っています。

〈重度身障者の療護施設について〉

○ 7 番（山川正行君） この件については去った議会で決議をしていますが、誘致の段階で余り分からないと思いますがお分かりの範囲でよろしいですのでお答えいただきたいと思っています。

誘致された場合に今から法人を組織するわけですが、その中に長やその他の公職にある人も入るのか。

また、設置当初は村としても財政的にも相当の援助をするし、また、土地の貸与もするという形で協力するという形になっておりますが、今後、財政的な援助もあり得るのか。2点についてお伺いします。

○ 村長（根路銘安昌君） これは現在発起人会はつくってあるわけですが、誰がこの法人の理事になるかというふうなことはまだ決めておりません。これは発起人会といたしましてもその発起人の内部だけでいいのか、外から持ってくる、これは理事になっていただく方はこちらから頭を下げてでもお願いしなければいかんわけでございます。ひとつの社会福祉法人でございまして、いわゆる奉仕的な仕事でございますのでこちらから頭を下げてでも理事になっていただくように適当な人をお願いしなければいかんと思うわけです。そういうふうなことで誰が加わるかということはまだ決めておりませんが、別に法的な制限はなかろうかと思っております。

次に今後の財政的な問題だと思うわけなんですけど普通の運営については財政的な援助はする必要ないと思うんです。普通の運営につきましては措置費で可能であろうと思うわけです。特別に施設を造るとかの場合は考えなければいかんかも知らんが、常平生の少々のは発起人会でも話し合いしたわけなんですけど、後援会みたいのを作って皆で奉仕的に少々のは協力しようじゃないかというふうな話し合いをいたしているわけでございます。

○ 7 番（山川正行君） 後援会みたいな形で私的に応援していこうということだと思うわけですが、この場合、いろんな形で村にも財政援助を仰ごうじゃないかという形のことは出て来ないとも限りませんが、運営面に関しては別法人ですからこれにはかかわりが出来な

いと思うんですが、運営していく上で施設の補修や機具の新設とかの場合は援助もあり得るということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 施設が古くなってやるという、いわゆるガラスが割れたとかの
ことになろうかと思うわけなんですけどそういうふうなところは幾分か営繕費もみられるの
ではないかと思うんです。勿論、機具とかは施設する時に設置されるわけでございます。造る
段階になって造る前の準備といたしまして他の施設もこれから調査しなければいかんという
話し合いしているわけですが、恒久的なものにつきまして負担は、運営につきまして負担は
別にしなくても、少々の営繕的なものは幾分かはみられると思うんですが、それについても
少々のものについては先程も申し上げましたように、後援会とかをやって応援していこう
じゃあないかというふうにやっているわけです。

○ 7 番（山川正行君） 確かに少々のものについては営繕費とかで処理出来るわけですね。
ところが機具が使用不能になった場合に大きな資金が要るわけです。そういう場合のことを
言っているわけです。そういう場合はどうなりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 施設して後のいろんな問題まだ調査もしておりませんが、これ
は先程も申し上げましたように前で造っている施設を更に調査して、その後の対策どうなる
かということ、これから調べなければいかんと思っているわけです。

○ 7 番（山川正行君） 国保との関係が一般的に心配されているようです。

私もこの件につきましては少し気になっているわけですが、玉城村にあるものは国保とそ
んなにかかわりがないということでございますが、長い期間におきましては沢山の村内の国
保にかかわってくる人が増えてくると思うんですよ。そういう場合、村内の被保険者が負担
するということになりますね。

そういう場合一般財源からの補てんもあり得るかどうか。

もう 1 点は、従業員の採用は村内優先だと説明の中ではおっしゃっておられましたが、そ
の仕事は非常に専門職が多いわけです。そういうことで専門職になるので実際に村内からは
幾等も採用されないんじゃないかという懸念もあるわけです。そういった専門職も含めて
村内出身者を優先するのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 身体障害者の施設と関連しまして、それに伴って国保の今後の
一般財源からの補てんというふうなこと考えられないかということでございますが、その施
設におきまして社会保険関係の対象者は遠隔地の療養で可能であるわけなんです。そこで問
題は国保に該当する方々、ここに入るのが国保関係者が何名になるのかということも見合わ
せて、本村に施設が出来るということになりますと昭和57年から身体障害者の療養施設に収
容されるということになるわけです。その施設にどの程度入るか、国保関係者が何名入るの

かを見て検討しなければいかなのじゃあないかと思っているわけなんです。

それから従業員の関係でございますが、確かにこの職員には専門職がございます。栄養士とか生活指導員とか資格保持者と、それから看護婦の方は乙免を持っている人もいいようがございますので、栄養士も生活指導員もその関係の学校を出て資格を持っているのが現在は本村にいたなくても、村出身者で他で働いている人がおるのではないかと考えているわけですし、乙免の看護婦も村出身者で間に合うのではないかと思います、全て専門的なものも村内、或いは村出身者で得られるのではないかと考えています。

○ 7番（山川正行君） 従業員の関係は分かりましたが、国保の関係は、私がお聞きしているのは増えた場合のことを指しているわけです。今後増えた場合に国保からの補てんはないかということです。

○ 議長（玉城一昌君） 13番入場。（午後3時01分）

○ 村長（根路銘安昌君） その施設に収容される人が国保の対象になるのが何名入るかというふうなことで、そういうふうなものを一応見てから検討したいということです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時07分）

再 開（午後3時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） この施設をされることにおいて国保対象者が増えて、国保税が過重の負担になるという事態において一般財源からの補てんもあり得るかというご質問だと思っているわけです。

先程申し上げましたように、そこにどの程度の人が収容されるかと、国保該当者が何名いるかということも考えなければいかんわけでございますが、施設自体におきまして私共ひとつの施策的に誘致した施設であるわけでございます。前に申し上げましたように、そこに働く従業員が33名予想されるわけです。そういうふうなことからしまして過疎対策にもなると、また、施設を誘致することにおいて村の経済的な効果も高まっていくということで誘致したいと前にも申し上げたわけなんです、施策的なもので一般の人に対しまして国保税が過重になるというふうなことが起った場合には、いわゆるこの施設を誘致したことにおいて一面村民の職場の開拓になって所得の向上、或いは村民税等の収入増にもなるわけですので、住民の負担がそのように過重になった場合にはその時点で考慮しなければいかんわけですが、補てんも考えなければいかんのではないかと考えているわけなんです。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時18分）

再 開（午後３時35分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

５番退場。

〈津波、塩屋地区の水源予定場所について〉

○ ９番（松島重克君） 先日、議会の方から村内視察をいたしましてこの水源予定場所を見たわけですが、当局は最近この場所の周辺をご覧になっていますかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） ３か月程前には現地を見ております。

○ ９番（松島重克君） この水源予定場所のすぐ側に工事がなされて、何か施設が出来つつあるようですが、ご存知でしょうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 聞いておりません。

○ ９番（松島重克君） あの工事の様子からしますと、養殖場ではなかろうかというような話が出ているわけですが、かなりの工事のようであります。

そういたしますと、水源予定場所としてはたして適地であるかどうか疑問を持つわけであります。側にそういう施設が出来た場合にどうなるか。

○ 建設課長（古我知 清君） 計画されている場所は私有地だと思うんですが、私達が予定している取水堰は村有地内に入り込んでいるわけで、別に私有地とのかかわりはないと思います。

○ ９番（松島重克君） 確かに私有地だろうと思います。私有地であるので村に連絡なしにああいう施設のための工事が行なわれていると思うわけですが、周辺でああいう工事がなされて施設が出来ますと恒久的なものでないかと思います。そういたしますと、水源予定場所としては支障が出るのではないかと思うわけですが、周辺にそういう施設が出来ても支障がないかどうか。

○ 建設課長（古我知 清君） 確かに前にも話は聞いたことがあります。その辺に養殖場をするんだということで、私有地なんですけど一部掘り込まれていたんです。水源地として不適格になりはしないかということなんですけど、すぐ隣でないし、上の方になるので別に取水には関係ないと思うんです。もし、本人が養殖するんであれば水を必要とする場合には県の認可が必要になって来るわけなんです。ですから養殖業であるならば取水に対しての申請が出て来ると思います。その時点で汚染対策条件とかが加えられて来るものと思います。

○ ９番（松島重克君） 我々が考えております水源予定場所のわずかに上になるのではないかと見ているわけです。村が予定している水源地より上の方で取るわけです。だからその余剰水、或いは使った後の処理された水が流れ込むということは当然考えられるわけです。現地を見ておられないからお話し難いかも分かりませんので一応早急に現地を見られて、しか

るべき対応策を考える必要はないかと思うわけですがどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 私の判断とくい違っている感が受けるわけですが私としては村が予定している水源地の下だと思っていますが、その施設がなされているということは、元米軍工兵隊が水量調査したか所があるわけです。その水量調査した地点かその上ということで予定しているわけです。一応現地を調査して、計画している人々の計画内容も聞いて対処していきたいと思っています。

〈饒波地域の測量調査等について〉

○ 8 番（崎山喜弘君） 55年8月頃より、喜味、宇呂周辺が測量されて抗が打たれ、また、宇呂の下のアラマタ川はボーリング調査までなされているようです。この調査の目的についてお伺いいたします。

○ 建設課長（古我知 清君） 県の河川課で砂防ダム計画がありまして、55年度で測量調査に入っているわけです。おそらく測量調査は済んだのではないかと考えておりますが、饒波河川に伴う砂防ダムが2つありまして2つとも満杯している状況で、もう一基必要でないかということで河川課として砂防ダムの計画持っているようです。それについては現在の2番目の砂防ダムをかさ上げにするのか、新設するののかの検討に向けての測量調査が進められております。

○ 8 番（崎山喜弘君） その工事の実施時期についてお伺いいたします。

○ 建設課長（古我知 清君） 56年度で予算を上げたいということだったんですが、その辺の詳しい状況は聞いておりません。

○ 8 番（崎山喜弘君） 山田橋についてお伺いいたします。これも6月議会でお伺いした事項でございますが、その当時村長は橋幅が狭いので危険標示を立てたらどうかということで担当課と、担当課の方で検討しているということでありましたが、検討結果についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 橋の幅が狭いので危険の標示を立てるようにしたいと思っています。

○ 8 番（崎山喜弘君） みかん山の件ですが、宇呂の地域になりますが、喜如嘉と饒波のみかん山が大分あります。両部落で約30トンの収穫が見込まれますが、作業道がなく70%の収穫しか出来ないという状態なんです。

現地を調査されて作業道を開設する考えはないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところ、その計画もございません。

○ 8 番（崎山喜弘君） もし、地域部落から要請があった場合は調査計画する考えがあるかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 要請があった場合にどのような事業が該当するか。更にどういうふうに造るか、それも聞いて検討は一応したいと思います。

○ 議長（玉城一昌君） 13番退場。（午後3時51分）

〈喜如嘉第2停留所から喜如嘉保育園までの歩道建設について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 停留所ではなくバス待合所に訂正します。

第2バス待合所は喜如嘉で最も交通事故の多い所でありまして、園児を交通事故から守るために4月に開園予定ですので、それまでに歩道を建設すべきだと思いますが村長はどうお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） この歩道建設についてずっと前から要請し、国道事務所も計画をいたしているわけです。特に早くやりましたのは橋が狭いので歩道橋を先にしてくれということで要請いたしまして、喜如嘉駐在所の入口から8班の上までかけて、この歩道計画を国道事務所やったわけなんですけど地主の承諾を得られないで歩道もまだ出来てないわけです。この歩道を造るにおきまして、国道事務所におきましても道路改良の考え方から改良を進めていくというふうにやっているわけなんですけど、地主の承諾を得られないであの地域は遅れているという状態です。

園児の交通事故につきましては、親が必ず見るという状況でございますので子供達が1人歩きするということは普通の場合考えられないわけですので親が注意してやれば大丈夫じゃあないかと思っているわけなんです。

4月の開園までに開設すべきと思われるがということですが、その歩道は確かに早く造った方がいいことですが、今からやっても4月まで出来るはずがないわけです。先ず、地主が土地を譲るような承諾するような考え方、又、第2停留所から向こうまでという小さなものがはたしてそれだけで計画出来るかどうかというふうなことでございます。工事するにはある程度の距離がなければいかんと思うわけですが、今までその周辺が出来てないのは地主が承諾得られないで遅れているということです。4月まで建設するということはおそらく無理でございますが今後早目に出来るようには国道事務所にも働きかけていきたいと思っています。

○ 10番（前田貞四郎君） 国道事務所としてはそこに歩道を造ることを計画しているわけだが、地主がまだ承諾しないので遅れていると解釈していいわけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その拡張計画につきましては5、6年前から喜如嘉の部落にもあっているわけです。なかなか了解得られないという状態なんです。

○ 10番（前田貞四郎君） 現時点では何時頃歩道が出来るかということはまだ見通し立たないわけですか。

- 村長（根路銘安昌君） 地主の承諾が得られなければ見通しがいいということなんです。
- 10番（前田貞四郎君） 地主の承諾を得るための交渉は村がするのか。それとも国道事務所がやるんですか。
- 村長（根路銘安昌君） これは国道の改良事業でありますので、国道事務所がやります。
- 議長（玉城一昌君） 13番入場。（午後3時58分）

〈舟揚場について〉

- 2番（平良真光君） 県は過疎法の適用を受けた町村に対して過疎債の配分が決定されたようではありますが、これを受けて舟揚場等の施設をなさる考えはないか。
- 村長（根路銘安昌君） この過疎債の配分を受けただけはこれまでの予算に全部予算化しているわけです。
- 2番（平良真光君） 私が聞いているのは、お分かりのとおり確かに当局としても分かっていると思うわけなんです、県企業局が田嘉里川の水を取水するという計画のようであるわけなんです。これが実現した場合、確かに今、田嘉理、謝名城の漁業者が使っている舟揚場についてはおそらく使用不能になりはしないかということが十分予想されるわけなんです。そういうことを考えた場合、村当局としても十分知っておられると思うんですよ。そういった点も検討されたことがありますかどうか。
- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時02分）

再 開（午後4時09分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 2番（平良真光君） 先の質問を訂正してお伺いしたいと思います。

最近、県の企業局が田嘉里川から取水計画があるようですが、この計画が実現した場合、田嘉里、或いは謝名城の漁業者が使用している舟揚場が使用不能になることが予想されるわけなんです。そういった点も含めまして検討されたことがありますかどうか。

- 村長（根路銘安昌君） お願いしたいわけなんです、質問の要旨と異った質問につきましては質問の検討も十分出来ないわけでございますので、今後それを受けるかどうか問題だと思うんです。この件につきましては、もしも今おっしゃる田嘉里の河川から企業局が水を取って実現した場合に使用不能になるということが懸念されるということではありますが、そういうことであるならば田嘉里の漁業者がいるわけですし、そういうことがないように当然その地域からも要求は出されるべきでないかと思っているわけなんです、私共といたしましても企業局に対しましても使用不能になるならば、企業局としてその対処策をするように要請をしたいと思っています。

〈モデル事業集落排水溝工事施工について〉

○ 3 番（山城宗喜君） 農村総合準備モデル事業に計画されております集落排水溝で大宜味部落のNo42、No46の2か所が未執行になっておりますが、特にNo42の排水溝の緊急性を持つ現況について詳しく提言をいたします。

No42のか所は、大宜味郵便局の横から177番地の横を通り、165番地前に通じ旧県道までの区間になっています。165番地前の道路は低地になっている関係で降雨時には集中的にこの低地に流れて来て旧県道につき当りますが、この道路は舗装がなされているために路面が高めになっておりますので、水のはけ口がなく、雨降りの度毎に水は165番地の屋敷内に流れ込み、その度毎に床下浸水をいたし、床下は汚泥が沈殿して汚染され保健衛生上極めて悪い状況に置かれている現状であります。

一方、この線の道路は旧県道から郵便局へは近道のために役場や大兼久方面からの歩行者を始め多くの村民が通行している公共性を持つ道路でもあります。雨降りの度毎に支障を来たしている現況でありまして、No42排水溝の早期施工の必要を痛感いたしております。よって、工事施工時期についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 今、事業を計画しているのは大方緊急性を持つものでございます。当初計画7か年でやるようなことでモデル事業の計画やったわけですが、現在の予算のつき方からしますと7か年では出来ません。おそらく今の状態で進むならば10か年以上かかるのではないかと見ているわけです。でありますので施工時期何時ということは申し上げることは出来ないわけでございます。

○ 3 番（山城宗喜君） 只今の説明では長引くという原因は何処にありますか。

○ 村長（根路銘安昌君） ずれるということは先程も申し上げましたように予算のつき方が少ないから延びるということです。

○ 3 番（山城宗喜君） いずれにしても現在計画している集落排水溝工事は、長引きはするが逐次やっていくことではあると思います。只今申し上げましたNo42については詳しく提言いたしましたので現況は調査していただき今後の施工順位決定の資料にしていいただいたらと思いますが、いかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 勿論、工事施工に当りましては調査もしましてやるわけでございます。

一番最初にモデル事業を実施した所が昭和48年から始めているわけですが、8か年になっているわけです。それでもまだ60%という所もあるわけですし、今の状況でいくと10か年以上かかるのではないかと見ているわけなんです。それと合わせまして予算の状況を詳しく申し上げますと、計画当時は予算が11億5千万円であったわけです。これに物価スライドや工事

費の単価アップ分が上がりまして現在の本村のモデル事業の総事業量は16億5千万円になっているわけです。そういうことで、やはり事業計画しているものは単価のアップ分も上がって来るわけでした全事業は出来るということになって来るわけです。計画どおりの予算がつかまないので遅れているわけなんです、能率面と緊急度の面を考慮しながら進めていきたいと思っています。

〈村の砂防堤建設計画について〉

○ 13番（平良嘉清君） 最近、環境保全と赤土防止ということで治山治水対策というのは強く要望されているわけですが、計画予定年次と計画予定場所について伺いたいします。

○ 村長（根路銘安昌君） 治山治水としての砂防堤の建設計画でございますが、河川関係の砂防については県の計画であるわけでございます。その計画の中で饒波の砂防堤の調査をやっているわけです。江洲川のものも工事をやっております。それからアザカ川の上流の村で今度直接やりますところの砂防堤が次年度までかけて完成するということになっているわけです。現在のところ砂防堤につきましてはその程度でございまして、他には計画ないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） この事業は県単事業で実施するのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、県単事業が饒波川や江洲川のものが県単事業でやっているわけです。

現在、河川砂防堤につきましてはその程度やっているわけございまして、別に県単でも新しくということは現在予定されてないんじゃないかと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） この治山治水事業には森林地域に対する治水対策農地に対する治水対策があるということを聞いておりますが、そういう分類した計画はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げました河川砂防、それは事業といたしましてはアザカのものが土壌崩壊事業となっているわけです。江洲のものが森林関係のものになっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 農地対策としては砂防堤の事業はその事業の中にはないような感じがしますが、森林対策は関係部局と交渉したかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在事業実施やっているものの他については別に関係機関に要請もしておりません。

○ 13番（平良嘉清君） 要請してないとなれば、必要性がないということか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在のところ別になかろうということでやってないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） これは長期的な段階から見て計画策定して関係省庁に当るような意思はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私共といたしまして現在のところ特別にその必要性なからうということでやったわけなんです、更に調査をして必要性があるという所があれば要請したいと思っています。

〈河口の土砂たい積による浸水防止について〉

○ 7番（山川正行君） この件につきましては先程も質問がございましたが、村内の殆どの河口が波で土砂が積って、特に喜如嘉、津波あたりは浸水の原因になっているようです。そういう生活に直接影響を与える地域は先程の質問に対する答弁の別の方法での対策はないものかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 河口の土砂がたい積してそして浸水している対策でございますが、これは季節的に風、波によってもたらせて来るところの土砂によるところの河口の封鎖でございますので、非常に自然との闘いということになるわけでございます。ですから河口がふさがった場合にその地域の人達がちよつとのことで水をはかすことが出来るわけですので、一例を申し上げますと、建設課の方々が津波に行きまして水が随分溜っていたと、そしてちよつと河口をスコップでさらうと水がはいたということもあるわけですし、これは自然との闘いでその地域の人達が対応して河口のさらいをやっていただくというのが一番自然との闘いに対しましての防止対策になるのではないかと思います。

勿論、喜如嘉あたりは河口をふさぐ場合もあるが高潮が入り込む場合もあるわけですが、水門を造ることによってある程度防げる所もあるわけなんです、そこであっても水門を造っても河口のさらいというのは必要じゃあないかと思うわけですし、その他についての対策すべき点は今のところ別に考えておりません。

○ 7番（山川正行君） 喜如嘉あたりの周辺の人々の話を聞いてみますと専門家ではないから定かかどうかは分からないわけですが、改善センターの南側の突堤が長く出たために今までなかった現象が起っているということを言っているわけです。これは素人考えでどうかは分かりませんが、突堤が今までより延びて砂が今まで以上に溜るわけです。今まで高波によって浸水がなかったんですが、あれが出来たために砂が上がって水位が上がって浸水するということを言っているんですが、そういう点についてはどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） それによる影響があるとは私は考えておりません。

と言いますのは、喜如嘉の河口というのは季節的に河口の変更があるわけです。あれは年に何回か河口の変更をもたらす地域であります。そういうことで今回の場合にしてもずっと今までそういう状況は続いていました。その度にシャボを入れて河口を開けております。今度の場合はたまたま大潮とかち合って河口がふさがったという状況で、そういう状況が今度始まった状況でないというふうに受けているわけですが、今までも再三河口ざらいは村とし

でもやって来ているわけです。

しばらく時間をかけないと分かりませんが、突堤延ばしたと言ったところで元の浜の高さ以上には上げておりませんので、それで影響しているというような問題は今のところ持ってありませんが、時間的調査によってその影響があるのかどうかもう少し詳しく検討してみたいと思います。

○ 7番（山川正行君） 従来もそのようなことがあったようです。従来も確かに庭先まで浸水するということがあったわけです。ところが改善センターが出来て以後は2、3度こういう浸水があるということは、高波によって土砂が従来より高く積っているわけです。川の水位が従来よりも高くなっているわけです。だから浸水も床下まで来るんですよ。従来まではそういうことはなかったようです。雨とかち合った場合にたまたまそういう浸水があるわけなんです、波で浸水したのは初めてのようです。突堤が出来てから。だからその辺の判断だろうと思うんですが、その辺のところは詳しく調査して対策されたらと思うわけですがどうですか。

○ 建設課長（古我知 清君） 確かにセンター敷地の護岸したために遊水地面積が狭くなったという原因はあろうかと思います。

結局、前に沼状態になっていた所が全部埋められてしまって、そこに水の遊び場がせばめられて来たというのは原因しているのではないかと考えられます。

○ 7番（山川正行君） それから津波なんです、ガジナは国道の工事やっております、あれが完成すると対策がやり難くなると思うんです。重機などが降りられるような対策を講じる必要があると思うんですが、その辺を地域の人は心配しているわけです。そこは関係当局に要請して考慮する必要があると思うわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 河口の季節的な状況を話して、ふさがった場合の対策として重機などが入れるような施設を造ってもらえるように国道事務所に要請していきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時48分）

再 開（午後4時50分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、これをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後4時51分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第9号) 昭和56年1月7日

1. 開議、延会の日時

開 議 (昭和56年1月7日 午前10時00分)

延 会 (昭和56年1月7日 午後5時56分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	根路銘 安 昌 君	厚生課長	稲 福 幸 三 君
助	役	新 城 繁 正 君	経済課長	仲 村 順 三 君
総務課長		崎 山 勝 正 君	技 手 補	金 城 秀 善 君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長	山城保雄君	書記	前田孝君
------	-------	----	------

6. 議事日程（第9号）

日程第1 一般質問

日程第2 陳情第13号 公立大宜味幼稚園設置陳情書

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は、14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時08分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

〈国民健康保険税の年次の伸びと年次の保険税の賦課の推計について〉

○ 13番（平良嘉清君） 健康保険については薬価の値上がりとか人件費の上昇、全ての社会問題を含めまして著しく伸びていると、そして抜本的な対策というのが要求される現時点ですが、年次の伸びと賦課の推計、課税方式の現状までと数年後に予想されるべき事項について伺いいたします。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 年次の伸びについて説明いたします。

保険税1人当りの額で年度別に統計的に比較してみますと、昭和50年度1人当りの税額が5,542円を100%とした場合に、昭和51年から昭和54年まで前年対比で、51年が6,870円になりまして23.96%、52年度で8,519円で24%、53年度が10,640円で24.9%、54年度12,449円で17%となっていますが50年度から54年度までを見ても17%から25%の保険税の伸びがあるわけです。

推計についてでございますが、前年の医療費の実績と保険税の本賦課するまでの医療費の伸び等を勘案しながら、厚生省から示めされた推計方法で推計した保険給付費を基準として必要な保険税を賦課し決定することになっております。

課税方式は、現在課税している4方式、資産割、所得割、均等割、平等割が4方式となるわけで、県内殆んどの町村がこの方式を採っている状態です。

数年後予想されるべきことですが、現状のまま進んでいきますと医療費は毎年増高していきますし、所得も少ないという現状ですから被保険者の負担能力にも限界が出て来ることも予想されるわけです。

抜本的な改善というと、関係団体や県でも国に対して要求しているわけなんです、老人医療別立て制度が早期実現することが運動されている現状であります。

○ 13番（平良嘉清君） 課税方式は分かっていますが、率に対しては各町村当初の率で賦

課しているのか。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 保険税は確かに目的税であり、また地方税法に基づく条例によって賦課されるわけですが、税率は必ずしも町村が一致するわけではありません。任意税ですからその市町村の国保財政と勘案しながらその町村に適したような率をもって賦課していくわけなんです、これは国や県と調整しながらやっているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 私が言っているのは、最初は資産割とか各市町村率が似ていたと思うんです。その後5年間の変動によってその率の採り方が町村別に相異はないかということなんです。

○ 厚生課長（稲福幸三君） 応益、或いは応能に対して基準賦課額は決まっているわけです。町村それ程差はないわけです。

これはひとつの基準がございまして、課税率の変動が生じた場合には国や県と調整してから課すようになりますので。

○ 13番（平良嘉清君） 51年から54年までの間は給付については19%伸びています。そして1人当りに対しては22,5%という伸びです。58年を予想した場合には給付率が69,313%となるわけです。税額については20,852円ということになるわけです。実際に保険税に対するところのどうなるかと調べてみた場合には、58年については、現時点は3421万四千円になるわけですが、58年については5,644万4,000円となるわけです。国庫支出金についても同じことで、この保険税について58年を推計した場合に2億円という大台に達するわけです。反面において所得をみた場合、現在の労働者の年間の上昇率は約2,5から4,6ということです。

年間所得の伸びと保険税の伸びはどうしてもかみ合わないわけです。そうなった場合はどうなるかというのが保険加入者の関心でございしますが、現状のままであった場合にはどういように責任者といたしまして考えなければならないか。

○ 村長（根路銘安昌君） 今の国保の医療費のあり方でいくと将来に向けて被保険者が負担能力の限界に来る事態になりはしないかということでその対策ということでございしますが、これは前から申し上げていることではございますが、その問題につきまして県におきましては国保連合会を中心にいたしまして、その対策の要請をやっているわけではございます。更に、全国の国保協議会においても働きかけているようではございます。そういうふうなことで、これは負担の問題等は法律事項でございまして、法律の改正なくしては解決出来ないわけでして、それに向けて国保連合会を中心といたしまして沖縄においては要請いたしているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 国保規則161条に繰入金という項目があると思います。一般財源から繰入れ出来るという参考書が出て来ています。また、国保75条に貸付金というのがある

わけです。その中にも貸付け又は補助出来るとあると思います。ある参考書には、国民健康保険の財源は保険税又は国庫支出金、県支出金、一般会計から繰入金ということがあるわけだからして、私は一般財源からの繰入れは可能だとみています。

一般財源からの繰入れを検討する余地はないか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのような事態は、今の市町村の財政事情からみまして根本的な問題解決は国に要請することが一番大事なことだと思っているわけなんです。これは将来に向けてのことでございますが、その時点にならなければ私は国保のものに對しまして負担軽減のための支出ということが市町村の財政上耐えられるかということ、そういうことを見越しながら考えなければいかんと思うわけです。ですから根本的な問題は住民の負担の限界を越えないような方法で国が政策的に改善していくことが大事なことだと思っています。

〈河川及び排水溝について〉

○ 9 番（松島重克君） この問題につきましては私を含めまして4名の方が一般質問通告されているわけでありまして。かなり関心のある問題だと思っています。

過日、議会が村内巡視いたした時点で国道58号線沿いの各部落の河川及び排水溝の状況を見たわけですが、この状態から見ますとかなり問題があるという状況を感じたわけでありまして。それで先の質問に対して地元の努力も必要だという話がございました。これはもったもであると思います。ただ、地元も現在までかなりの努力をしているわけでありまして、地元の力だけでは及ばないということもございまして、前の質疑応答に出ておりました喜如嘉あたりの問題もあります。こういうことから考えまして勿論、今どうこうということは難かしいかも分かりませんが、将来に向けての村の主な課題のひとつではなかろうかと認識しているわけですが、当局はどうお考えでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように確かに本村の地形的な面からしまして季節風とかで河川、或いは海岸に面した所の排水溝などの土砂が川口や排水口に溜りまして排水事情が悪いわけでございます。昨日も申し上げましたんですが、これは自然との闘いでありまして地域の人達も少々のもので出来るものは協力していただいて、自分達の環境衛生を良くするという面から協力すべきであると申し上げたんですが、今年も幾分か予算を取りまして川口の掃除はやっているわけですが、季節的にとり払いましてまた溜ることがありまして完全出来るような状態でないわけです。将来に向けまして部落の区長達とも相談しまして、部落の環境衛生の面から協力していただくようにしまして、村としても幾分か川口ざらいの予算取ってやったわけなんです、そういうふうなものを見ながら予算を逐次増やしていって、村としても幾分なりそれに川口ざらいを強化していきたいと思っております。

○ 9 番（松島重克君） 只今の答弁お聞きしましてそのとおりだと思っております。すぐ

に解決せよということではなく、将来に立つての考え方をお聞きしているわけです。

部分的なものでなく58号線沿い広範囲にわたってこういう状況でありますので、解決方法はいろいろあるかと思います。私が申し上げていることは広範囲にわたる問題でありますので、将来の村の主な議題のひとつとして考えるべきではなかろうかと言っているわけです。考え方をお聞きしているわけです。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、現在のところ私のところでは先程申し上げたことで考えているわけなんです、それ以外につきましては別に考えておりません。

○ 9番（松島重克君） それではおかしいんですがね。先程のお話にもありますように、繰返し繰返し起こることである。そして地元の協力も限界があるわけですから、やはりこういう広範囲にわたる切実な問題でもあるわけですから、現在を言っているのではないですよ。将来に向けて村の主な課題のひとつとして考えるべきでなかろうかと申し上げているんですよ。いかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かにこれは施設とかのもので解決するようなことは今のところ予想されないわけでございます。それでありますので確かに村といたしましては、将来に向けてずっとこのようなことが続くであろうということが予想されるわけであります。そういう面からしますと確かにひとつのずっと続く課題であろうということも考えられるわけでございます。

〈喜如嘉 1 班と 8 班の高潮時の浸水防水対策について〉

○ 10番（前田貞四郎君） 8 班のあの周辺の人達の話をお聞きしますと、確かにモデル事業で築いた護岸が大きな原因でないかという見方をしているわけなんです。と言いますのは、去年10月以降4回にわたって浸水しているわけです。最初は金城静徳さんの家は床上まで浸水して、そして屋敷を上げて新築までしているわけですが、聞きますと去年が4回、その前に上がったのは2回なんです。2回目は昭和34年の村内で山崩れがあつて沢山の犠牲者が出た時に、その時は一晩で350ミリも雨が降った時ですから、水と潮がかさなって上がったわけなんです、それから去年までそういう現象起ってないわけなんです。22か年間。だから半か年でああいう現象が起るといのは昔からないことでありまして、あれは素人の目から見ても1班から流れている排水溝まで砂が上がりよったんです。今はあれだけ高い護岸が築かれたものだから砂が上がれないわけです。そういうことで大きな物理的な関係があるのではないかと思うんです。長い目で見るということでしたが、差し当りの対策として水門を造るとか、水門に関しましては1班の所は戦前からずっとあつたんです。それで相当防げたわけなんです。去年の4回の浸水は雨のない時期に上がっているわけです。それで十分効果が

あると思うんですが、それについてもっと根本的に考えるべきでないか、又、専門家に見せて護岸が原因であるかどうか也十分検討すべきと思うわけなんです、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（根路銘安昌君） センターの護岸が出来たから砂が上がったというふうなことは技術的な面から見て、すぐそうだということは言えないということを昨日も建設課長が話していたわけです。それが原因であるのかよく見極めなければいかんというふうなことでございます。

更に、水門を造ってやったらどうかという質問があったわけですが、水門造ることによって効果があると考えているのは1班の所です。これは前に国道の暗きょを造り替えない前は水門があったのではないかと記憶しているわけなんです。国道の暗きょの工事でなくなっているんです。そこは水門を造ろうじゃあないかと話しているわけなんです、8班側は技術的に研究する必要があると、一面水門を造ることにおいて排水そのものが水量が少ないので、普通の水門でやった場合に水門を開けることが出来るかどうかという技術的な問題があるということで、現地も十分調査して専門家の意見も聞かなければいかんのじゃあないかということでやっているわけですが、昨日も申し上げました通りそれで効果があるかどうか検討しようというふうに考えているわけです。

○ 10番（前田貞四郎君） 昨日から村長は地元の協力も必要だということでしたが、高潮時には人間の力ではなんにもならないわけですよ。24日に役場から行ったんだけど今の時点ではシャボを入れてもだめだと、潮が引かなければ作業出来ないということで引き返しているわけです。機械でさえ出来ないのに人間の力では出来ないわけですよ。ふだんは部落の人も確かにやっていますよ。その時点は十分村も協力してもらいたいと思いますし、その日に喜如嘉当局から消防団に協力求めたら、川口開けるのは消防団と関係ないということで役場に行きなさいということもありますので、勿論、後からはポンプでやっていましたが、消防団との協力も村長として大いに協力を求めるべきでないかと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先月、私の留守中にそういうことがあったということ聞いていたわけですが、消防も出まして水はけをしたというふうなことでございます。その件につきましては、その地域の緊急な問題につきまして、消防としての対処につきまして消防長に対しまして話し合いは持っていきたいと思っています。そういう浸水とか緊急性のものは消防の業務の中に入るのではないかとということも考えているわけですし、消防ともそういう点で連携をとって、出来るだけそういうものに協力してもらうように消防長に要請したいと思っています。

〈漁港整備について〉

○ 2 番（平良真光君） 塩屋漁港の予定場所の変更があるというように聞いているわけですが、その変更をしなければならないという主な理由はどういうことであるのか。

○ 助役（新城繁正君） 昨年（11月25日）経済課長、係、私と漁港課にまいりまして、これは実は緊急性があるということに来てくれということでありましたので3名で行きまして、従来の計画を変更しなければいかんということなんです。その内容について伺ったわけですが私共がこれまで考えておりました漁港計画は塩屋の漁港区域に造ると、そして塩屋の兼久に造った方がいいのではないかということで県もそのような形で進めてまいったわけで、私共としてはこれでいけるんだと考えていたわけですが、11月25日に相談したいことがあるので伺いましたら当初の計画は変更しなければいかんようになっているんだと、しかし、変更について私共がそれでよろしいということではないわけでした、県の意向でございます。

そして翌日は、こういう緊急であるので課長も現地に来てもらって現地で確認をしてもらったかどうかと、そしてどういう所に造ったらいいかということで現地をおとずれてもらったわけです。北部農林土木からも課長が見えて役場からも漁業代表も一緒になりまして現地を見たり、課長の説明を聞いたりしたわけですが、主な理由は、北風がふくと塩屋の場合は港に向って波が入っていくわけです。ところが計画の漁港では舟は入口から入るわけですが、漁港に入る場合は横風を受けると、そうすると舟の安全が確保出来ないんじゃないかと、そういうことでは漁港に不適であると、それから口がしゅんせつしてもこういうような地形では埋ってしまうのではないかとまた、しゅんせつすると維持費がかかるのではないかと、それから10か年後の漁業者の推移をはじき出してみると、あの当時計画された漁港は規模が大きすぎるんだということと、舟もそんなに大きくならんだろうというようなこと等いろいろ出まして、もうひとつは関係省庁との予算折衝が大詰めになってきてどうしても57にもって来たいということで急いだところもあったと思いますが、そういうことで変更せざるを得ないということで説明を受けたわけでございます。ただ説明を受けて、これから以後の問題については更に、兼久から塩屋に変更しようという話でございましたから、これは地元の意見も聞かなければならんだろうということでその後のことについては話は進めてないわけでございます。

○ 2 番（平良真光君） 変更後の場所は塩屋の港内ということですか。

変更の主な理由は北風で入口が北波を受けるという問題だというふうなことで適當でない、それを技術的な問題で別に触れるものではないと思うわけですが、年度的に申し上げますと、確かに塩屋の漁港は57年度から始まる第7次漁港整備計画に乗せて進めていきたいということであったと思うわけなんです、そういうことであれば年次的に可能かどうか。ま

た、その見通しはどうか。

○ 助役（新城繁正君） 第7次漁港整備計画に乗せたいということで県では努力しているわけなんです、その結果どうなったか具体的には聞いておりませんが、この間課長が見えてここがいいのではないかとということで候補地として挙げましたのは、大橋の満潮時の水面と橋のケタの高さも担当課で測ったりしたようですが、このぐらいの間隔があれば橋の内でもいいのではないかとということで、舟揚場造っています。学校の護岸の切れ目あたりから橋側に向けて突堤を出して舟揚場にしてやっていったら適當ではないかなあというような話でありまして、漁民の皆さんも我々も説明を聞くという立場でありましたので、これにつきましては区長も同席でございましたが、そういうことであれば変更を受けるかどうかは前提しないで、部落住民の意見も聞かなければならんということで、これから話を詰めようでないかということでしたから、県から連絡があるのではないかと、また、ないとしても我々としてもどうなったかということ確かめて、これは課長の候補地としての推薦でありまして、現在のものを縮小してでもやってくれないかという意見も出たわけですからそういう段階であります。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時01分）

再 開（午前11時07分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

〈防火水槽施設の建設について〉

○ 3 番（山城宗喜君） 火災発生時において消防車の出動に際し、水利の効率的便宜を図り早期に鎮火の実を上げるために防火水槽は絶対に必要であります。本村においては既津波、塩屋、大兼久、喜如嘉に防火水槽の建設実現をみたことは防火対策上力強さを感じるわけです。

そしてなお一層防火水槽の建設強化を図ることは必要でありまして、更に未建設部落各区に建設すべきであると思います。そこで昭和56年度以降の建設計画についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 消防関係の事業であります防火水槽、これは去年の4月に国頭消防組合が発足いたしまして、これは消防組合の事業になるわけです。ですから村としましてはこのようなことにつきまして、前に村として計画しているものをこのように計画やっているのでもらいたいということはやっているが、昭和56年度以降からの建設計画というのは消防組合の事業でございますので、村にはないわけです。

○ 3 番（山城宗喜君） 今後村としては建設しないでもいいということですか。それは何

処が建設しますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程申し上げましたように、消防組合の事業になるわけでございます。

○ 3 番（山城宗喜君） 村としては計画しないでもいいということですね。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時11分）

再 開（午前11時12分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 3 番（山城宗喜君） 消防組合が出来ましたので、今後こういう施設は消防組合でやるということ理解いたしました。

これからは組合として検討していくことと思いますが、以前においては各区に建設しようという村の方針でありましたので、その施設が出来ますように要請していただきたいと思いますがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村で組合が出来る前に計画しておりました防火水槽の件につきましては村としてこのような計画をやっているからこれの促進をやってくれと要請して、計画書も消防組合に出しているわけです。

〈さとうきび生産合理化緊急対策事業について〉

○ 5 番（平良 実君） 酸性土壌を改良し、さとうきびの生産を高める目的で事業が執行されまして、その結果としてPHの上昇が認められ未施用区よりか生育の状態も良く、収穫の面でも効果が出るものと思われるとの成果報告書にもありますように大変結構なことだと思っております。

実施した農家としてはどのくらいのこの事業をやって増収になったか。増収になったということは感じていると思うんですが、結果的にどのくらいになったかということまでは考えてないんじゃないかと事業効果をより高めるために事業を実施するからにはある程度の追跡調査をする必要はないか。

54年度の対象面積は4ヘクタールということなんですが、それ以外に村内でどのぐらいの残っている面積があるか。

農家の方にもあまり趣旨が徹底されていないような点もございますので、施用区と無施用区の比較調査をして農家にももっと知らしめるようなお考えはないか。2点についてお伺いいたします。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業によって病害虫防除の面と土壌改良の面から53年度から実施しているわけなんです、その効果についてはまだはっきりしたデータは取って

おりませんで数値的にはお答え出来ませんが、ご質問のあといくぐらいの面積が対象になるかということなのですが、特に本村は山地開発農用地が酸度が高いということでその調整をこの事業でやっていこうということになっておりまして、山地開発農用地のさとうきびを作付けしている面積約20ヘクタールです。その分について予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

それからこの施用によってその効果の調査をして農家にこの効用を知らしめていきべきでないかということなのですが、確かにこの事業の趣旨に添って土壌改良剤を施肥した所としてない所の比較も必要でないかと考えておりまして、それで農協や普及所とも話し合いまして、調査をしようという話し合をしております、今度の収穫期に調査を実施していきたいと考えております。

〈総合整備モデル事業の生産基盤整備事業の（圃場整備事業）について〉

○ 13番（平良嘉清君） 予定どおりの年次に実施出来るかどうか。これはガジナであります。それから実施予定地区の変動はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） モデル事業そのものが予定どおりの年次では出来ないわけでございます。でありますのでこれも予定年次において実施出来ないということが考えられるわけです。

実施予定地区の変更はないかということですが、これは当初計画のガジナを予定しているわけですが、担当課の方でも津波に数回足を運んで地域の事業実施に向けて話し合いやっているわけなのですが、現状は厳しい状態であるわけです。ということは、報告を聞きますと30名余の地主がいるようですが、部落に残っているのは2人か3名であるというふうなことで、なかなか事業推進についても進まないということでございまして、現在のところはその推進進めているわけなのですが、出来ないということになれば、この事業はモデル事業の中の、どうしても1か所やらなければいかんということでこの事業を計画したわけですので、地区の変更をしてでも実施はしなければいかんと思っているわけなのですが、今そういうような状態でございます。

○ 13番（平良嘉清君） これは57年度の予定だと聞いているわけなのですが、出来るか出来ないかの最後の詰めは早期に検討して、事業年次と地元の意向を聞くという計画性は持たなければいかんと思うわけですが、これについてはどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げましたように実施に向けて努力しているわけですが、しばらく津波の関係者とも連絡とり合いながらやって、どうしても出来ないということであれば場所の変更をしなければいかんと思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） 地域との交渉は何年度までにしようという目処づけはしなければ

ならないと思うんです。それについてはどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この圃場整備は最終年次ということで当初から考えているわけでございます。当初計画によりますとこれは7年目ということになるわけですが、現在の状況からしますと10か年はかかるということございまして、本当に出来ないということであるならば場所の変更はなるべく早くしなければならぬんじゃないかと、しかし、場所の変更につきましてもこの事業全体的な場所の変更というのがありますので、集落道や排水の変更もあるわけですし、それにつきましてまとめて場所の変更を県や農林省と詰めなければいかんわけでございますので、これは最終年次に近い年次で変更しなければいかんと思っています。10か年を予想しますと7年目か8年目あたりに変更しなければいかんのではないかと考えているわけなんです。

〈村内ダム建設計画について〉

○ 9番（松島重克君） 当局からいただいた資料の1枚、大宜味村内におけるダム計画案というのがあります。素人で詳しいことにつきましては分かりませんが、これだけの案が出来るからにはかなりの調査がなされた後であろうと思っているわけです。当局にこの計画案が届くまでに開発庁、或いはダム事務所等の接触がおりであったかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） これは11月に来ているわけなんです、その前に話としての接触はありました。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと、この計画案の内容につきましては予めご存知であったということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この計画につきましては、ダムの内容とかは分らんわけですが、ダムが予定されているというようなことは分かっておりました。

○ 9番（松島重克君） この計画案が出来るまでにはかなりの調査がなされていると思われるわけですが、この調査等に当って当局にそういう面での接触があったのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 調査は確かにやっております。しかし、その時は造るという調査ではなく、可能性があるかどうかという調査だといっていたわけです。

○ 9番（松島重克君） そういたしますと内容については余り知ってなかったということになるわけですが、そういたしますとこの計画案が当局に届いた時点で当局はこの計画案をご覧になってどういふようにお感じになったか。

○ 村長（根路銘安昌君） 詳しい内容は別に聞いてないわけですが、平南ダムにつきましては前に実施調査をしたいという申し出がありましたので、これについては村といたしまして、村で使う農業用水や飲料水、或いはその他の用水の計画もないので実施計画には応じられないというふうにやっているわけです。でありますので、こういう計画につきましては村

としては検討はするが、今どう返事するという事は出来ないという気持ちで応待しております。

○ 9 番（松島重克君） 私が伺っているのは、接触はあったが内容についてはお分かりでないという話でありますので、この計画案を見られた場合にどう感じたかとお聞きしているわけですが、多分、内容を知らなければこの計画案を見た時にこれだけ調査が進んでいるなあと、大宜味村当局が知らない間にこういう具体的な調査がなされたんだなというようにお感じになるのが普通でないかと思うんですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 内容そのものにつきましては、どういうふうな設計というのは現地でなくても写真等によるところでも出来ると思うわけですが、これにもありますように現地調査ではなく机上での計画だということになっているわけです。でありますので向こうの計画はそんなものかということでやっているわけですが、これは机上の計画でこれから実施計画をしたいということの申し入れであるわけです。でありますのでこれには今のところ応ずるということは出来ないということを申し上げているわけです。

○ 9 番（松島重克君） これを見た場合にどう感じられたかということなんですが、机上による計画案だということでもありますので、じゃあこの計画案はそう重く考えないでもいいということですか。その程度のお感じであったということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 計画そのものはそう進んでいるということも感じておりません。机上でこうやりたいということでやっているわけですが、これについて総合事務局のダム関係においては随分事業を急いでいるなあとこの感じは受けたわけです。

○ 9 番（松島重克君） そういたしますと、一応こういう田嘉里、大保上流、大保下流、平南という所のダム調査がなされているということは当局はご存知であったと受け止めてよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 実施ではなくして可能性があるかどうかという調査はやられているわけです。知っております。

○ 9 番（松島重克君） もう 1 枚の資料は打合わせ事項となっております。

1 として大宜味村内におけるダム計画、2 平南ダム実施計画調査について、3 大保川関連調査等についてと、こういうことではありますが、昨日他の議員の質問に対してこれは資料を送って来ただけであるというようなご答弁だったと記憶していますが、この打合わせ事項ということからして送って来ただけでことが足りるのか疑問を持っておりますが、当局が言っておられるように送って来ただけということであれば当然疑問があると思うんですが、この打合わせ事項というものをどう受け止めておられるか伺います。

○ 村長（根路銘安昌君） 打合わせ事項として持って来ましたのは、これから打合わせを

するということです。ですから向こうが提案しただけでございまして、打合わせの協議はまだ1回もやっておりません。

○ 9番（松島重克君） 送られた時点で打合わせ事項についての簡単な話はなかったわけですか。何時頃打合わせしようとかの話は全然なかったわけですか。ただこれを送って来ただけですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この打合わせ事項そのものは公式文書ではないわけです。非公式のものであるわけです。

それでその件につきまして、このように計画しているという話だけ一応聞きまして、この問題につきましては後日話しましょうということで別に内容につきましても詳しい説明もまだ受けておりません。

○ 9番（松島重克君） 私の方では資料をいただいたものですからこれは公式文書だと受け取っていたわけですが、今のお話では非公式ということでありますので少し受け取り方が違っていたかも分かりませんが、そうしますとここで考えられることは、公式非公式にいたしましても開発庁、或いはダム事務所がこういう計画を大宜味村内に持っているということであるならば村としても早くこの内容はキャッチしたいというお考えはございませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） これについては、こちらから造ってもらおうよという積極的な意思表示というのは私は避けたいわけなんです、向こうから説明したいということであれば何時でも受けて説明を聞いてそれに対処したいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 既にこういう計画があるからには早く内容をキャッチして、それなりの対策を検討しなければならんというのが普通の考えでありますので、そういう意味で内容を早くキャッチする考えはないかとお聞きしているんですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） それは努めて内容のキャッチにつきましてやらなければいかんと思うわけです。あせっている方が説明に来るのが道筋であると思いますので、向こうの方から近い内に来るのではないかと思っているわけなんです、その時には内容を十分聞いてやりたいということでございます。こちらからせかしてやるということになると、早くやってくれというように感じられては困りますので、そういうことで向こうの計画説明は当然向こうの仕事ではないかと思ひまして、向こうから説明来まして十分内容を聞きたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） その辺の駆け引きは村長ベテランでありますから十分心得ておられるだろうと思います。それは時期逸しないようにお願いしたいといかんと思っています。これも昨日の質問に出ていましたが、こういう資料を受け取ってはいるんだが本村としては水についての計画を持っておらないので同意しておらないというような答弁がなされていた

ように思います。

そうしますと、村当局が同意しなければこの計画は進まないという確信はお持ちですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 村の水利用計画もある程度のものは作ってやらなければ将来に悔いを残すのではないかと考えているわけです。新聞にもありましたが平南ダムが昭和56年から実施に向けて調査するとかとあったわけですが、それで村といたしましては村の水利用計画がないからダムに向けて実施させないと申し上げているのは、今までの平南ダムは農業用水にも使われないようなダムの形態であったわけです。でありますので、そういうふうなもの私共の実施に向けての調査に同意が得られなくて、今度はいろいろな不特定補給というのが出て来ているわけなんです、或いは総合事務局として内容の変更をして今までの計画の変更をして、そういうふうに来て来ているのではないかとということも考えているわけです。

それでそれは十分研究しなければいかんわけですが、それにつきまして水の計画を向こうで計画を作っているんじゃないかというふうなことも考えられるわけなんです。その問題考えますと。ですから村内の水の計画はせめて一応ある程度のものを作らんと、また、作るとしても水のやりっぱなしというのは問題残るのではないかと思うんです。

○ 9 番（松島重克君） 村内の水計画というのをおっしゃつておられると思うんですが、その計画はお立てにならなければいかんだろうと思います。ところがこれとは別に村当局も余り知らない間にこういうような計画案が出来まして多分事業が進んでいるように感じているわけであります。でありますので、村がこのダム事務所或いは開発庁の計画に対して同意しない場合、開発庁、ダム事務所はこの計画を進行させないのかどうか。村がこの計画に同意しなければこの計画は進行しないという確信をお持ちかどうかをお聞きしているんですがね。

○ 村長（根路銘安昌君） その点までは検討もしておりません。

○ 9 番（松島重克君） 問題はそれが大切だと思いますね。当局は村内の水計画もまだ出来ておらないのに同意出来るかということで態度を示されるのも結構であります、しかし、村が同意しなくてもこの計画が逐次進行していくということがあれば大変なことになるわけですね。だからその辺があるものですから早目に情報をキャッチすると、こういう計画がどういう状態まで来ているかと、そして内容はどうかということをやはり知る必要があるんじゃないですか。同意するしないにかかわらず。私はそう思うんですがね。村が同意しなければこの計画が前に進まないという確信をお持ちであれば私はそれでいいと思うんですがね。

この確信がなければやはり早目に情報をキャッチするという意味で内容を知る必要があるのではないですか。向こうの計画はどういうような進み方になっているんだというようなこ

とを知る必要があつてそして知って村としての対応策を早目に作り出す必要があるのではないかと思うんですが、そのためにお聞きしているんですよ。村が同意しなければこの計画は進行しないかどうか。この辺どうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 同意しない場合は確かに遅れるということではありますが、最後まで実施しないかどうかということ、特に平南川は2級河川にもなってないわけで、今2級河川にするにはその市町村の議会の議決が必要なんです。ですから2級河川以外にはダムとか造るのは問題だろうということが言われているわけです。

ですから2級河川にしない場合においてダム建設が可能であるかどうかということも非常に問題であるわけです。確かに市町村が同意しなければ遅れるということは予想されるわけなんです、最後まで実施されないということは今のところはっきり申し上げること出来ないんです。

その件につきましてこちらから進んで事情聞くということではなくして、近い内に向こうが見えますので、それについて説明を受けて内容を十分聞きたいと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 村が同意しないということはこの計画進行に当って歯止めにはなりたいというようにしか受け取れないわけですね。そういたしますとやはりこういう計画についての情報を早くキャッチしてそれなりの対応策を考えなければいかんというのが普通の考え方でなかろうかと思うんですがね。いかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程も申し上げたように近い内に見えると思うんです。その時に十分説明を受けたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 何故そういうことを申し上げるかといいますと、これは村当局どまりの問題ではないでしょう。これは関係地元とも関連が強く出て来る問題であります。

当局はそういう機関で結論を出すというのは案外早いかもしれません、関係地元となりますといくつかの部落が相談することもあるはずですし、また、地元民の総意を打診しなければいかんということも出て来るでしょうし、かなり時間がかかると、また、難かしい意見も出たりしますとこの收拾にもかなり時間がかかると思うんです。

そういう意味も含めて村が同意しなければ歯止めになるということであればいいんですが、どうも歯止めにならないものですから情報を早目にキャッチすべきだと申し上げているわけですがね。

そこで私はこういうように感じているわけです。

同意するしないにかかわらず、情報は早目にキャッチして、村が早目にキャッチした場合はその情報を早目に地元流すと、関係地元が早目に情報をキャッチした時は村当局に伝え、こういう姿勢は必要でないかと思うわけですがどうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 情報をキャッチした時は区長会あたりにそれを報告しまして、地域としてもその検討していただくというふうなことでやっていきたいと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時16分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

（地域農業生産総合振興事業、麦、大豆等生産振興対策事業について）

○ 5 番（平良 実君） 村の調査結果で村内の230町歩ぐらいの面積で調査されたと思うんですが、PHが3,8から4,8というように強い酸度の地域が沢山あるということでこの事業を執行した結果がPHが4,3から5,5に上昇していったと、大変喜ばしいことであり今後とも一層の努力を希望するものでありますがそういうふうな事業を執行するに当たりまして考えられることは、その結果として、54年度におきましては主にみかんに適用されたんじゃないかと考えておりますが、その事業を執行したために収量や品質が施行前とどういうふうに変わって来たか。

PHの上昇がそれだけ認められているとなりますと、一般農家にも早目にそういう事業の内容を十分知らしめて生産の向上を図る考えがないかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） この事業による結果でございますが、この事業によって必ずしも収量が増産したとか品質が良くなったかということについてははっきりしたデータではないんですが、農協を通して出荷した青切りみかんとタンカンでございますが、去年の場合は生産したのが約60トンで共販したのが35トンとなっております、55年度が生産が約80トンで共販が60トンとなっております、収量の面で相当の伸びがみられます。

品質の面では、これは経済連の方の評価でございますが、去年と比べて大分良くなったという評価をいただいておりますので、ある程度その効果が出たものとみております。

それからこういう事業を他作物にも適用して効果を上げるようにというご質問ですが、このことについてもこの事業を通して主に果樹関係、或いは花き関係、野菜関係等にもこの事業を該当して、より生産の向上、或いは品質の向上を考えていきたいと考えております。

（県の消費者保護条例制定に伴う市町村の対応について）

○ 13番（平良嘉清君） 最近の社会構造の複雑化と流通機構の関係、によりまして物資の供給安定というのがバランスとれなくなっているということで、県は12月1日に消費者条例を制定していますが、それに伴う村の責務についてお伺いいたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 沖縄県民の消費生活の安定及び向上に関する条例というのが公布されているわけでございます。

この条例を見ますと、条例の施行については規則で定めるというようになっているわけです。その規則が県の公報に出ております。県公報が届きましたのは1月6日の受け付けであります。この公報を見てみますと12月1日にこの条例を施行すると規則にうたわれているわけです。条例に確かに県及び市町村の責務というのがあります。県条例であるから当然県は市町村に対しましてその条例の内容について説明あるべきかと私共思っているわけですが、まだ条例についての説明がないようでございます。これから見ますといろいろ消費者の啓発活動とかいうものがあるわけですし、村としてそういうもの何時やるというものまだ計画しておりません。いずれ近い内に県もその条例について説明があろうと思っているわけなんです。それに基づきまして村としても市町村の役割りを果たしたいと思っているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 市町村の分担については規則でうたったということでございますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 条例に基づきまして規則は制定するわけですので条例の県及び市町村の責務というものに、市町村は当該地域の実情に即した消費生活の安定及び向上を図る施策を策定し、これを実施するものとするがあります。それから県及び市町村は、消費生活の安定及び向上を図るため、商品等に対する知識の普及、情報の提供、生活設計及び資源の合理的利用に関する知識の普及等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な援助又は協力を行うものとするということで、これが市町村の責務ということになっております。これは昨日届いたばかりで十分目を通してないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 確認のためにお伺いしますが、地域に即した消費者の安定向上のための地域の施策の策定は村自体でやるという意味ですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 条例の条文から見ますと、やはりその地域に即した消費生活の安定及び向上を図る施策を策定しとあるわけです。ですからこれについて県はこの条例を作るに当たっても説明してないし、公布してもまだ内容の説明してないわけです。でありますので、市町村にも任務を与えるものについては当然県は説明してやらなければいけないじゃないかと、説明しなければ分かんわけですので、そういうものを含めて説明があろうかと思うわけです。

〈無断耕作について〉

○ 9番（松島重克君） この問題を適正に解決するために当局においては真相を十分掌握されているのではないかと思いますし、従ってその処理も適正な処理がなされているのではないかと考えております。

そこで、この処理に当たってどういう調査をなされそしてその結果はどういう状況が出て来

たか、またその調査結果に基づいてどういう処置がなされたかこの点についてお伺いいたします。

○ 助役（新城繁正君） 只今の問題は私共にとりましては大きな課題であると受け止めておりまして、また、村民にかかわる問題でありまして、どのように適正な処理をするかということにつきまして関係職員も含めていろいろと検討をして来たわけでございます。どうしてこういう形になって来たかということが明らかにされないとうどう処理していくかということが生れて来ないという立場に立ちまして、先ず関係者の皆さんのこれまでの事情を聴取すると、それが最初の仕事でないかと、その前に行政部内ではそれに関係する書類等前回は答弁したこと等につきまして確かめるという作業をやると、引き続き書類でどうしても明らかにならない部分があるわけでございまして、それにつきましては担当職員の事情も聴取しなければならんだろうということで、真相究明、それから適正な処理という大前提にいたしまして理解と協力を求めながら解決していこうということを基本にいたしまして一応事情聴取を行ったわけです。関係する方々の事情聴取を行ないましてその方々のこれまでのいきさを述べられるまゝ我々としては受け取りまして、なお皆さんの立場から文書でもってこうであったということ等も私共の資料にしてほしいと、又我々もそうしたいということでこれもいただいているわけでございます。

それに担当課を中心にいたしまして、これに対応した書類、或いは受理した書類、それからそれにどう対処したかということについて記録等があればそれを全部そろえてみようということで担当課を中心にそれをそろえ、その上に関係職員の事情、当時の職務上のそういうものについても記述をして報告を求めたということでございます。

この過程におきまして、受け取り方と行為、受ける方とやる方の両者に一致しないところがあるわけですし、それについて関係者の皆さんも積極的にいろいろ述べてもらいまして、記述に基づきまして我々も審査したわけでございますが、なるべくそういうもの早目に解決して適正な形で処理したいという気持ちは十分あるわけで、そのように努力しているわけですが、完全に担当職員の報告と直接皆さんからお聞きした事情とに内容がかみ合わない部分が2、3残っているわけです。どうすれば真実に到達出来るか、はたしてどちらが真実であるのかという判断をはっきりさせるというところになかなか至らないわけで、これは書類とか記述があればひとつの明しということになるわけですが、内容によっては記憶をたどった事情というものもあるわけですし、その辺に私共といたしましては今のところ苦慮しているというのが実情でございます。

それにいたしましても、これは私共の指導のまずさがあつたならばそれを認めましょう。それから関係する方々の非があつたら正直に認めてほしいと、お互い10年にさかのぼるよう

な非常に期間が長くたっていることですので、その辺に問題の解決の難かしいところがあるわけです。それで鋭意努力して何とか早目に適正な処理をしなければいかんという気持ちの焦りはあるわけですが、現段階におきましてははっきり断を下すというところまでには至っていないと、こういうのが今の私共の段階でございます。

関係者の皆さんの事情が必ずしも同じでないということがやや明らかになって来たわけです。それぞれのケースによっていくらか事情の中にもありますし、また、関係職員からの報告の中にもいろいろ調査していきますという関係する方々の事情が必ずしも同じ条件でないということがはっきりしつつあるわけでございます、これにつきましては私共これまで何回か関係者の皆さんと話し合っているわけですが、どうしてこんなに食い違いが出て来るのか、もう少し記憶を確かなものにしてお互いに主張するだけでなく、真実をお互いに探り出そうじゃあないかということで努力して来ているわけですが、完全に私共と関係者との間に意見の一致ということに至っていないというのが現在の実情でございます。

○ 9 番（松島重克君） 今のお話は調査経過をお話されているように受けているわけですが、個々のケースによって事情が違うということは既に前の質問の時点で私が申し上げているわけですよ。だから個々のケースに基づいた調査、或いは答弁をお願いしたいということであったんですが、一括してされた調査について説明されていたものですから、どれがどれだか分からないわけです。今のお話を聞いてもピンと来ないわけです。

私がお聞きしているのは、調査結果をお聞きしているわけなんです。今のは経過についてのあらましでありますので、調査結果について事例を挙げて個々のケースについての説明をお願いしないとどれがどれなのか分からないんですがね。どうでしょう。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後 1 時 54 分）

再 開（午後 2 時 36 分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 助役（新城繁正君） 調査の結果ということでその内容いろいろ調整をしたことでございますけれど、前回の議会におきましても長の答弁の中で無断開墾であるかどうかということについてはっきりしてないので氏名の公表も避けたといういきさつもあるわけですし、私共のこれまでの調査につきましても関係者がはたして無断で開墾したということになるのか、それともそこに何等か話し合いが持たれていて村有地を耕作したのかということを確認しよう、ということが調査の眼目でありまして、そういう意味で分かり難いかも分かりませんが、これから申し上げます個々の事情につきましては議会の皆さんは現地の調査もされていると思いますので、場所を申し上げてこの場所についてはこういう事情であるとい

うふうなことで、直接事情聴取をしたわけですが、この事情聴取において事情を述べる人とそれを記述する私共との間に100%確実に記述出来たという自信は持てませんので、皆さんから記述してもらったものを私の方からこうこういうことを言っていますということで申し上げ、これについて我々としてはどう調査し、それについてどのように対処したかということについて担当課長から説明を申し上げたいと思っています。

今、問題になっております村有地は25林班に3件あるわけです。24林班に1件ですが。

先ず、23林班の東村界に面した所の関係者の言い分と言いますか、これまで私共に寄せられました或いは事情を聴取した段階でも確認されていることでございますが、昭和45年2月18日村有林野払い下げ申請書を提出したと、そして当局はそれを受理したと、それは同じ方ですが23林班のい小班、これは村との賃貸用地が3件あるわけです。それがひとつの備考として述べられているわけです。私は賃貸契約用地が3件ありますように、その上に現在の私共がこれから解決していこうという土地があるわけです。

それから上記申請書によって払い下げ調整委員5名の方が現地確認作業をされたと、作業を実施してその境界線を内示したと、月日は詳細ではないんですが昭和45年3月から6月までの時期であったと記憶すると、その当時の委員長が、当時の委員は直接私共の調整委員に関することでございますので、

それから昭和45年7月から昭和46年3月までの間に経済課の係、氏名もあります。金城君外1名東村の役場から2名、東村の駐在の方、政府の職員計6名で払い下げを前提とした境界確認作業を実施したということを述べておられるわけです。

それでもう1件は、村有地払い下げを前程とした当時農協にて未墾地資金として制度資金の創設があつて、そのため村の証明書の交付があつたと、その時1,166アールの面積記入の証明書を交付受けたということを述べて、それがひとつの払い下げの前提ということをおっしゃっておられるわけです。

それから昭和45年の末か46年の3月頃か時期ははっきりしません。その時に係員が境界線のなぎ払いとブル使用について認めると、これは口頭であつたということです。これはひとつの参考になるということで書いていると思うんですが、当時払い下げ業務の慣習としてブル使用して生産耕作しつつ境界確認作業をしたという記憶があると、これは事情聴取した内容につきましても殆んど同じようなことで述べられているわけです。

こういことが23林班の東村界の現在私共が解決していこうとする土地の関係者の主張でございます。

それから同じく23林班のよ小班に同じような村有地がございます。その関係者の主張ですが、昭和45年頃、これはあくまでも記憶と書いています。

23林班の林野を農地として払い下げ申請したと申請は直接私自身が行ない当日受理させた。当初は2万坪の面積を記入したが役場の窓口で係員の指導助言で4万坪に訂正して申請したと、同時頃払い下げ申請した真喜志という人がおられるわけですがその人は昭和52年に払い下げされていると、ようするに同じ時期頃に申請した人は払い下げが許可されているが、私のものは許可されてないということについてのひとつの手続きしたという証言ですね。

2番目に役場職員による申請地の立ち合い調査の実施、申請後間もなく払い下げ地の早期処理させたいと思って私が直接役場に出向き、係員玉城外1名を伴って申請地の立ち合い調査を行ない申請地の確認を受けた際、隣接地との境界区分の指示を受けたと、当時この地は払い下げの地域外であり払い下げ出来ないとの注意はなかった。役場職員が立ち合いをして現地の調査をしたと、そしてその場合隣接地との境界区分を指示を受けたと、ところがその当時払い下げ地域ではありませんよと、それから払い下げも出来ないよとの注意はなかったというふうに記述しているわけです。

3番目に境界線の伐採、申請書の提出、受理、現地調査、伐採指示の順序で払い下げを前提とした境界測量のために伐採作業を行った、作業員は4名で2日間かかったと、こういういきさつがあるんだということです。耕作パイン植え付け、同年開墾してパインを新植した。当時の開墾する事情は申請して現場調査して確認されると耕作することが一般の通例であったと、これは前の方も述べておられるわけですが、こういうことをするのが通例であったということをつけ加えてあるわけです。開墾が払い下げ許可より先行していたのは一般の認める既成事実であった。また、役場の払い下げ地の処理対応の遅れもあって当時はそういう状況下にあった。10年後の現在の立場で判断することは妥当性に欠けるものと思いますと、こういうようにして主張されているわけです。それが今のよ小班。それで今述べておられる方の一部を使用して解決しようとしているもう1人の方の主張なんですが、当時の事情として私共家族は農業で生活していたが農耕地がなく困っておりました。農業に従事することが耕作地がなくては生活を支えることは困難であり、家族の生活を維持するためにいろいろ努力したが成果なく、大宜味村は戦前戦後を通じて耕作地のない村民に対しては村有地の貸与制度で貧農救済の前世慣習が存在していた。しかし、農耕可能な村有地は払い下げ申請の対象として耕作され、又は払い下げ申請の縄張りされている状況で、また村当局においても公有地の貸与は関係法例に拘束されることであるとして農地とし貸与しない立場を表明しております。当時は農耕地を求めたい立場にあった。払い下げ地の耕作について、昭和49年2月、先の申し上げた関係者の方ですね。払い下げ申請地23林班の一部の土地を当人の了解を得て耕作した。その頃、普及所、農協はみかん、パインの作付けを奨励し苗木の導入や補助制度、又は栽培指導等で積極的な助成があった関係でその趣旨に添ってみかんを新植した。当時外

国から本村へ来た直後で村有地耕作について細い手続きは知らなかった。そういう事情があったということを述べておられるわけです。

それからあと1件は、24林班の土地でございますが、その関係者の主張でございますが、契約耕作地について別紙添付、これは添付書類もあります。

土地契約の示すとおり土地の賃貸年月日は1964年3月6日に始まり1968年1月8日に関係当事者3名署名捺印し契約が締結されております。また、土地使用料の支払い義務も履行されているが、復帰後は法律の関係で支払い不可能な状況におかれるに至った。その後当該農地は耕作管理上の立地面で、これはある人との、貸地しているようですね。これは両人の合意で農地の交換が行なわれていて、このような農地の耕作者移転は村内の各地で行なわれており、事例があり従って行ないましたと、ようするに申請した所と既にやっている人と貸地したということまでこの人は述べているわけです。

契約以外の耕作地について、契約耕作地と隣接の耕作地との中間に村有の未耕作地があって、その当時村の係員の説明によると村の方針として、耕作地の中間に未耕作地を残すなど、耕作不可能地も谷間又は嶺を境界とし、将来も境界を明確に出来るか所で境界を設定する旨の指導を受けました。この中間地を耕作地に含めるため境界測量の伐採を行なって係員の調査を待っていたが調査がなされずに今日に至っております。当時、村は農業振興のため村有林野の払い下げを積極的に押し進め、特にみかん、パイン等の規模拡大増植が奨励されている状況下であり、上記のとおり村の方針、係員の指示等があり、これに添ってパインの古株更新の際に中間の未耕地を耕作しております。こういうふうな手続きを取って係の指導も受けて耕作しているんだと、こういうふうにそれぞれ関係者の方々は、殆んどこれは記憶をたどった話のようでございますけれども、私共にこのように主張されておられるわけです。それは事情聴取と直接本人から受けた事情聴取と内容は殆んど同じでございます。こういう主張がはたして正式な手続きとして村の担当課、或いは村の係員がそのとおり処理してあるのかどうかというようなことをいろいろ調査いたしたことを、経済課長からそれについての説明を引き続きお願いしたいと思います。

○ 経済課長（仲村順三君） 只今、助役の方から関係者の経過、或いは言い分等の説明がありましたが、当時の職員は1人は辞めておりますし、1人は配置替えになっておりましてその間にそういう話し合う機会がなかったということではいろいろ問題もありますが、しかし、私共その関係者が当時の書類や図面、貸地申請の書類、払い下げ申請の書類等をつき合わせていろいろ検討しました結果、その調査の結果を個々についてお答えしたいと思います。

先ず23林班のい小班、場所としては宇出那覇から上って来て村界に面したものです。これが昭和45年2月18日に申請されております。申請した場所が申請書類を見ると20林班と22林

班それから23林班の3か所にまたがって申請されておりまして、その内の20林班と22林班は払い下げ地域内であったんで払い下げをやっております。ところが23林班は払い下げ地域外でありましたので申請はされておるものの払い下げはされておられません。23林班の払い下げ申請出ているか所は図面、面積等から見て現在問題になっているか所とは位置も違うし、面積から見ても相当狂いがありますし、そういう面で払い下げ申請のか所と問題のか所は別のものであるという判断をしております。

それから5名の調整委員が現地に來られて確認したということについては後で出て来ると思うんですが、これも調査しておりません。

3番目の職員が東村の職員と一緒に境界を確認したというふうにあります、東村の職員と現地に行ったのは確かだと言っているんですが、払い下げを前提とした指示をしに行ったのではなくして東村界の確認に行ったということでもあります。

4番目の未墾地資金の借り入れのことに触れておりますが、確かに1971年11月に農協より未墾地取得資金の借り入れをするために、農協としては手続きをする上で村の証明がないといけないということで村有地払い下げ予定地を借り入れ希望者の資金に見合う面積の価格、或いは面積を記入して証明書の発行は本人が述べているように発行してあります。

それからブルの使用と伐採に係職員が指示したとありますが、それについて伐採やブルの使用を認めたという事実はないというようになっています。

それからその土地についての関係者が開墾した当時そのとおりに指示したことでありますが、これはあの頃から知らない人が、他人がパインを植えているという連絡がありましたので、私と係2人の3人で現地を確認しに行きました。現地に行ったら第3者の人がパインを植え付けしておりました。その人に事情を聞いて直ちにその関係者のところに行って無断耕作であると、或いは払い下げ地域外であるということを指摘しましてパインの植え付けを止めるように忠告してあります。

以上が私共関係者が調査して確認した事項です。

それから23林班のよ小班、助役が2番目に説明しておりましたものについて、申請は確かに1971年昭和46年ですが10月19日に申請がなされております。しかし、本人が記述しております事項の中で、役場の窓口で申請の時に2万坪を申請しようとしたが係職員の指示によって4万坪に訂正して申請したとありますが、この職員に聞いたところそのような記憶はないということですね。

それから境界立ち合いですが、この立ち合いについても係も図面と写真を持って現場に行って現地を確かめに行ったんですが、係としてこの境界を指示したか確かな記憶はないということです。それからその土地が私共が無断開墾地でないかと確認したのが今年の6月末か

ら7月の初め頃で、係の方から向こうも手続きを経てないで耕作をしているはずだということで、それで書類等を調べてみると貸地申請もされてない、ということで無断で耕作しているのではないかというふうに判断をしているわけです。

それから払い下げ当時に払い下げ区域を確認すれば開墾してもいいということは通例であったというふうに述べておりますが、伐採の指示、或いは区域の確認などをして即耕作していい、作物をしていいという指示はやっておりません。

同じく23林班のよ小班の一部を、3番目に助役から説明のありましたものについては、私共が確認したのが53年3月頃でした。その後、無断で開墾しているということで始末書等を取って早目に植え付けているみかんを移植するように指示して、現在に至っております。

24林班、当人の言い分によりますと、貸地契約が1964年3月にしてあるということでありますが、これは今問題にしている土地については貸地契約もされておられません。それから払い下げ申請も出てない所なんです。貸地契約してあるというのはその上の方の23林班、これは他の人が貸地契約している所をその人と交換した土地なんです。このことを貸地契約してあるというのが、1964年3月に貸地契約しているというのはその土地のことになっております。当該問題の土地については貸地契約もないし、払い下げ申請も出ておりません。

それからこの土地について伐採をして係職員が来るのを待っていたというようになっていますが、当該土地は払い下げ申請もない所であるし、地域外でもあるし、職員は現地へ行って払い下げの指示とか立ち合いなどは全くしたことはないというふうになっています。

この土地が無断開墾地だと判断したのは、議会の皆さんが去年12月に現地回りした場合に係の方から向こうもそうじゃないかというふうなことがありまして、私もはっきりしなかったんでその後現地に行って確認しました。ところがその後、前の議会にも申し上げましたが本人は貸地していたんだとなっています。それがはっきりしなかったんですが、後で書類を調べてみますと貸地していた場所は先程申し上げましたような第3者が貸地していたか所だったということです。これがはっきりしたのが4月の初め頃になっております。

以上が私共関係した者が確認した事項です。

○ 9番（松島重克君） 只今関係者の言い分と当局の関係職員のかかなり綿密な調査がなされたというような感じを受ける説明をお聞きしたわけです。両者の言い分をつき合わせて来ますとおよそ真相が解明されて来たのではないかと思うわけです。後はどういう手続きを採られてなされたかということを検討しますと、自らどちらの言い分が正しいかという判断は出て来そうな感じがするわけです。

そこで、そういう判断を持ってこの問題の処置はどうなっておりますか。もうされるところまで来ているわけですか。まだですか。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては前から申し上げておりますように、私共の監督不行き届きで問題が起っているということに対しましては大変申し訳なく思っております。

実は前の議会におきましても11月いっぱいでは調査完了する予定と申し上げていたわけですが、先程も事情の説明がございましたように何回も繰り返して言い分を聞かなければならなくなり今まで長くなっているわけですが、それでも調査の報告はやっているわけですが最後の詰めまで至ってないわけです。それでその件につきまして更になにしまして調査をして最後の処置をやろうと思っているわけなんです、これになるべく早目にやりたいと思っています。

○ 9番（松島重克君） 確認しておきたいと思っています。この問題が出まして質問者である私もいろいろな声が耳に入るわけです。それで質問者としましては片手落ちがあつてはいけないということで公平をきっしておきたいと思いますので、先程の関係者の言い分で漏れているところはございませんか。

○ 助役（新城繁正君） この問題は私共といたしましては非常に重要な問題だと思っておりますし、また、この問題が財産管理という非常に大事なことにひとつの大きな問題を起こしたということで、私共といたしましても係職員の言い分についても書類とかで一応確認をする、そしていろいろな形で事情を聴取して正直なことを聞きたいんだと、私共に落ち度があれば当然それなりに改めておわび申し上げて今後の行政に生かしていきたいという気持ちは十分持っていますし、先程の課長の説明でもありましたように土地の把握というのが十分なされてなかったという私共のミスということも入っていつているわけです。

それから指導いたしましても指導の仕方、或いは人間関係等につきましても反省するところがあつたのではないかということ等も幾等か問題として残るような感じがするわけですが、現段階ではこういうことを手続きとしては踏んで来たと、ところがなかなかそういうことが思うようにいかなかった。そのいかなかったということにつきましては関係者の皆さんが係職員が主張するだけではなかったという、公式か非公式か別にしても話し合いの中でそれがあつたとか、そういうふうな気持ちを誘うというふうなことがあつたという、そういうふうなことも現在に至ってまだあるわけですし、それから事情につきましても課長と私と関係者の間では公式非公式合わせまして5回ぐらい、なるべく真相究明、私共がもし落ち度があるなら係職員も含めてこれはそうであつたと、この際主張のし合いだけでは解決出来ないし、そうかといって真実を曲げてやるということも大変だということで極力やっているわけですが、いろいろ事情を聞いておりますと中には生活上道義的に確かに良くはないと思いながら村の指導が適正に入り込んでいかなかったために、つい生活を大事にしたいと、生活をして

いくためにはどうしても土地を耕作して収入を上げなければならんという追いつめられた、当時としては道義を全うするよりもせつぱつまった事情もあったようでして、そういう事情等も我々として十分考えるわけですが、しかし、あくまでも行政の立場は条例や法例、或いは一般的な客観的な立場から物事を判断しなければいけないので、これにつきましてはこれからなお時間をかけて深く検討して、一方的な処置ということは全く考えておりませんで、あくまでも関係者の言い分も十分我々としては、なお足りないところは聴取し職員の方もこれからも足りないところがあったらもう少し聴取して、お互いに非は非是は是ということで、誰が聞いても妥当な処理であったという評価が得られるような方向で処理していきたいと話合っている最中であります。

○ 9番（松島重克君） いろいろお考えなされているようですが、先程の答弁の中で気になるものがあるものですから伺っておきたいと思います。先程助役が現在鋭意調査努力しているというのは無断耕作という判断がしがたいからというような説明があったわけですが、これは少し問題ではなからうかと思います。前の議会で村長が判断し難いと言ったのは無断か黙認かの判断が付き難いということであって、無断耕作の判断が付き難いということではないんです。これは初めから結論は出ているわけですね。だから無断という表現を使ったということをおっしゃっておられるんですが、これが問題点なんですね。無断という判断が難しいというでなしに、あの時点のお話は無断か黙認かの判断が難しいとおっしゃっておられるんですね。これは問題ですね。どうでしょうか。

○ 助役（新城繁正君） 表現のし方が多少すっきりしてないというご指摘だろうと思いますが、私が先程申し上げました無断耕作という言葉と黙認という言葉が確かにあるわけですが、結局は全く知らなかったというように、現状を担当職員も知らなかった、関係課長も知らなかった、勿論上司の方も知らなかったということも実は、先程の説明でそこまでは知らなかったと、土地を、隣の耕地はここまでだろうという、ようするに誤った認識、知らなかったという表現はちょっとなんと思うんですが、これは貸地契約した所だろうというような形の認識があったと、それが正式な手続き踏んでないでやっている土地だというふうに気がついたのが最近のことだというふうな先程説明がありました。そういうあるわけでございますけれども、今、私が無断という言葉に抵抗を感じていますのは主張されている方々の主張の中には現地も立ち合ったとか、それからある機関の方々も立ち合ったり、それが指示もしたというふうな主張もあるものですから、もしそれが行政としての正式な機関の行為として行なわれているとすれば、これは無断という形にならないのではないかという考え方もあるものですから、一応慎重を期しているわけですが現在我々が調査した、ようするに先程経済課長から述べられた調査の結果からすれば、またそれはいくらかはっきりしたものになっ

ていくのではないかと思うんですが、これは先程も申し上げましたように現段階の調査結果といいますのは両方の主張に或いは意見に必ず一致しないところが残っているので、これをはっきりどちらであったという形にならないと無断であったということになるのか、それともどういう形になるのか、その辺に実は慎重を期して対処しているという立場でございまして、私の説明の内容はそういう立場から申し上げているということをご理解いただきたいと思います。

○ 9 番（松島重克君） ちょつと助役さん認識が我々と違っているんですよ。去年の12月から現在までこの問題の質疑応答は無断耕作というものについての質疑応答がなされているんですよ。と言うのは、これはもう先に結論が出てしまって、そして後から私の方が調査なされてはどうかと申し上げたんですよ。当局が調査するということになしに無断耕作ということになってはおるんだが、しかし、実態の調査をされたらどうかと、だから前に村長と私の質疑応答の中で判断がし難いというのは無断か黙認かということが判断し難いと村長はおっしゃっているわけです。無断耕作ということを前提にこの問題の質疑応答はなされて来れているわけです。今頃無断耕作の判断がし難いからこういう調査をやっているということであればおかしいんですがね。これは9月議会でもおっしゃっておられるんですよ。私が無断か黙認かということについて質問した時に、これは無断か黙認かは判断し難いと、無断耕作と解釈して無断という表現を使っているわけであるとおっしゃっておられるわけですよ。何も無断ということの判断が難かしいということではないわけですよ。認識改めていただかないと困まるんですがね。これはひとつの大きなポイントであるわけです。この問題は調査をして後の結論でなしに、結論が出てしまって後から調査が追従しているんです。先程の説明は少しおかしいんじゃないですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時38分）

再 開（午後3時48分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） この調査をするに当りまして、いわゆる手続きをしてないで開墾している。それについての表現が無断という表現が妥当かどうか、或いは他の表現があれかということなんですが、結局、正当な手続きを得ないで開墾しているものに対して無断だという表現でやっているわけでございます。

○ 9 番（松島重克君） 何か当局は質問の趣旨を取り違えているのではないかと思うんですが、私は先程質問者の立場として公平を期さなければいかんので関係者の言い分に漏れはありませんかと確認のためにお聞きしたんですよ。そしたらその答弁として助役はいろいろ

なことをおっしゃった中で無断耕作と断定しがたいのでこういう調査をやって後判定を下したい、こういう答弁があったから私は問題点ですよと、今まで長い間質疑応答は今村長がおっしゃったように無断耕作ということが前提にして質疑応答がなされているんです。今の時点に来て無断耕作が判定しがたいのでこういう調査をして判定を下すというような答弁が出たら、これは問題だと言わざるを得ないんですがね。

それでお聞きしているんですよ。

○ 助役（新城繁正君） おっしゃること良く分かるような感じがします。

ようするにこれまでに議会で質疑応答で無断耕作と、ようするに現実にあったからこういうふうな問題が起きたんだと、だからその真相を究明していくと無断であったか黙認であったかという両方の決着にしかならんだろうという話でございますが、それは確かに理解出来るわけでございますが、私が説明申し上げておりますのは、どういういきさつでこういうふうになったのかそれを十分聴取しないと、ようするに正規の手続きは取られていませんので、今の調査では、その意味からするとこれは無断というふうに、先程村長が述べた正式な手続きが取られてない耕作については無断であるという立場に立ってこれまで進めて来たと、こういう認識の基に話を進めてほしいというご希望のようですが、これはそういうことで良く理解出来るわけです。ただ、正式な手続きは取れてなかったけれども、いろいろ事情があったり、その上に私共の指導が届かなかったがために、ようするに自分の職務を完全に果せなかった、だからそのままその土地が一定期間現状のまま残されていたという実情も出て来ているわけです。このことも含めて無断というふうに決めつけて処置していいかどうかという私なりの認識といいますかそういう立場で申し上げているわけですし、先程おっしゃった手続きを踏まないでやられた所は無断という形でしかならんだろうと思うわけですがそれでもそのことは十分理解しているつもりでございます。

私が申し上げておりますのは私共の十分な管理がいき届かなかったために本人に何か与えて、ようするに黙認という形になるかどうか表現はあたるかどうか分かりませんが、それがために、ようするにこっちからも指導しなかった、うながさなかった、本人は書類は出したんだから開墾してもいいという、そういう慣習があったということ述べておられるので、その意味でこちらがうながせばその時点で解決出来たはずなのに、それがなかったためにそれがそのままになって来たものについてもやっぱり無断ということで処理すべきであったかどうかというところに迷いを感じたものですからそういうことを申し上げたわけですし、内容はそういうことでございます。

○ 9番（松島重克君） 同じような繰り返えしになるんですがね。先程私が質問者の立場で公平を期すため関係者の言い分は漏れておりませんかという質問に対して、いろいろおっ

しゃった中で村長も前に言っていたように無断開墾と断定するには何か難かしいようなところがあるので、調査をして後断定を下したいということをおっしゃっておられるんです。質問の趣旨からいくとあれは余分なことなんです。私はお聞きしておらないんです。ストレートに関係者の言い分は漏れておりませんとおっしゃっていただいたらそれでことは済むんですが、いろいろおっしゃった中でそういう判定が難かしいので調査をして判定を下したいということが出たものですからこれは問題だなあと先程申し上げましたように、この問題は先に結論が出て後から調査が追っかけているんですよ。無断耕作ということは当局がおっしゃったことなんです。

だからその裏付け調査をしたらどうかということ でなされているんですがね。その時点でそういう答弁が出ますと質問者は立ち往生せざるを得ないんですがね。

質問の取り方がおかしくなっているんじゃないですか。

○ 村長（根路銘安昌君） このように理解をしていただきたいと思います。

確かにおっしゃるように正当な手続きを得ないで開墾していると、そういうふうなことで無断開墾というふうなことになっているわけです。正当な手続きをやっていないということは前で分かっているわけなんです。ただ、その正当な手続きをしないでやったいきさつ、これを今調べているわけですし、そして正当な手続きをしないでやったいきさつ、これが現在の調査の対象になっているわけです。それが正当な手続き得ておれば問題ないわけなんです、正当な手続きを得られてないいきさつを今調べているわけなんです。

○ 9 番（松島重克君） 私も大体そういうように理解しているんです。長い間かかって質疑応答がなされて来たということはですね。無断開墾というものを前提として質疑応答がなされて来て、そしてこれについて調査をしようということで調査なされていると、今の時点で無断耕作かどうか判断し難いから調査をして判定を下すということが答弁で出ると問題であるということで申し上げているんですよ。

確認しておきます。無断耕作についての調査がなされているということでよろしいですか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのように理解してよろしいと思います。

○ 9 番（松島重克君） この問題が提起されましてもう 1 か年になるわけですが、その間それなりの努力されているものと十分感じているわけですが、しかし、1 か年の歳月が経過しているわけです。関係者も勿論であります。周囲の住民も何故これだけ時間がかかるのかという疑念を持つのは当然であろうかと思ひます。そこで当局は前にこの問題について調整委員会に相談してみたいということでございましたが、相談なされておられますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 調整委員会とその件については話し合いしなければいかんと思ひうわけなんです。前の調整委員会との関係もありまして、これは当時の委員長のみから事情

を聞いているわけでございます。

〈村有地払い下げ事務の早期実施について〉

○ 9 番（松島重克君） 現在の調整委員会とはどうですか。この問題について話し合いとかなされておりますか。

○ 村長（根路銘安昌君） 現在の調整委員会とはまだ話し合っておりません。

○ 9 番（松島重克君） この問題が提起されましたのは払い下げ調整委員会が建議されたということで問題が出て来たわけであります。そしてその時点で既に調整委員会は建議の中で結論を出しておられるわけですね。だから結論を出すからには出すだけの根拠をお持ちだと、こう考えているわけです。だから当然当局が調整委員会とも相談してみたいというようなお話も前にありましたので、相談なされたのではないかと聞いておりますが、調整委員会との相談、或いは諮問でもなされて何か調整される必要はありませんか。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今のご質問、今問題になっている土地について調整委員会と話し合いしたことあるかという質問だと思っています。現在のところまだございません。

○ 9 番（松島重克君） これは各々の所管があると思います。議会は真相を解明したいと、そして調整委員会は払い下げ問題を担当すると、長の諮問に答えると、そして当局は調査その他の結果を考慮して処置を採るというように各々分担があると思います。しかし、当局は問題を提起しましたのが払い下げ調整委員会でありますので、当然やらなければいかんのではないかと考えております。これは早急にやらなければいかんと思います。

次にお伺いしたいわけですが、林野条例第41条とこの問題を考えた場合に条例自体に問題はないかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） おっしゃるように林野条例41条ですか、そういうふうなものも結局適用も考えなければいかんと思っているわけです。

○ 9 番（松島重克君） 私が申し上げているのは林野条例の適用をどうということになしに、前の議会でお話聞きますと現在まで林野条例第41条の完全適用がなかったということを伺っているわけです。そうしますとこの問題の解決に当たっても条例とのかね合いが出て来はしないかと思ひまして、この問題解決と平行して条例の検討を必要ではないかと思うんですがどうでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 確かに林野条例そのものは前に策定したもので、いろいろ問題あろうかと思ひます。林野条例そのものを相当改正しなければいかんのじゃあないかということで、担当課に検討をさせているわけでございます。

○ 9 番（松島重克君） 現在の問題がどういう形になるか分かりませんが処置される段階では林野条例と関連して来るというのが普通の見方なんですね。そうしますと過去において

この条例の完全適用がなかったということをお聞きしておりますので、当然この問題の処置に当っては条例についても検討しなければならんと、かかわりが出て来ると思うんですがいかがでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 只今おっしゃるように41条をそのまま現在において実施することは問題があるかと思うんです。今、その地域が払い下げ地域となっておりますので造林させるということも問題があるかと思っています。ですからこれについての検討と申し上げましたのも、払い下げ地域に設定する前でありましたら当然そうやらなければいかんわけなんです、その後になりますので造林するというのも問題があるかというわけで、その適用について検討したいというふうなことでございます。

○ 9番（松島重克君） 調査もかなり煮詰って来ておりますし、問題点を解明するわけですが、当局の予想としましてはこの問題の解決処置にはまだ大分時間がかかりそうですか。

○ 村長（根路銘安昌君） なるべく私共といたしましても慎重を期しながら早くやりたいという考えでございますが、はっきり何時とは申し上げ難いわけなんです、自分達といたしましては来月あたりまでは結論出さなければいかんじゃないかと思っているわけです。

○ 9番（松島重克君） 現在、この問題の人以外からも払い下げ申請出されていると思います。それでこの問題のものと他のものとは区別して事業執行されるお考えであるのか。

これも含めて事業執行なされるお考えであるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 払い下げ地域内における所の只今関係している人達とその外の人達と別々にやるのか一緒にやるのかということでございますが、その件につきましては問題になっている人を別にしてでも早く事務は進めてもらうようにということで担当課に話しているわけでございます。それも早く解決しなければいかんわけなんです、そういうふうには話しています。

○ 9番（松島重克君） 前に質問いたしました時にこの問題になっている土地にかかわる申請が出ているという調査結果をお聞きしたわけですが、申請されているのは受理されているのかどうか。

○ 経済課長（仲村順三君） 受理されております。

○ 9番（松島重克君） 受理されているということになりますと、これはこの土地にかかわる本人であるのか。或いは身内の者であるのか。或いは第3者であるのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 受理ということは書類の受け付けがされているということでありまして、この書類に対してどうするというふうな回答はまだ出されていないわけです。

○ 9番（松島重克君） 受理ということとちぐはぐな答弁になっておりますが。

- 村長（根路銘安昌君） 失礼しました。間違った答弁でした。
- 経済課長（仲村順三君） このことについて前に調査して報告してあると思うんですが、資料持ち合わせておりませんので調べてから報告します。
- 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時18分）

再 開（午後4時28分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。
- 経済課長（仲村順三君） 只今の関係者4名についてですが、1人は本人で後の3人は子供の方から申請が出ています。
- 9番（松島重克君） 受理されたというお話であります、この場合、受理されたということは払い下げ出来るとご本人達はお考えだと思うんですが、そういうように受け取ってよろしいですか。
- 村長（根路銘安昌君） 申請書類の受理は必ずしも払い下げするというでなくして、その中で払い下げの手続きについての処置をしなければいかんと思うわけです。
- 9番（松島重克君） 普通、こういう申請とか許可願いという場合は受理されるということは十分可能性がある、出来るという時点で受理されるものと、申請する方はそう考えるべきだと思うんです。だから多分、申請された方はそう思っておられるだろうと私は思うんですがね。その辺の説明を十分なされておりますか。
- 村長（根路銘安昌君） 受理したということは受け付けしたということなんですが、受け付け段階においては分かりませんので、更にそれを審査して、出来る人には出来ると、出来ない人には出来ないという通知はしなければいけないと思うんです。
- 9番（松島重克君） この問題が去年の12月から現在まで至っているわけでしょう。だから他の申請と一緒に受理されているということは、やはり関係者は受理されたから出来るんだと思うのが普通じゃあないですか。

先程の調査の時点でも申請したから、関係者の言い分はそれが大きな拠り所にもなっているんです。

受理という言葉の解釈がいくとおりも解釈出来るかも知れませんが、普通受理というのは条件が整っているから受理するということになるのかと思うんですよ。先程担当課長の方から申請は受理されているというお話でありますので、受理ということを前提に質問申し上げているわけですがね。私は関係者は多分そのように考えていると思って聞いているんですよ。だから関係者がそう思っているならそれで出来ますよということであればそれで結構ですしやはり関係者はこの点関心を持っておられると思うんですね。自分達が申請されて受理

されているということについて関心持っておられると思うんです。

それについて計画も予定も立てておられるかも分かりませんが、だからお伺いしているんですが、受理されたということは関係者は出来るんだというように受け取っておられると思うんですがね。その辺の配慮はどうなっていますか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時36分）

再 開（午後4時38分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程受理をしたということでございますが、用語上の問題検討してみますと法例上の問題いろいろありますが、今、申し上げておりますのは申請書を受け付けしたということでございまして、受理という法例上のこととは別にいたしまして受け付けをしているということです。

○ 9 番（松島重克君） お役所のことですから受け付けと受理とは区別していただかないと問題が出る場合が多いですよ。

一般の方は受け付けと受理と区別つきませんよ。受け付けされたら受理されたものと思うんですよ。

問題点があれば受け付けの時点で何かのお話があるということだと思うんです。ただ、受け付けされたら受理されたなあというようなことが一般的な考え方になるかと思います。

そうしますと、払い下げ申請された方全部受け付けておられるわけですね。そうしか受け取れないんです。そうしますと村当局は申請されたものは全部受け付けると、そしてその可否は調整委員会で作られるということですか。

○ 村長（根路銘安昌君） 申請の出たものにつきまして勿論調整委員会にも諮るわけですが、村自体としても意見を加えながら調整委員会に諮るべきであると思っています。

○ 9 番（松島重克君） だからその受け付けの時点で何かお話はされているんですか。関係者は書類は受けてもらったんだから出来るというように思っておられると思うんですが、書類を受ける時点で何かお話しされていますか。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに受け付けの時点でそういうふうな説明を加えるべきであったと思うんですが、そういうことはやっておりません。

○ 9 番（松島重克君） この申請を受け付けるということで今まで何回かこの問題出ていますね。だから特にこういう問題がある時点で、この問題の取り扱いがもう少し配慮しておきたかったなあと思うんですがね。この問題は一昨年の12月に出ておりますし、払い下げの申請はその後なされているわけですよ。そうじゃあなかったですか。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時43分）

再 開（午後4時54分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済課長（仲村順三君） 受け付けしたのは7月から8月1日までです。

○ 9番（松島重克君） 一般の方は受け付けてもらったから出来そうだというように取りがちであると、多分、関係者はそういうように考えておられるのではないかと思います。

と言いますのは、現在まで受け付けたか受け付けないかでいろんな問題も出ておりますし、特にこの問題の渦中の人達でしょう。この問題が提起されたのは一昨年の12月からですからね。その時点で受け付けられたということは関係者は出来るんだなあと取るのが普通でないかと思います。だから、その辺の配慮は今からでも遅いかも分かりませんが必要でないかと思いますがいかがでしょうか。

○ 議長（玉城一昌君） 会議時間の延長についておはかりいたします。

通告のあった一般質問の終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、通告のあった一般質問が終了するまで会議時間は延長することに決しました。

○ 村長（根路銘安昌君） 役場の事務につきまして、受け付けして申請が出たものに対しまして実際に払い下げ行かかどうかということは、事務的な手続きがあるわけでございます。それは担当係のところにその書類が保管されているわけですが、それにつきまして、その人達について払い下げをするようなひとつの事務手続きをしていいかどうかという決裁受けなければいかんわけです。でありますのでその段階で個人的な審査出来るわけです。

○ 9番（松島重克君） 時間がありませんのでこれは後日に回わしたいんですが、一言だけ申し上げておきたいことは、今のお話は一般申請者に対するお話なんです。一昨年の12月からこの問題が提起されて、この問題にかかわる土地に対する申請についてはそれなりの配慮が必要であるということなんです。今までのケースからそういうことなんです。だから今からでもそういう配慮があってもいいのではないかと申し上げたんですが、これは当局のお考えに任したいと思います。

通告しておりますように、この問題の経過について実際に担当している担当職員の意見をお聞きしたいんです。時間がこういう時間になりましたので待機しているか分かりませんが、出来たらお聞きしたいんですが。

○ 議長（玉城一昌君） 暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時01分）

再 開（午後5時04分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9 番（松島重克君） 質問の補足をしたいと思います。

この問題の経過について担当職員の意見をお聞きしたいということで通告しているわけですが、時間が勤務外にまたがりまして誠にお恐れ入りますが、一昨年12月にこの問題が提起されまして後、担当職員の前向きの姿勢は我々も感じております。かなりご苦勞があったのではないかと考えているわけですが、この問題初めから最後まではお分かりにならないかも分かりませんが、担当職員として知っている範囲内で経過でも結構でありますし、この問題に対する担当職員としてのお考えでも結構であります。一番身近でこの問題を感じておられる担当職員のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○ 技手補（金城秀善君） 私が林務担当として役場に入ったのが昭和49年5月1日でございます、3か年程経過して水産担当にも回されまして林務と水産の両方やって来たわけですが、3年目あたりから慣れまして払い下げ問題とか山の難かしい問題うわさにはいろいろ聞いていたわけです。登記料を村が持つとか、或いは受益者が持つとか、そういうことは問題多々あったということで、議会でも大分もめたということは知っていたわけです。それで払い下げに対しては私が来てから慎重に対処して、未処理のものは問題なく解決したように思っております。それも前に残されていた懸案事項であったわけで、当り前えのことでありますけど誠心誠意問題ないように処理したつもりであります。

それで今ここで問題になっている4件でございますが、1件はうわさとして無断開墾じゃあないかという話は、大分前のことでありますので私が入ってから6か年程なりますし、うわさとしては聞いていたわけですが、一昨年の調整委員会の諮問事項の段階で貸地契約等を調査しまして、貸地契約に乗っていないか所もありましたので、その時は耕作者の言い分も聞いてなくて貸地契約にないものは無断開墾じゃあないかと感じていたわけです。

23林班の1件は去年の議会で新たに出て来たということのようです。

23林班のもう1件は私の在任中に発見しまして早速撤去を口頭でやりまして3回程撤去要請した覚えがございますし、上司の経済課長からも2、3回程撤去の要請は口頭でやっております。それがなかなか本人が撤去要請を聞いていないという現状でございます。

24林班のもう1件は貸地契約調べましてそれも貸地契約がなかったわけです。それも貸地契約のないものは無断じゃあないかと感じて調整委員会の場でそのお話は委員の方に申し上げているわけです。

実は微妙な問題でございまして、直接私係としては調整委員会の始まる前には耕作者の言い分も聞いて調整委員会に説明申し上げるのが妥当でなかったかと思えますけど、それがなされてなく耕作者の言い分ということは事情聴取の段階でも聞いております。それで23林班から24林班にかけて早くこういう問題のある所は、ようするに大保地区あたりは払い下げを強く要望していたわけですから、そういった住民のためになるべく早く解決方法を一緒に考えながら払い下げして、住民に農業生産と経済の向上のために早急に地域設定して払い下げして経済向上のためにやった方がいいのではないかと思いますので地域設定も前の議会に出して認められているわけでございます。

〈村有地払い下げ事務の早期実施について〉

○ 13番（平良嘉清君） 当局の当時の状況と関係者の事実に基づく当局の行政判断により過去及び現在より払い下げ事務の支障なきような円満解決の方法、この村有地払い下げにつきましては長い間当局の皆さん議会の皆さんにご迷惑をかけたことは関係者としておわびいたします。

経過の説明と関係者の言い分、並びに調査したところの本人の言い分というような内容があったわけですが、その内容においてはある程度事実と反したところもあると思います。もうちょつと煮詰めなければならんというのが沢山あります。早期に解決するというひとつの目標からいたしまして、村長はどのような形で現在表われている調査を基にこの調査をすべきか。

○ 村長（根路銘安昌君） 私はこれは円満な解決方法あり得るかというふうなことでございます。やはりこれにつきましては先程からこの問題で論議があるわけですが、当然取るべき処置はやらなければいかんと思っているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 皆さんが調査した範囲、その中には関係者の言い分というものに對しましては否認事項があるわけなんです。その否認事項についてそのままですのか。

更に煮詰めまして問題の解明ということをはなされるかどうかということを知っているわけです。

関係者の言い分を1問1問解決しなければ解決方法ないわけです。だからそういうような掘り下げたところの検討までなされて結論下すかということなんです。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは当時の状況と関係者の事実に基づいたところの言い分の判断だというふうなことで解釈するわけなんですけど、しかしこれは今調査している段階でありましてどれが事実であるかということが問題であるわけなんです。ですからこれは村のきまりに従って処置はしなければいかんと思います。

○ 13番（平良嘉清君） 解明の方法でございしますが、どのような方法で解明していくのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 調査結果に基づきましてこれの処置をやるということでございます。

○ 13番（平良嘉清君） 結論に達するまではどのような形で調査をするのか。

○ 村長（根路銘安昌君） 正当な手続きを得ないで村有地を開墾しているわけでございますので、それに対しては払い下げをすべきであるかすべきでないかというふうなことです。それを検討していくということです。

○ 13番（平良嘉清君） この関係者の皆さんはこの土地に関しましては当局が判断するものでありまして、これは関知しないと思うんです。ただ現在までの経過というものに対してどのようになされなければならんか。こういうような立場でございまして、これをどうするかということです。結論を申し上げれば、行政事例があったものとないものを同じように見るのかということなんです。無断開墾というのは行政行為があった、これはどういうふうなことであった、この経過を解明して、そして白紙の立場であったものと両方つき合わさなければ問題は無いと思うんです。どのような格好で臨むかという問題です。

○ 村長（根路銘安昌君） 無断開墾が事実に基づいてどう処理するかと、今事実解明やっているわけです。やりつつあるわけです。ですからこれは正当な手続き得ないでやっているということは無断開墾者も事実認めているわけです。今までの調査、或いは私共の聞き取り調査によっても正当な手続きを得てないということは認めているわけなんです。だからそのような事実に基づいて処理しなければいかん。

○ 13番（平良嘉清君） だから事実の解明はどのような点から掘り下げて事実の解明するか。

○ 村長（根路銘安昌君） そのことにつきましては前の方にもお答え申し上げたんですが、これから詰めてやるということであって、今はっきりどうするという事申し上げられせん。

○ 13番（平良嘉清君） 根本的な問題に対しまして、これはひとつの解決の方法でございますので伺いいたします。

行政事務の一般的処理といたしまして申請書を出す、これを受理するとこれに対して可か否か文書で通知を出さなければならんと思うんです。当時の状況といたしまして文書を出されたかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 常識的に許可不許可というのはやらなければいかんわけですが、払い下げにつきましての最終的なものは契約であります。これは払い下げ条例の中にもあるわけなんです。これが最終的に認めたということです。でありますのでそれをやらない限りは、たとえ文書が来なくても払い下げされたということではないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） これにつきましては関連することでございますのでお伺いします。

その当時45年から48年頃までには当局は開墾地である。それから設定地域でないという区域の認識は統一されていたか。ここは払い下げ地でありますよと、ここは払い下げ地ではありませんよという当局と調整委員会が統一見解持っていたかということが考えられるわけです。どういう見解であるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 何林班何林班が払い下げ地域であるということは明確にしているわけですが、その現地につきましては私の方で良く理解しておりません。調整委員会と一緒に現地を回っておりませんので、現地について理解されていたかどうか良く分からないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 村長がああ当時のこと分からないということであればこの問題解明は出来ないのではないかと思います。あの当時、45年から48年頃払い下げ地であった、これは払い下げ地でないという調整委員会と当局が統一見解出されてないということは、この問題解決の解明には非常に大きな汚点だと思うんですよ。どのようにしてこの問題の解決をなされるかということです。

○ 村長（根路銘安昌君） 村長私自身が現地と一緒に回っていないから、係員と一緒に行って説明していると思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） こういう事例が生れて来ているんですよ。

45年2月18日村有林野払い下げ申請書提出、当局受理、この申請書に基づいて当時の調整委員会は来ているんですよ。そして調整委員会がここは払い下げ地域であります、ありませんという認識があるならば、おそらくこういう行政行為というのは生れないはずですよ。そういう統一見解が出されてないからこういう行為が生れているという解釈するわけです。その当時調整委員会の条例を見ますというと、これは村長が招集してやるとありますが、当然そういう事態はご承知であると思います。ようするに当時はこういう不統一見解だからこういう事態が生れるという見解が生れるわけです。それについてどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） その当時、何処をどういう時間にどう回ったかということ我々が分かりません。係員と一緒にやったでしょうが、しかし、事実において調整委員会の当時の委員長に聞きましたら、これは村と相談しなさいということ調整委員会言ったということでございまして、だから調整委員会がどうという指示ということ委員長から聞き取りしたことには出てないわけです。

○ 13番（平良嘉清君） だから今のような発言おありだと予想されているんです。そこで最後の詰めはどのような格好で行うかということをおし上げているんです。

○ 村長（根路銘安昌君） この件につきましては先程申し上げましたとおりその処置につ

きましては当然これまでの条例とか照らし合わせてしなければいかんと思うんです。

おたくのおっしゃっているのは13番議員自分の所話をされていると思うんですが、これにつきましては払い下げ地域でないということも職員からの連絡があったということ我々聞いているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） 払い下げ条例を見ますというと、大宜味村の村有地を大別すると森林地域、或いは農振地域として大別されていると思うわけです。農振地域の中には今23林班入っているわけです。前の払い下げ地域と現在払い下げる地域と条件というのは何等差はないわけです。通常の例といたしましては水源かん養地でなければ平等に開墾をして農業生産に生かすのが村の方向なんですよ。同じ地番に片方は払い下げして片方は払い下げしないという、そういう相違が何処にあるかと、ここは水源かん養地であるからここは払い下げ出来ませんと、あの地域一帯としてはまだ農用地として関係ないという見方していますが、そのあたりについてどうお考えですか。

○ 村長（根路銘安昌君） どうして皆んな払い下げしなかったかということだと思うんです。当時の方針といたしまして、開墾している所を中心としてその周囲を農耕地として払い下げ地域にしようということで、やっているわけでございまして、この件につきまして調整委員会にも諮りまして、条例にもありますように議会の議決も得て払い下げ地域の設定をしているわけです。

○ 13番（平良嘉清君） これは同じ条件の中で片方は払い下げして片方は払い下げしてないというような農地行政に対するところのひとつの（聴取困難）事情の問題であると考えるわけですが、今の状態でどのような格好でここは払い下げ地域でないという原因がございましたか。

払い下げしてあるものと現在残っている地域の区別はあったかどうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 先程から申し上げておりますように、開墾している所を中心としてその周辺を払い下げ地域に指定しようということでやっているわけです。

今からどうして設定したかということは私は問題だと思うんですが、皆さんも審議の段階でそれも十分検討されたと思うんです。更に先程申し上げましたように調整委員会の方も回って、その方が妥当だということで答申を得ましてやっているわけなんです。

○ 13番（平良嘉清君） 通常村有地払い下げといたしましては、農振地域に含まれている所は周辺が農地であるならば、水源かん養林に関係ない所は早急に10か年も待たないで解決するのが妥当と思うんですよ。10か年以上の長期にわたりましてどうしてここは放置していたか。これは農地行政のずさんだと自分で感じませんか。それをお伺いしているわけですよ。

○ 村長（根路銘安昌君） 隣りの林班が早く農用地としての払い下げ受けたから隣りも早

くやらなければいかんということもなかろうと思うんです。今までの払い下げた所がうまく開墾されたかどうかということも考えながら進めていかなければ問題でありまして、全部必ずしも1回でやらなければいかんということもないと思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） 今おっしゃるようなことであるので、これは早急に解決しなければいかんわけです。これは管理上不便だから、そこで具体的にいえばそういう農地は早目に解決しなければいかんという前提なんです。

早急にこういう関係している所は農地行政のスムーズにいく過程、或いは住民福祉の過程、払い下げるかということを考えているわけです。それについて伺います。

○ 村長（根路銘安昌君） 今おっしゃるのは我々から考えますと、正当な手続きを得ないで開墾した所を早く正当化せよという考えでなかろうかと思うわけなんです。

そういうふうな考えでなくて、我々が正当な手続きを得ないで開墾しているということ自体も私の耳に入ったのもつい最近でございます。でありますのでそういうふうなものは、処理というのは当然村の財産でございますので適法に処理しなければいかんわけですし、そういうことが早くから分かれば早く処理すべきだったんですが、私達がそれを知るのが遅かったために正当な手続きを得ないで開墾の処理というのが今日まで持ち越されているわけですし、その処理のために早く払い下げをしなければいかんということはどうかと思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） あえて私が申し上げていることは、経過において開墾している、これは無断開墾というのは定義上分かりません。とにかくやっていると、しかし、そういうような過程までにどのような経過をたどって来たか。事実の解明というのを我々は要望しているわけなんです。そこにいきがかり上の問題はどうかという解明というものは常識的に言っても必要だと、その問題点としましては農地行政の現在との問題もございますので、こういう考え方でいかなければならんじゃあないかというようなことを申し上げているわけです。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後5時39分）

再 開（午後5時43分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 村長（根路銘安昌君） 遅れたということなんですが、払い下げ地域に最初指定しましたのは、前に開墾計画でもって森林地を除地にしてあった地域、その除地の範囲内において開墾の許可をしたわけなんです。ですからそういう除地の地域を最初にやったということでございまして、あんたがおっしゃるのは、10か年も経つのではないかということですが、10

か年経つたからどうということではなくして、これからでもやるのが私は本格的な農地造成というのが出来るのではないかと思うんです。ですから時期的に遅かったと判断する人もおるだろうが、私共としてはこれからいろんな農地造成の事業も出来るわけでございますので時期的に別に問題する必要なからうと思うんです。

○ 13番（平良嘉清君） 23林班については前から水源かん養林というわけで23林班はある程度残っていたと思うわけです。だからこの水源かん養林に関係ない所は当然趣旨に添ってやるのがひとつだという考えなんです、森林地域と申しますならばどのあたりが森林地域として指定されていたか。あの場合の森林地域として指定された地域。

○ 経済課長（仲村順三君） 当時の森林計画、これは私が役場に入らない前に出来たものではないかと思うんですが、その計画の中に除地というものを設定しまして、当時開墾をさせるのは除地の範囲内というような方針があったようであります。そういうことで何処で誰が森林計画を作成したかとなれば私も分かりかねますが、貸地の方針としてはそういうふうな方針で貸地させていたと、払い下げについてもその除地の範囲内で主に貸地をしている地域を主体に払い下げをする方針があったかと思うんです。そういうふうな方針で地域設定もしたのではないかと私はそういうふうに記憶しているので、そういうふうなことです。

○ 13番（平良嘉清君） 今のこの問題につきましては前にもありましたように、各自の個々の問題点がまだ残っておりますので、そういう問題点の解明はどのような形で検討されるか。

○ 村長（根路銘安昌君） 言い分はいろいろあるわけなんです、更に聴取をするということでございます。

しかしながら無断で開墾した、正当な手続き得ないでやっているということは皆な認めているわけでございます。そして確かにこれは申し訳ありませんというふうなことを言っているわけです。だからそういうふうなことにしましてはこれからの調査もやりながらやろうということ。ここでどうするということは申し上げられません。

○ 13番（平良嘉清君） すまんということは事実話しています。そこでそこまでの過程において、今の調査段階の中で否認している事項は全部否認でいいかということを考えるわけです。だからこの解明というのをある程度やらなければこの問題の解決にならないんじゃないかと、否認したものは否認のまま通すか。おそらくはそういう事態は来ないでしょう。それが村政の対話的あり方ではないでしょうか。

○ 村長（根路銘安昌君） 解明やります。やりますがあくまでも不当な行為であるということは認めているわけです。それに対して我々はどう処置するかという問題でして、事情かれこれには否認もあるかも知れませんが、本人達が不当であるということは認めているわけ

です。

正当な手続きを得ないでやっているということは全部認めているわけですので、更に否認していることについても調査してその対策をしたいと思っています。

○ 13番（平良嘉清君） 去った議会で文書や口頭で撤去ということがございました。関係者の方々もこの問題については文書や口頭は受けてないということですが、それについて具体的に説明願います。

○ 経済課長（仲村順三君） 確かに前の議会でいろいろありまして、私も長いことそういう事務に関係しておりますので、前の議会で再三文書或いは口頭で指示し指摘したということとを答弁しましたが、これについておわびしたい点があります。

前に、今の問題の土地以外にも4件程処理した無断耕作地がありまして、その土地も含めて文書、或いは口頭で指摘したことを今度のものにもやったということを答弁しておりますが、実は個々の処置についての確認というのも十分やらずに、或いは記憶の整理というのものなさに質問に軽率な答弁をしましたが、そういう関係で議会、村民、或いは関係者に申し訳なく深くおわびしたいと思っています。

そういうふうないきさつで以前に処理したものと混同した形で文書、或いは口頭で指示をしたということでありますのでおわびしたいと思います。

先程報告したものに付きましてはそのとおりでありまして、申し訳ないと思っているのは関係している方について非常に申し訳ないと思っています。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって、一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩（午後5時54分）

再 開（午後5時55分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 議長（玉城一昌君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会いたします。

ご苦労さんでした。

延 会（午後5時56分）

第9回大宜味村議会定例会会議録

(第10号) 昭和56年1月8日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和56年1月8日 午前10時00分)

閉 会 (昭和56年1月8日 午後4時37分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 玉 城 一 昌 君	8番議員 崎 山 喜 弘 君
2番議員 平 良 真 光 君	9番議員 松 島 重 克 君
3番議員 山 城 宗 喜 君	10番議員 前 田 貞四郎 君
4番議員 山 川 保 清 君	11番議員 前 田 福 正 君
5番議員 平 良 実 君	12番議員 東 武 郎 君
6番議員 福 地 善 雄 君	13番議員 平 良 嘉 清 君
7番議員 山 川 正 行 君	14番議員 親 川 富 二 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 山城 保雄 君 書記 前田 孝 君

6. 議事日程（第10号）

日程第1 陳情第13号 公立大宜味幼稚園設置陳情書

日程第2 決議案第8号 幼稚園設置に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ。

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 陳情第13号を議題といたします。

議題検討のため暫時休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前11時44分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

国頭地区消防組合の出初め式に参加するため副議長と交替いたします。

○ 副議長（平良真光君） 議長が国頭地区消防組合の出初め式に出席のため副議長が代わって議長の職務を行ないますのでよろしくお願いします。

1 番退場。（午前11時45分）

暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時45分）

再 開（午後2時05分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

これより陳情第13号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

これをもって、本案の討論を終結いたします。

これより陳情第13号、公立大宜味幼稚園設置陳書について採決いたします。

本陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 副議長（平良真光君） 全員賛成であります。

よって、本陳情は採択されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後2時06分）

再 開（午後4時34分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

日程追加についておはかりいたします。

只今、全員発議により決議案第8号 幼稚園設置に関する要請決議が提出されています。

この際これを日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加されました。

日程第2 決議案第8号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、質疑討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑討論は省略されました。

これより決議案第8号、幼稚園設置に関する要請決議について採決いたします。

本案原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○ 副議長（平良真光君） 全員賛成であります。

よって、本決議案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩（午後4時35分）

再 開（午後4時36分）

○ 副議長（平良真光君） 再開いたします。

おはかりいたします。

会議規則第43条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、本議会に付議された事件の議決の結果生じた字句数字等の整理については、議長に一任されました。

更におはかりいたします。

これをもって、昭和55年第9回大宜味村議会定例会を閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○ 副議長（平良真光君） ご異議なしと認めます。

よって、昭和55年第9回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午後4時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

大宜味村議会副議長 平 良 真 光

署名議員（14番） 親 川 富 二

署名議員（2番） 平 良 真 光